

建設業取引適正化推進期間 講習会

建設業における法令遵守・取引適正化について

中国地方整備局 建政部

全体目次

目次	．．．．．	p. 1
第1章 建設業の現状と課題	．．．．．	p. 2
第2章 建設業法の概要	．．．．．	p. 7
第3章 建設業法における技術者制度 及び適正な施工体制について	．．．	p. 12
第4章 建設業における働き方改革について	．．．	p. 39
(1)担い手3法・建設業の働き方改革関係（適正工期）		
(2)建設業に係るデジタル社会形成推進		
第5章 適正な取引について	．．．．．	p. 60
第6章 建設業法に係る法令の直近の改正及び最新の動向等	．．．	p. 84
(1)建設業の賃上げに向けて		
(2)建設業における労働災害防止に向けて		
(3)建設発生土の搬出先の明確化等		
(4)持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要		
(5)監督処分基準による主な営業停止事案と営業停止期間		
(6)中国地整建政部ホームページでの情報提供		
第7章 建設キャリアアップシステムについて	．．．．	p. 98

国土交通省建設業課・建設市場整備課作成資料・厚生労働省作成資料、中国地方整備局建設業法令遵守推進本部作成資料をもとに構成（外部団体等の資料については出典を明記）

第1章 建設業の現状と課題

建設業に携わる全ての人々にエールを
～エッセンシャル・ワーカーPRポスター～

一般社団法人
日本建設業連合会

国民の安心・安全を守り、わが国の経済活動を下
支えする建設業に携わる人々が、社会資本整備
や災害復旧など、エッセンシャル・ワーカーとして
ニッポンのものづくりに日々邁進する姿を紹介する
ポスターです

ダム
八ヶ岳ダム

トンネル

港・空港
東京国際クルーズターミナル

**インフラへの期待。
守り続ける建設業。**

経済不況、大地震、相次ぐ大雨や台風、建設業に携わる我々は、どんな時も、知恵を出し合い、数々の困難に立ち向かってきました。
2020年。
新型コロナウイルスの脅威の中で、医療、輸送、エネルギー、通信など、生活に必要な止めることのできないインフラが動き続けています。建設業界は、エッセンシャル・ワーカー（日常生活を支える欠かせない存在）として感染防止に努めつつ、その歩みを止めることなく、ニッポンのものづくりへの誇りとともに今日も闘い続けます。

エネルギー
三浦高田風力発電所

鉄道
上野新駅建設工事現場

災害復旧
千曲川堤防緊急保固

リニューアブル
中国自動車道 高尾川橋 (完成後)

感染拡大防止

ICT活用
現場 発注者事務所

国土交通省
一般社団法人
日本建設業連合会
建設業における
コロナ関連情報
建設現場の
取組事例

「建設産業」の意義

建設産業は、インフラ・建築物（店舗・住宅等）の整備・維持管理等を通じて良質なサービスを提供するとともに、地域住民の安心・安全を確保し、地域経済や国民生活を支える必須の存在です。

「建設業者」の定義

○建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

第2条 3 この法律において「建設業者」とは、**第3条第1項の許可**を受けて**建設業**を営む者をいう。

建設工事の種類ごとに、特定建設業許可/一般建設業許可の別で許可が必要

※軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は許可が不要であるため、この者は「建設業者」ではない

元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、**建設工事**の完成を請け負う営業(法§2①)

土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるもの

2. 「建設業者」に含まれるもの、含まれないもの

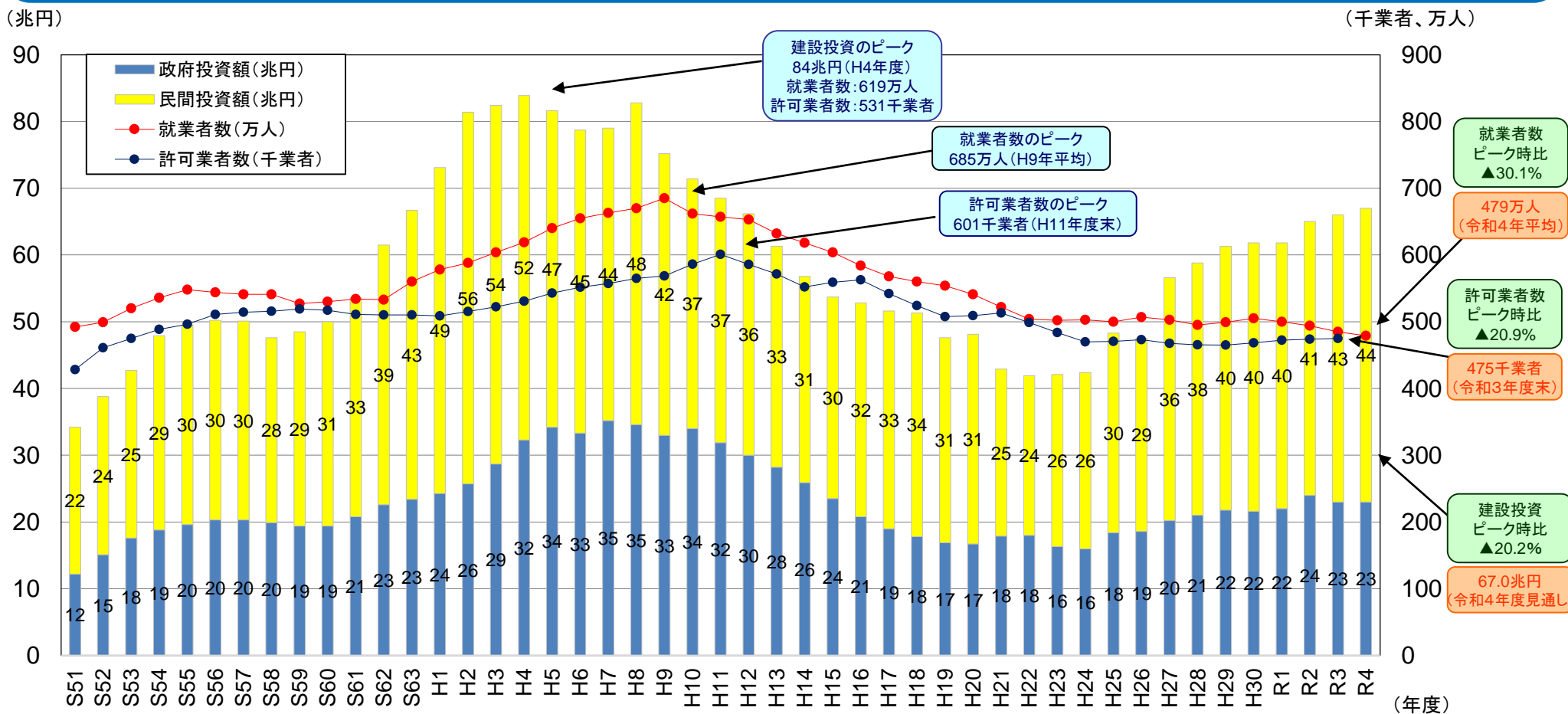
含まれるもの	含まれないもの
<ul style="list-style-type: none">○公共発注者からダム築造工事を請け負ったゼネコン○地方自治体から道路舗装工事を請け負った専門工事業者○一般消費者から持ち家の建替え工事を請け負ったハウスメーカー	<ul style="list-style-type: none">○工場製品を製造する会社(注1)○施工監理○除草を行うシルバー人材センター○建築士事務所・設計コンサル○非破壊検査業者(注2)

※注1 排水機場を構成するポンプ等の大規模工作物を製造するとともに、自ら設置する場合は建設業に該当

※注2 非破壊検査の結果判明した要修理箇所を修理することも含めて請け負う場合は建設業に該当

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和4年度は約67兆円となる見通し（ピーク時から約20%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和4年平均）は479万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和元年度（2019年度）まで実績、令和2年度（2020年度）・令和3年度（2021年度）は見込み、令和4年度（2022年度）は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

建設業就業者の賃金動向

- 賃金は建設業全体で上昇傾向にあるものの、生産労働者(技能者)については、製造業と比べるとまだ低い水準にある。

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額

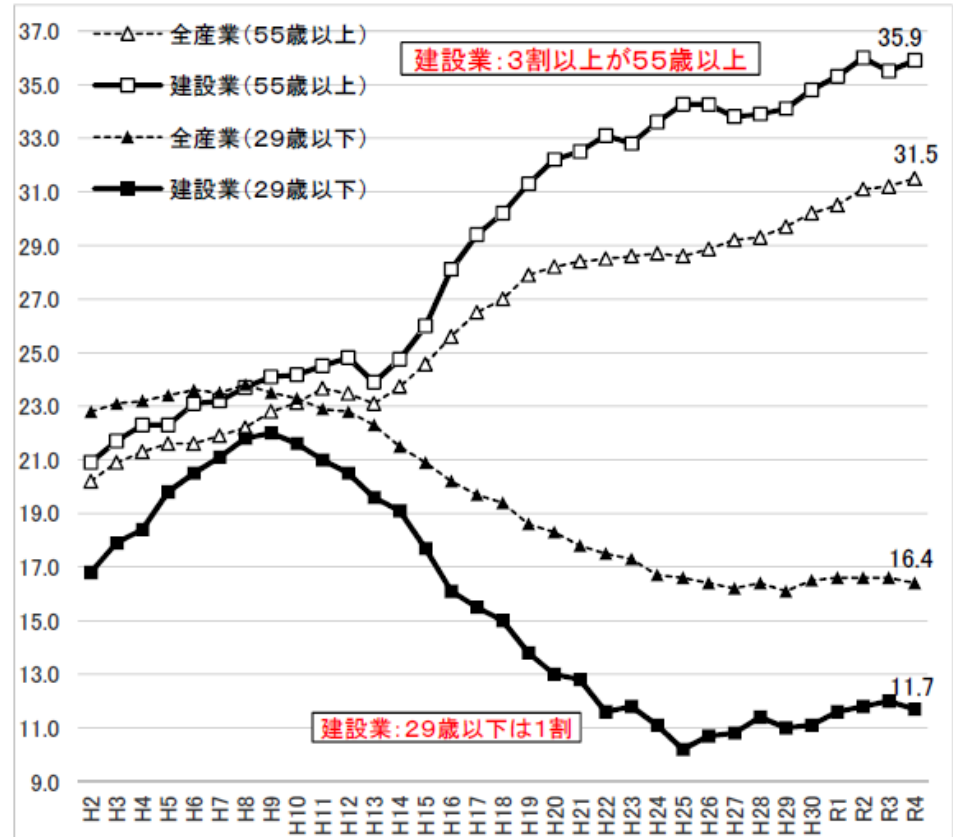
	平成24年	令和2年	上昇率
建設業男性生産労働者	3,915.7千円	4,510.5千円	15.2%
建設業男性全労働者	4,831.7千円	5,618.7千円	約3%の差 16.3%
製造業男性生産労働者	4,478.6千円	4,660.7千円	4.1%
製造業男性全労働者	5,391.1千円	5,381.4千円	▲0.2%
全産業男性全労働者	5,296.8千円	5,459.5千円	3.1%

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額
 ※令和2年より生産労働者のみの調査がなくなったため、2020年の生産労働者の値は、全労働者の対前年増減率と同じ増減率を仮定して算出。

- 令和4年賃金構造基本統計調査において、建設業男性全労働者の月額賃金は35万9千円で前年比1.5%増。ただし建設業女性全労働者は0.8%減で、全体としては0.7%増の横ばいに

建設業就業者の高齢化の進行

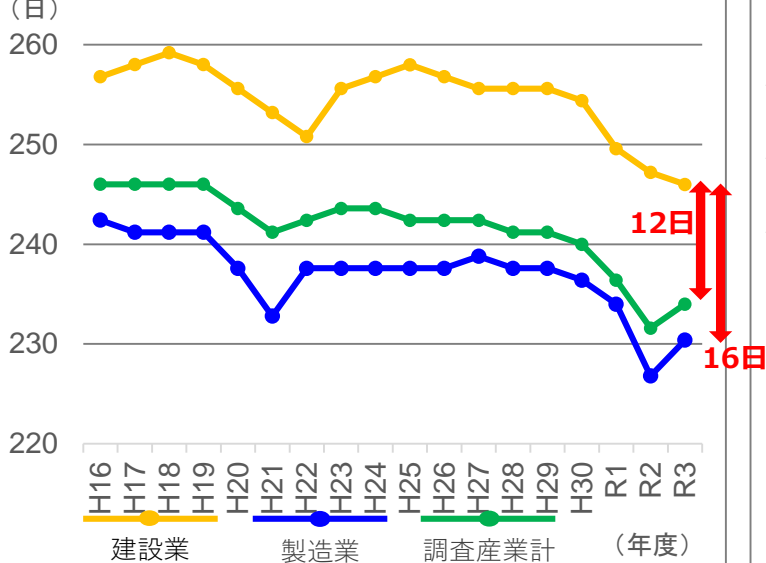
- 建設業就業者は、55歳以上が35.9%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
 ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和3年と比較して55歳以上が1万人増加(29歳以下は2万人減少)。



出典:総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)

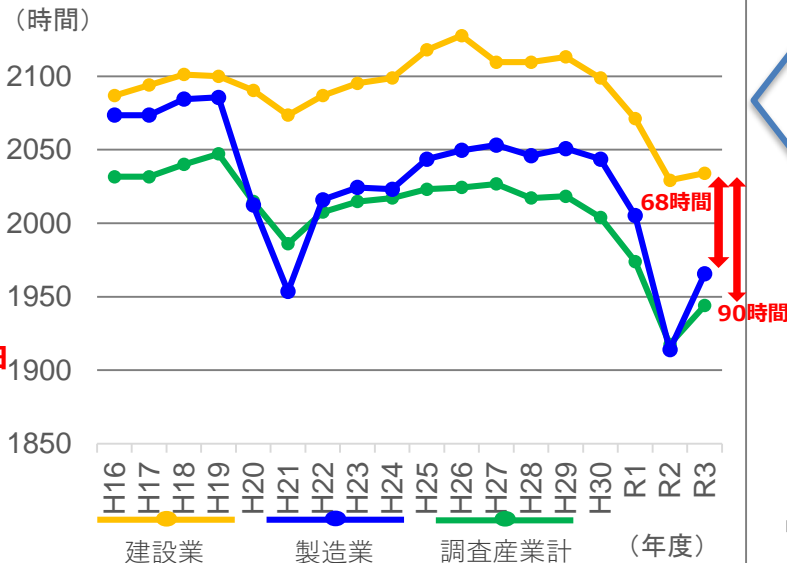
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

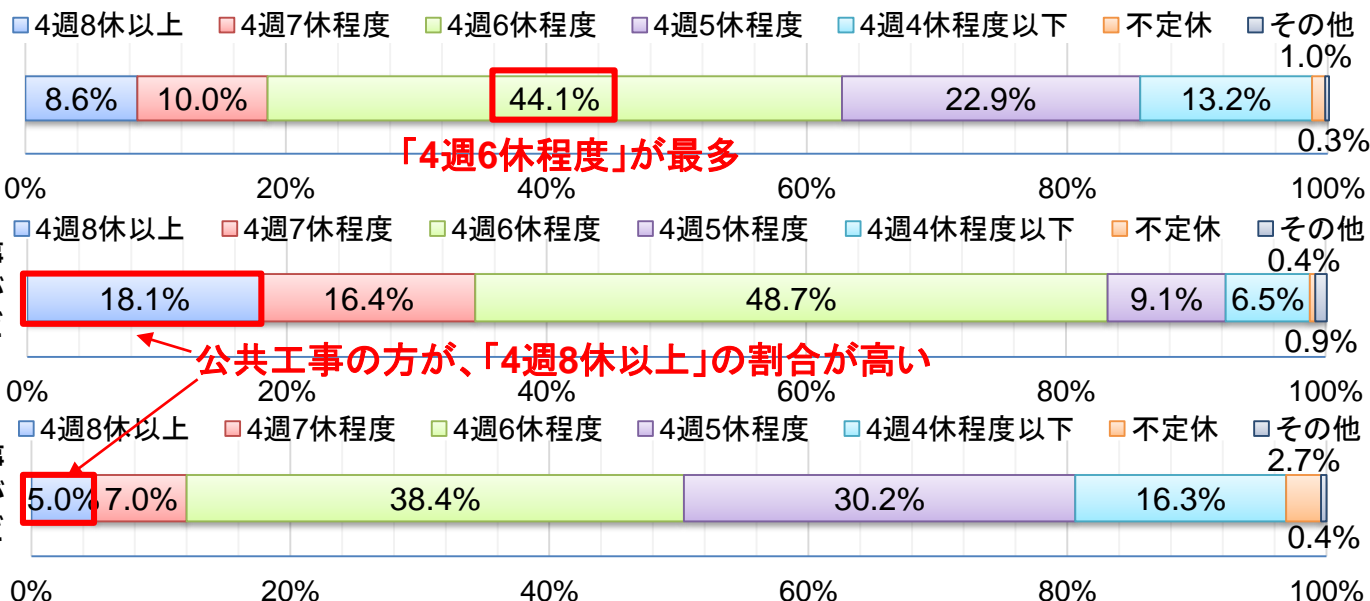
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

「繁忙期は76%が4週4休にとどまる」
日本電設工業協会
「2022年度働き方改革フォローアップ調査」より

第2章 建設業法の概要

目的

- ・建設業を営む者の資質の向上
- ・建設工事の請負契約の適正化等



- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進

許可制度 ★建設業者の資質の向上★

許可の要件

経営能力
(会社としての経営能力を評価)

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

欠格要件

- ・許可取消しから一定期間を経過しない者
- ・刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- ・法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

許可の種類

29業種

(土木工事業・建築工事業等)

特定建設業許可
(元請として大規模な下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可
(特定建設業以外)

国土交通大臣許可

都道府県知事許可

営業内容には違いはない

2以上の都道府県に営業所を設置

1の都道府県のみ営業所を設置

許可不要

500万円未満の建設工事
(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

事業承継

事前認可により建設業の許可を承継

技術者制度 ★施工技術の確保★

業種ごとに工事現場に技術者を設置

主任技術者の設置

監理技術者の設置
(元請として大規模な下請契約を結ぶ場合)

請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

元請負人の義務

例: 施工体制台帳の作成 (大規模な下請契約を結ぶ場合)

・公正な請負契約の締結義務

・請負契約の書面締結義務

経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

経営状況等に関する客観的事項の審査
(公共工事の元請になろうとする建設業者)

- ①経営状況 ②経営規模
- ③技術力 ④社会性

監督処分 ★法令遵守の実効性の担保★

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

- ・指示処分
- ・営業停止処分
- ・許可取消処分

建設資材製造業者等への勧告・命令

資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・公表・命令することが可能

建設の許可(第3条)

建設業を営もうとする者は**建設工事の種類ごとに、建設業の許可を受けなければならない**（軽微な建設工事（500万円未満・建築一式1,500万未満）のみを請け負うことを営業とする者を除く）

許可の区分

許可を受ける行政庁

2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合



国土交通大臣

1の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合



**当該営業所の所在地を管轄する
都道府県知事**

その営業にあたって、発注者から直接請け負う1件の建設工事につき合計金額4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万）以上の**下請契約**を締結して施工しようとするもの（**特定建設業の許可**）

左記以外のもの
（**一般建設業の許可**）

国土交通大臣許可
の
特定建設業者

国土交通大臣許可
の
一般建設業者

都道府県知事許可
の
特定建設業者

都道府県知事許可
の
一般建設業者

1. 建設業許可の業種

- 建設業29業種
 - ・ **土木一式、建築一式**: 大規模な工作物、建築物の工事を総合的に**マネジメント**する業種
 - ・ **27専門工事業**: 特定の専門的分野の工事を行う業種 (参照: <https://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/kensetu/kensetu.htm>)
 - ・ 一式工事の許可のみを受けている者が、**専門工事を単独で請け負う場合は、専門工事の許可が必要**

2. 附帯工事

- 許可を受けた業種以外の業種に係る工事であっても、許可業種の工事に**附帯**する工事であれば請負うことが可能
 - ・ 主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事
例: 管工事の施工に伴って必要を生じた熱絶縁工事あるいは塗装工事等
 - ・ 主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事
例: 電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上げ工事
- 許可を受けた業種**以外**の業種に係る**附帯工事を自ら施工**する場合は当該工事に関する**専門技術者を置かなければならない**
- 附帯工事を**自ら施工しない**場合は、当該工事(軽微な工事を除く)に係る**建設業の許可を受けた建設業者**に当該工事を施工させなければならない

3. 建設業許可を必要とする建設工事金額

- 500万円以上の請負金額
 - ・ **消費税**含む
 - ・ 別に支給される**材料**も含む
 - ・ 工期を**分割しても一連の工事**であれば、同一の工事とみなす

一般建設業と特定建設業

●特定建設業許可・・・大規模工事の元請用【法第3条第1項第2号】

発注者から直接請け負った1件の建設工事のうち、

4,500万円以上の下請契約を行う場合

※業種毎に選択可

(建築工事業については7,000万円以上)

●一般建設業許可・・・上記以外

【法第3条第1項第1号】

特定建設業の責務

※特定建設業者は、下請が重層的に行われる大規模な建設工事を元請として受注する社であり、組織的・技術的能力とともに、下請業者に対して法令遵守を的確に行うよう指導することが求められる

- 許可基準の強化 営業所に置く技術者の要件 財産的基礎の要件【法第15条】
- 下請代金の支払期日の規制(50日)と遅延利息【法第24条の6第1項、4項】
- 下請代金の支払方法の制限(割引困難手形交付の禁止)【法第24条の6第3項】
- 下請業者の労賃不払いなどの立替払いなど【法第41条第2項、3項】
- 施工体制台帳、施工体系図の作成など【法第24条の8第1項、4項】
- 下請業者の指導、違反是正、許可行政庁への通報【法第24条の7】
- 工事現場への監理技術者の設置【法第26条第2項】 等

第3章 建設業法における技術者制度 及び適正な施工体制について

技術者制度の意義

建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す

これらを踏まえ、

建設業者が
組織として有する技術力

+

結集

建設業者に属する技術者が
個人として有する技術力

現場に配置した技術者が、
適正に技術的判断・確認

これにより、

適正かつ生産性の高い施工を確保

高い技術力を有する技術者を
工事現場毎に配置することが必要

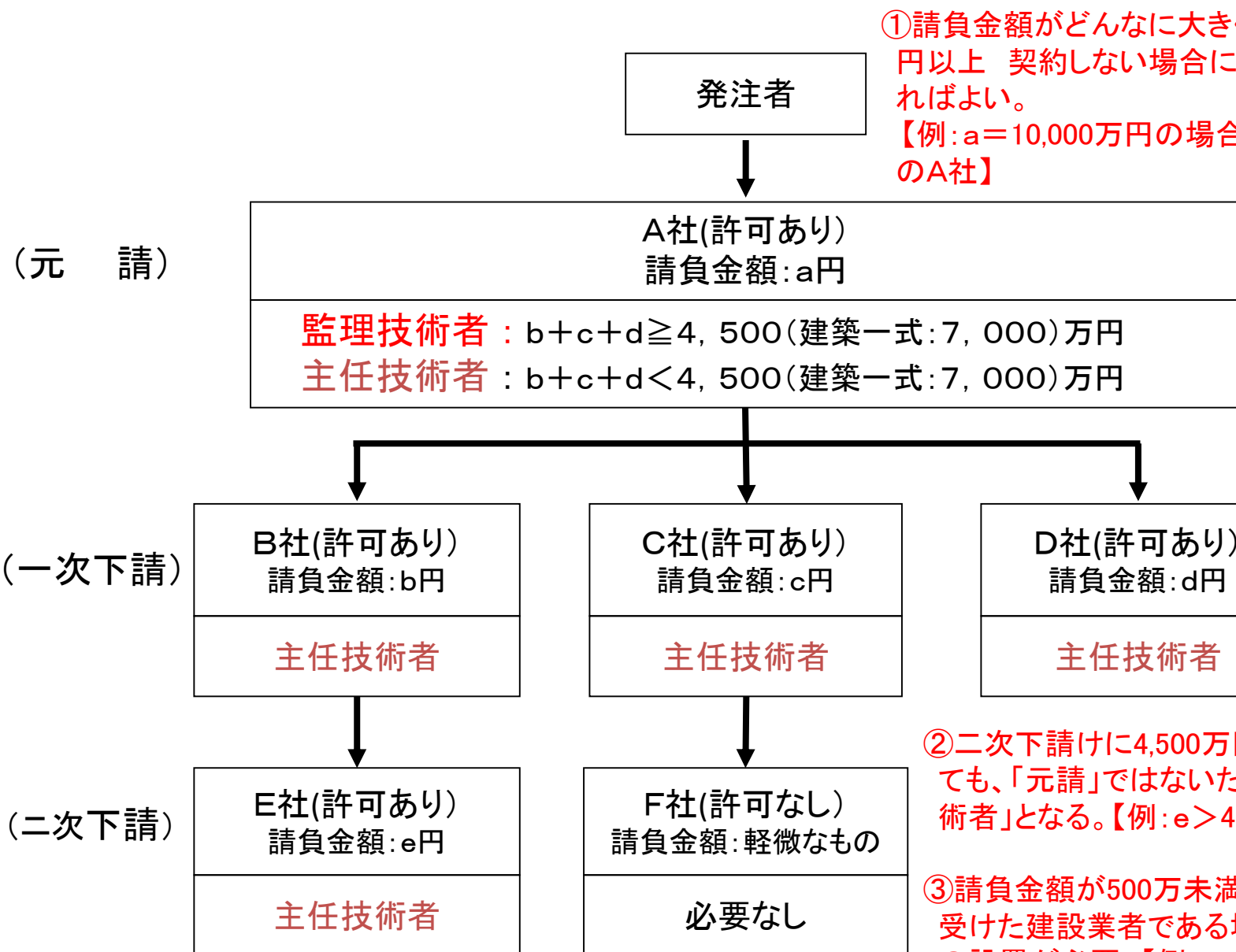
- 建設業者は、**工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者**として**主任技術者を設置**しなければならない。なお、**元請は、下請契約の請負金額の合計が一定以上の場合**は、主任技術者ではなく**監理技術者を設置**しなければならない。
- 技術者に求められる要件は、監理技術者は**特定建設業の営業所専任技術者**と、主任技術者は**一般建設業の営業所専任技術者**と同じ。

R5.1に金額が改定されたので注意

工事現場に置く技術者	監理技術者	主任技術者
対象工事	下請代金総額が 4,500万円 以上の元請工事 (建築一式工事は 7,000万円 以上)	下請工事または左記以外の元請工事
技術者の要件(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●実務経験者(指定建設業※は除く) <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者としての要件(右記の主任技術者としての実務経験)を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ●国土交通大臣特別認定者 	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●二級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・2級施工管理技士 等 ●実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大学(指定学科)卒業後3年以上の実務経験 ・高校(指定学科)卒業後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験

※指定建設業:土木一式、建築一式、舗装、鋼構造物、管、電気、造園の7業種

	特定建設業	一般建設業
営業所専任技術者の要件	監理技術者の要件と同等	主任技術者の要件と同等
許可が必要な工事	下請金額が 4,500万円 (建築工事業は 7,000万円)以上の元請工事	左記以外(軽微な建設工事を除く)



①請負金額がどんなに大きくても、下請工事を4,500万円以上 契約しない場合には、「主任技術者」を配置すればよい。

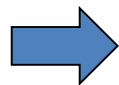
【例: a=10,000万円の場合でb+c+d<4,500万円の場合のA社】

②二次下請けに4,500万円以上の工事を出したとしても、「元請」ではないため、設置するのは「主任技術者」となる。【例: e>4,500万円の場合のB社】

③請負金額が500万未満であっても、建設業許可を受けた建設業者である場合には、「主任技術者」の設置が必要。【例: d<500万円の場合のD社】

○技術者と建設業者との関係について

建設業者が請け負った建設工事を施工するときに、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術者を設置する必要がある。



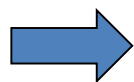
建設業者と技術者の間には「**直接的かつ恒常的な雇用関係**」が必要とされている。
(* 監理技術者制度運用マニュアルにおいて規定)

(理由) 建設業者が組織として有する能力と現場技術者の個人として有する能力が相まって発揮されることによりはじめて発注者から託された責任を果たすことができる。

直接的雇用関係: 技術者とその所属建設業者との間に第三者が介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在すること

恒常的雇用関係: 一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること

* 直接的かつ恒常的雇用関係については、監理技術者資格者証、健康保険被保険者証の所属企業や交付年月日等により確認する。



上記の雇用関係を満足していない技術者を配置した場合には、技術者を配置していないのと同じと判断される。

なお、国、地方公共団体等が発注する**公共工事の現場**において、**発注者から直接請け負う建設業者の「専任」の技術者**については、入札の申込のあった日以前に**3ヶ月以上**の雇用関係にあることが必要。

監理技術者等の専任要件

○監理技術者等は重要な工事（公共性のある又は多数の者が利用する施設等のうち、請負金額が**4,000万円**以上（建築一式工事の場合は、**8,000万円**以上）の場合）において専任配置が必要（一部兼務を認める規定あり）

<現状の専任要件>

公共性のある 又は 多数の者が利用する施設等

個人住宅を除くほとんどが該当

国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第1号）

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第2号）

- ・ 鉄道、道路、堤防、ダム、飛行場、上水道又は下水道等（政令第15条第1号）
- ・ 発送電施設、ガス事業用施設（政令第15条第3号）

次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事（政令第27条第1項第3号）

- ・ 石油パイプライン、電気通信施設、放送施設、学校、図書館、美術館、博物館、社会福祉施設、病院又は診療所、火葬場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場、神社、寺院、教会、工場、展望塔

民間工事も該当します！

建設工事で工事一件の請負代金の額が
四千万円（建築一式工事 **八千万円**）以上

監理技術者等の専任配置

○監理(主任)技術者の専任制については、建設業法第26条第3項において規定

○法第26条第3項

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、(中略) **工事現場ごとに、専任の者でなければならない。**

○その制度運用については、『監理技術者制度運用マニュアル』において規定

専任 = 他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

○現場専任制度については、元請、下請けに関係なく適用となる。

○**専任の監理技術者**については、①監理技術者資格者証の交付を受け、②監理技術者講習を受講していることが求められる。

○専任の監理技術者・主任技術者であっても、一定の要件を満たす場合に兼務できることがある。

◎用語の使い方の違い

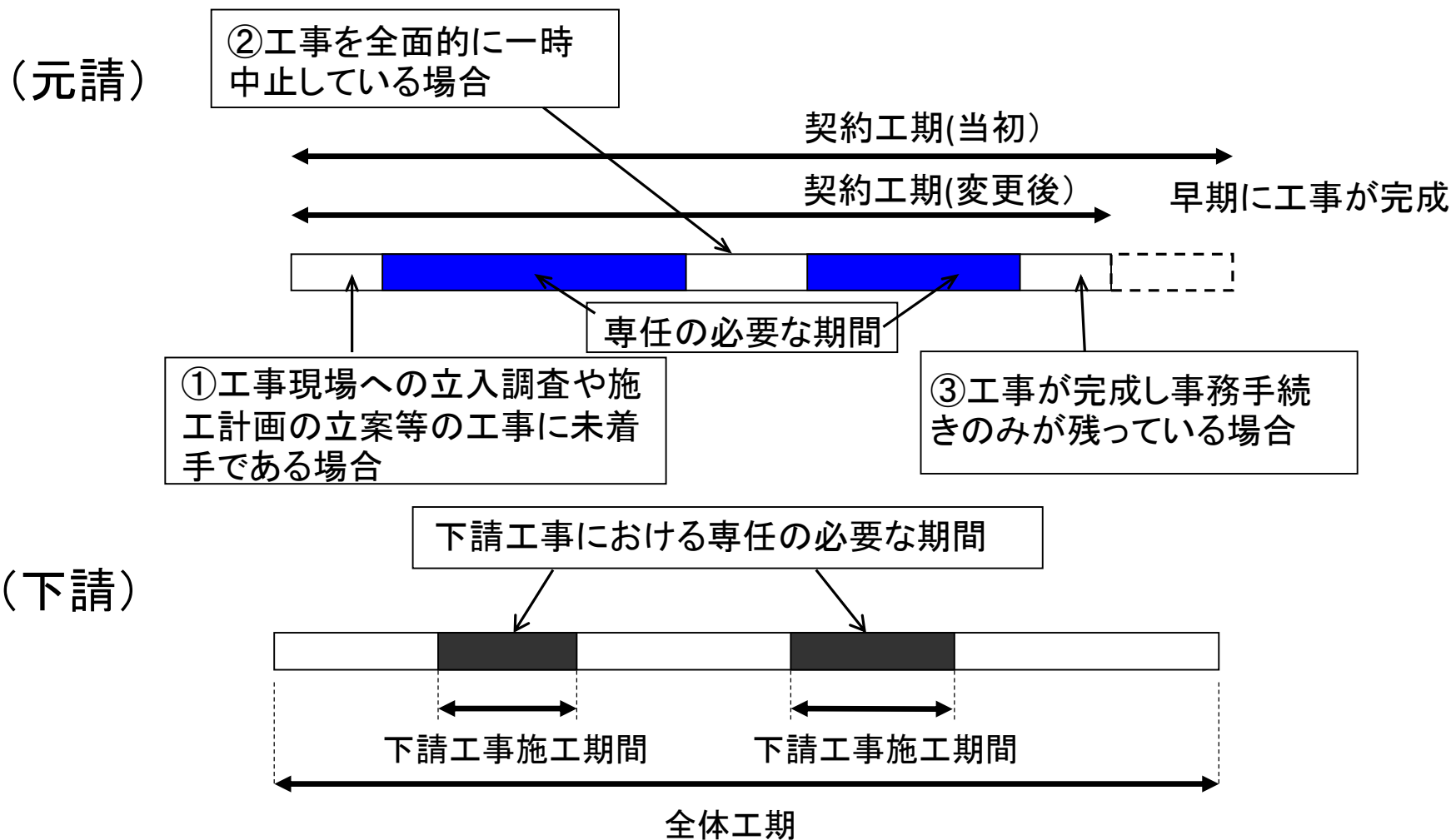
営業所「専任」技術者 ⇒「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事していることが必要。

現場配置「専任」技術者 ⇒「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること。

* 営業所専任技術者については、工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、その営業所において請負契約が締結された建設工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者になることができる。**(例外です!)**

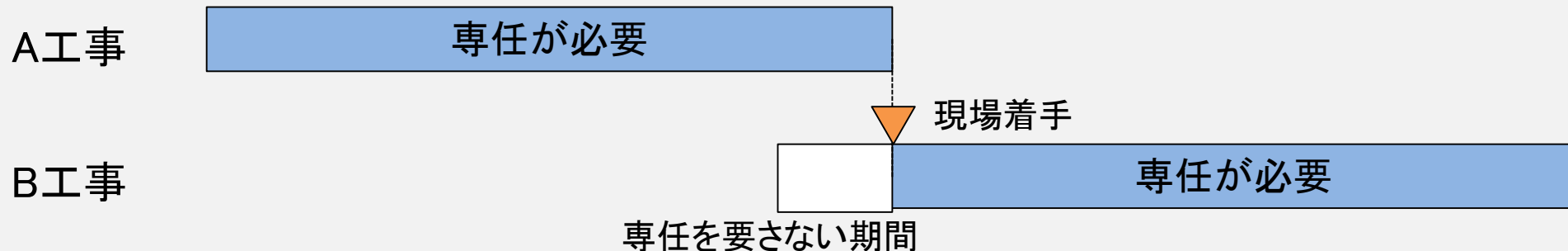
○専任で設置すべき期間

発注者から直接請け負った建設業者が、監理技術者等を専任で配置すべき期間は契約工期が基本であるが、以下の場合については、発注者と建設業者の間で書面により明確になっている場合は専任を要しない。



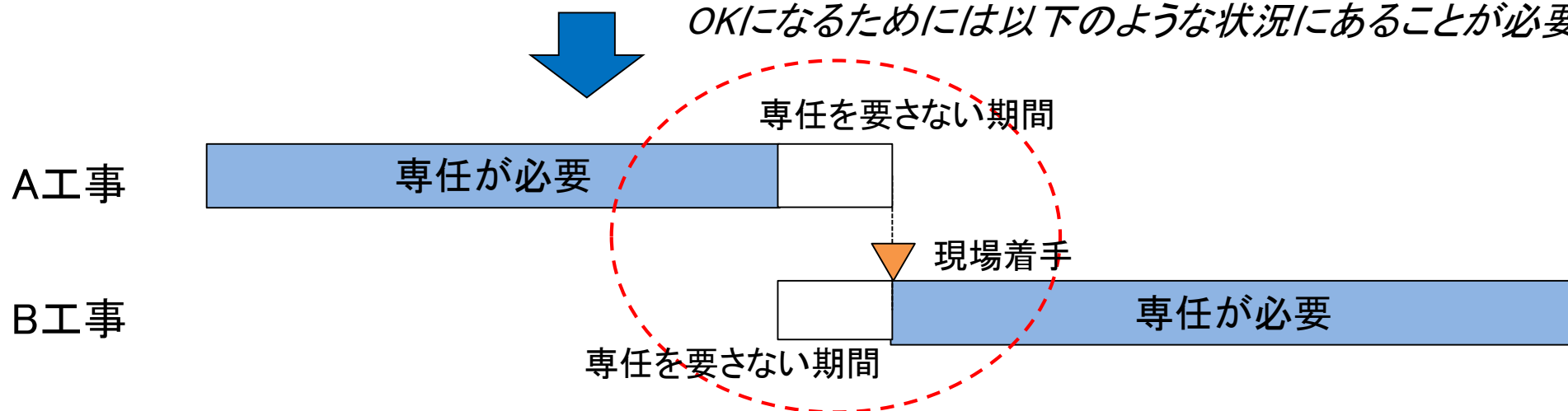
○注意すべき事項（従来の工事契約の場合）

現場着手までは専任を求めないという規定を活用した場合・・・



⇒B工事だけで考えれば、一見、問題がなさそうに見えるが、A工事において「専任」がかかっているため、当該技術者については、B工事に技術者として配置されたことが確認された時点で「専任義務違反」となる。

OKになるためには以下のような状況にあることが必要



なお、フレックス工期・余裕工期の場合は着手前は工期と見なさないため技術者の配置は不要

(平成29年8月9日建設業課長通達、平成30年12月3日改正)

専任について

- ・監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成等及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を行う役割を担っていることから、当該工事現場にて業務を行うことが基本
- ・請負金額の額が4千万円(建築一式工事である場合にあつては、8千万円)以上の公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、監理技術者等は、工事現場ごとに専任
- ・**専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐(現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること)を必要とするものではない**

【背景】技術者の継続的な技術研鑽の重要性 + 建設業の働き方改革の推進の観点を追加し、改正

技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由により、専任の監理技術者等が短期間工事現場を離れることは差し支えないことを明確化

【前提条件】

- ・**適切な施工ができる体制(※)の確保**
- ・その体制について、注文者の了解
- (※)適切な施工ができる体制の例
- ・必要な資格を有する代理の技術者の配置
- ・工事の品質確保等に支障の無い範囲内において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保等

【留意事項等】 ※新規追加

- ・監理技術者等が当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはない
- ・監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする
- ・監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないよう留意(現場に戻りうる体制の確保は必ずしも要しない等)
- ・**建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点に留意**(監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制の確保等)

① 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者をそれぞれ専任で置いた場合

② 監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)

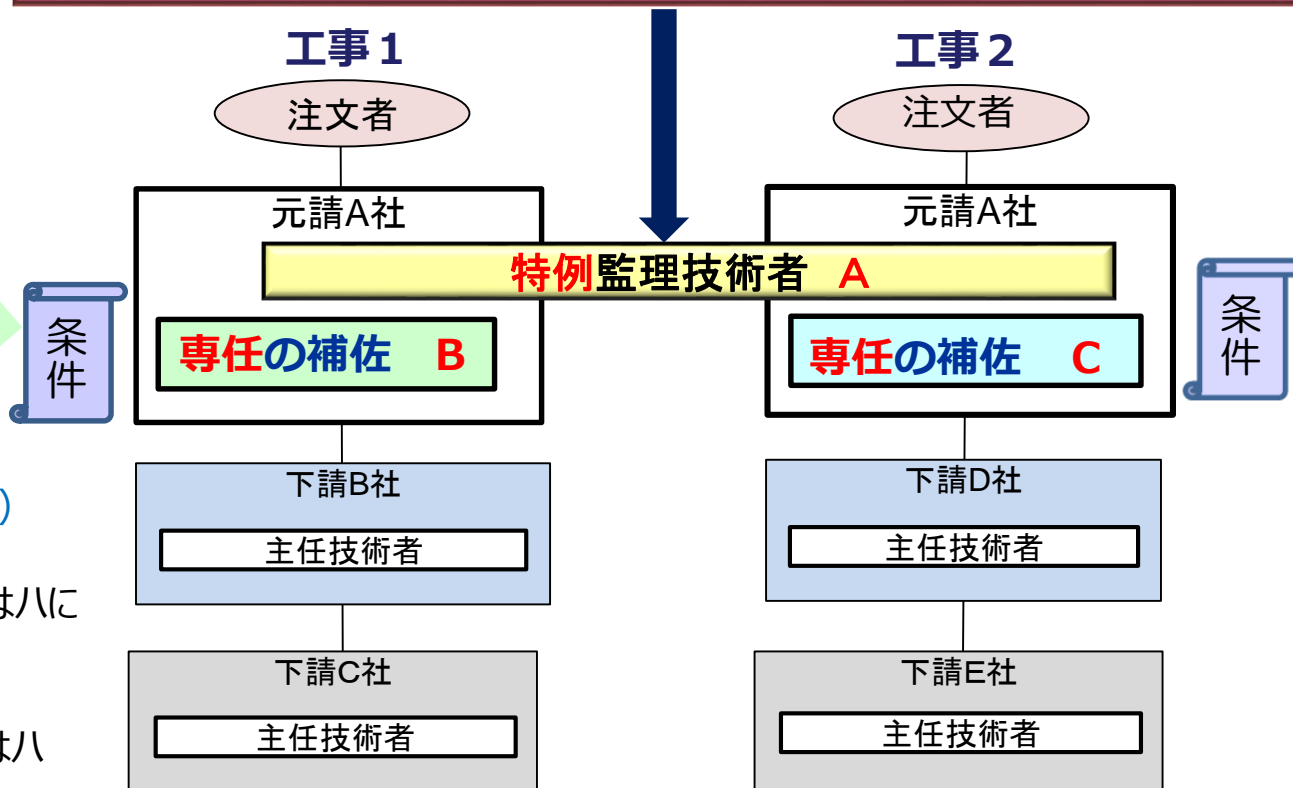
監理技術者を補佐する者

→政令28条第1項
「国土交通大臣が定める要件に該当するもの」

① 1級の第一次検定に合格した者(1級技士補)

※且つ、当該工種の
法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者であること
(主任技術者有資格者)

② 法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者



【兼務出来る工事現場の範囲】は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場への巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲(監理技術者等運用マニュアル三1))

対象とする工事 (第2項)

政令で定める特定専門工事は、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要があるものとして、以下の工事を想定。

- ・鉄筋工事
- ・型枠工事

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年法律第37号。令和3年9月1日施行)により書面の交付について**電磁的方法により行うことが可能になりました。**

下請契約の請負代金の額 (第2項)

政令で定める額→主任技術者の専任義務が4,000万円以上となっていることを踏まえ4,000万円未満

手続き (第1. 3. 4. 5. 6項)

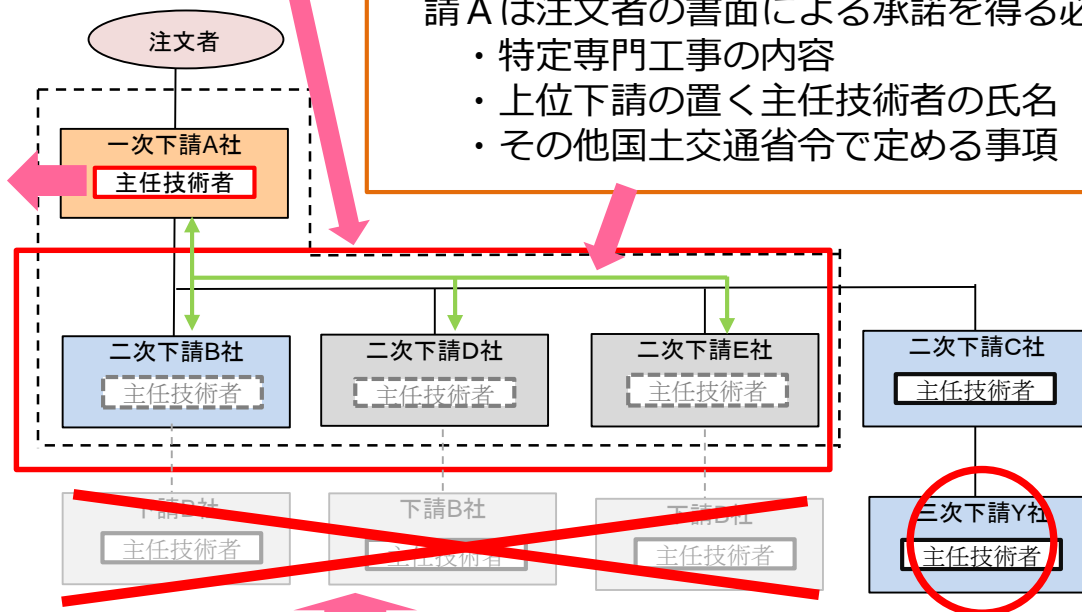
工事を注文する者(一次下請A)と工事を請け負う者(二次下請B、D、E社)が以下の事項を記載した**書面において合意**をする必要がある。この際、一次下請Aは注文者の書面による承諾を得る必要がある。

- ・特定専門工事の内容
- ・上位下請の置く主任技術者の氏名
- ・その他国土交通省令で定める事項

配置される主任技術者の要件 (第7項)

上位下請(一次下請A社)の主任技術者は、下記の要件を満たす必要がある。

- ・当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し**一年以上指導監督的な実務の経験**を有すること。
- ・当該特定専門工事の工事現場に**専任**で置かれること。



再下請の禁止 (第9項)

主任技術者を置かないこととした下請負人(二次下請B、D、E社)は、その下請負に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。⇒違反した場合、監督処分の対象となる

※主任技術者を置いている(制度を利用していない)下請は再下請可能

● 専任の監理技術者等が兼務できる場合① ●

二以上の工事を同一の専任の“主任・監理”技術者が兼任できる場合

原則

専任の監理技術者については大規模な工事に係る統合的な監理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められません。

例外



①②③全て
満たす場合

- ①同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ②それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること
- ③全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得ていること

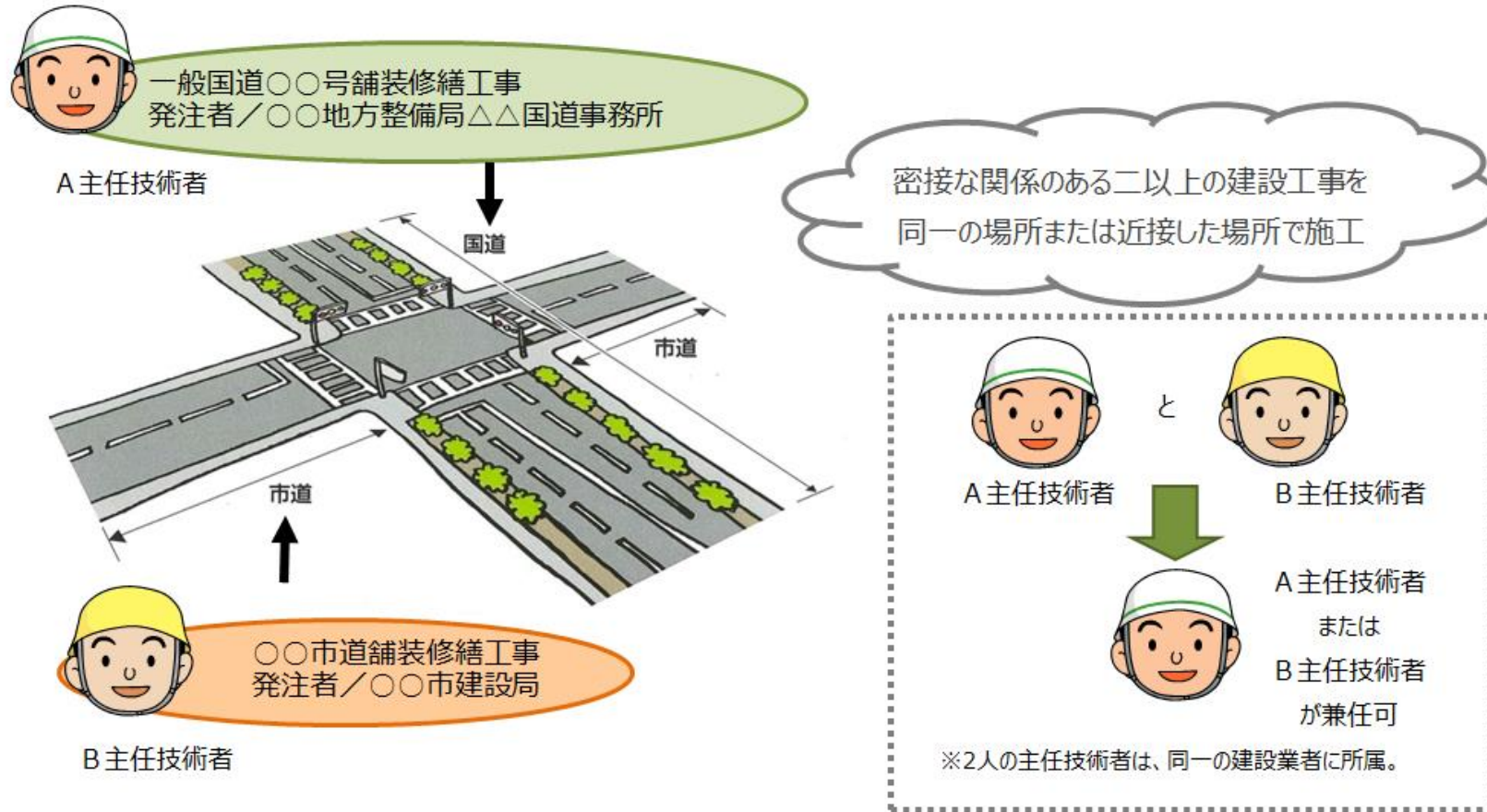
同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから

一つの工事とみなして同一の監理技術者等が管理することができる

一つの工事とみなした結果、工事規模が拡大することにも留意ください
主任技術者 → 監理技術者 特定建設業許可が必要になる等

その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は八千万）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

二以上の工事を同一の専任の“主任”技術者が兼任できる場合 ①



公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。

※注※ この規定は専任の監理技術者には適用されません。

● 専任の監理技術者等が兼務できる場合③ ●

二以上の工事を同一の専任の“主任”技術者が兼任できる場合 ②

【建設業法施行令 第27条第2項】

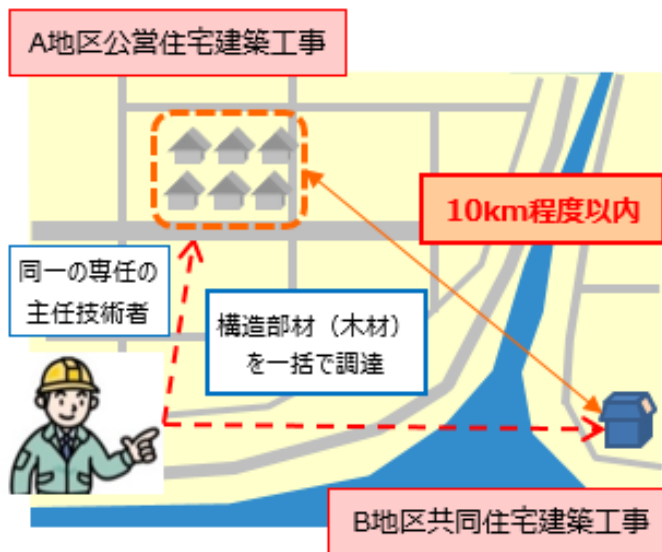
前項に規定する建設工事のうち**密接な関係のある**二以上の建設工事を同一の建設業者が**同一の場所又は近接した場所**において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。 **※注 この規定は専任の監理技術者には適用されません。**

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）
（平成26年2月3日国土建第275号）平成26年2月より全国で適用

要件（全て）

- ① 工作物に**一体性若しくは連続性**が認められる又は施工にあたり**相互に調整を要するもの**
- ② 工事現場の相互間隔が**10km程度近接した場所**にある
- ③ 同一の建設業者が施工
※「**相互調整**」→資材の調達を一括する場合や、工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合を含む

要件の緩和（*東日本大震災の被災地ではH25.9より適用）



近接した場所

工事現場の相互の間隔が**10km程度**の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【= 例示の追加（**建築工事でも適用**）】

（例）

- ・ 2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・ 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について**発注者が適切に判断**することが必要

（参考）

監督処分件数

（全国・過去5年）

☆ 技術者配置関係違反

・・・164件

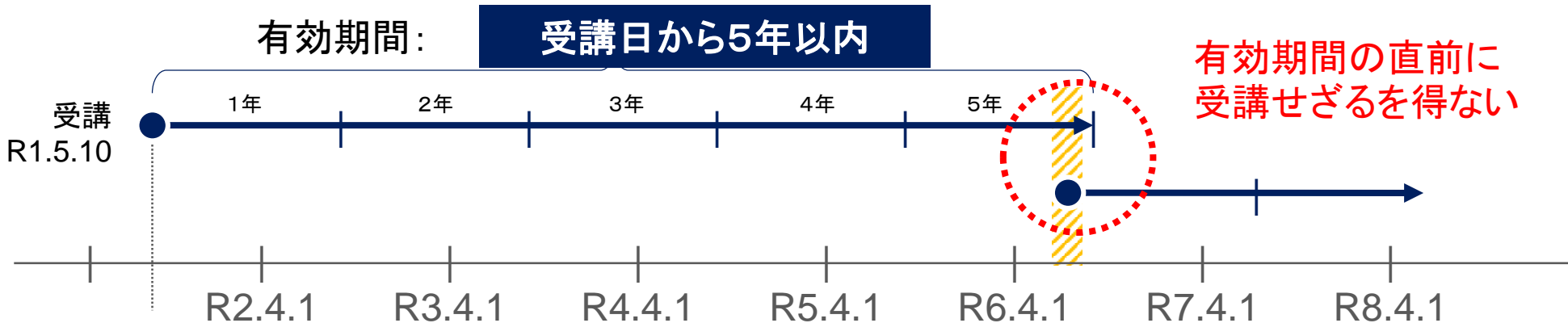
（国土交通省ネガティブ情報等検索サイト R5.10現在）

<改正前>

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

(講習の受講)

第十七条の十四 法第二十六条第四項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前五年以内に行われた同項の登録を受けた講習を受講していなければならない。



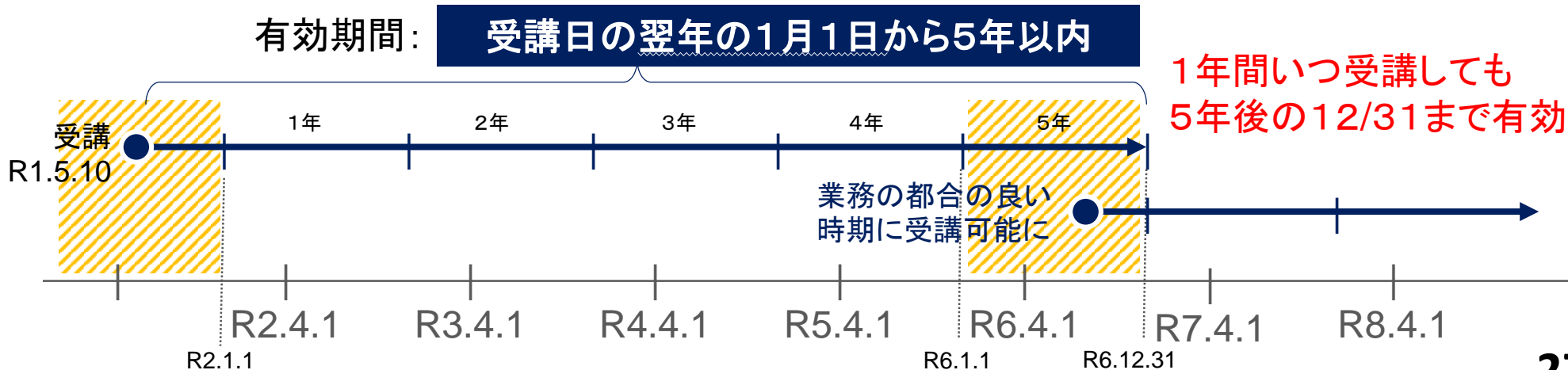
<改正後>

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)

(講習の受講)

第十七条の十七 法第二十六条第五項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においても同項の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して五年を経過しない者でなければならない。

※令和3年1月1日から施行



建設業法における技術者制度の概要(まとめ)

R5.1に金額が改定されたので注意

許可を受けている業種		指定建設業 (土木、建築、管、造園、鋼構造物、舗装、電気)		その他(指定建設業以外の22業種)	
業許可	許可の種類	特定建設業	一般建設業	特定建設業	一般建設業
		営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	対象工事	下請 4,500万円 ※1 以上の元請工事	左記以外の工事	下請 4,500万円 ※1 以上の元請工事	左記以外の工事
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国交大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
	工事現場における技術者の専任※2	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、 請負金額が 4,000万円 (建築一式の場合は 8,000万円)以上で必要(一部兼務を認める規定あり)			
	監理技術者資格者証の必要性	専任の監理技術者のときに必要	必要ない	専任の監理技術者のときに必要	必要ない
	講習の必要性	専任の監理技術者のときに必要	必要ない	専任の監理技術者のときに必要	必要ない

※1 建築一式工事の場合は**7,000万円**以上

※2 以下の期間については専任は要しない(監理技術者制度運用マニュアル「(2)監理技術者等の専任期間」より)

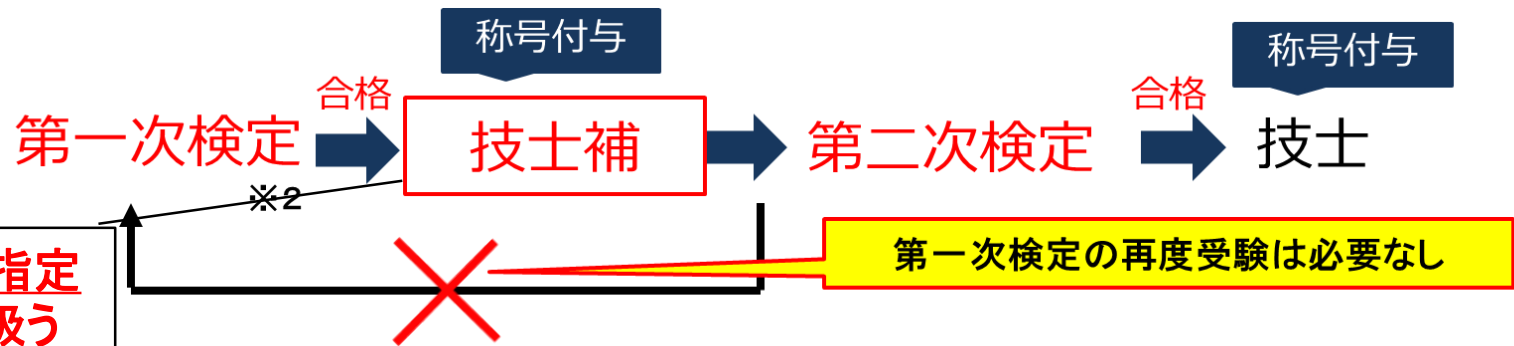
- ①現場施工に着手するまでの期間や検査終了後の後片づけ等のみが残っている期間
- ②用地確保未了、自然災害、文化財調査等により工事が全面的に中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作のみが行われている期間

施工管理技士資格の取得のための技術検定の制度が改正され、令和3年度以降は、第一次検定合格者に**技士補の称号**が付与され、**第二次検定の繰り返し受検**が可能となった。

【従前】 学科試験合格後、実地試験が2回不合格となった場合、再度学科試験から受験する必要があった。



【改正後】 第一次検定合格者に第二次検定の期限は設けない。(第二次検定を繰り返し受検することが可能。)



**第一次検定合格を指定
学科卒業と同等に扱う
(R5.7~) → P. 31**

※2 2級合格者については、1級相当の実務経験を積む前に第一次検定の受検が可能

○第一次検定 施工技術のうち基礎となる知識及び能力の判定

○第二次検定 施工技術のうち実務経験に基づいた技術上の管理及び指導監督に係る知識及び能力の判定

・第一次検定及び第二次検定の両方の合格に求められる水準は、原則とし従前の技術検定の水準と同程度

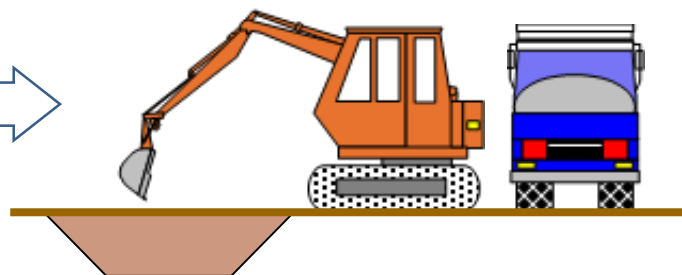
○物価上昇等を踏まえ、技術者の配置にかかる金額要件を見直し

○工事現場毎に専任(=その工事にのみ従事すること)で技術者(監理技術者及び主任技術者)を配置しなければならない請負金額

技術者



専任



3,500万円以上



4,000万円以上

※建築一式工事の場合は7,000万円以上→8,000万円以上

○元請企業が、配置技術者を監理技術者としなければならない下請金額の合計

元請企業



監理技術者

下請企業

下請企業

下請企業

4,000万円以上



4,500万円以上

※建築一式工事の場合は6,000万円以上→7,000万円以上

○実務経験による主任技術者・（指定建設業以外の）監理技術者の要件

（監理技術者は元請4500万円以上の指導監督的実務経験2年を含む必要あり）

R5年7月から新制度施行

（現行）

学 歴	実務経験
大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
高等学校（指定学科）	卒業後 5年
上 記 以 外	10年

＜機械器具設置工事業における例＞

（現行）

建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の卒業生以外は10年の実務経験が必要

（見直し）

指定学科の卒業生以外であっても、
建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）の合格により、合格後3年（1級）又は5年（2級）に短縮可能

→第一次検定合格を指定学科卒業と同等に扱う改正
※技術検定と業種の関係性については33～36ページをご覧ください

（改正後）

学 歴 等		実務経験
学 歴	大学、短大等（指定学科）	卒業後 3年
	高等学校（指定学科）	卒業後 5年
技士補・技士	1級技士補・技士（対応種目）	合格後 3年*
	2級技士補・技士（対応種目）	合格後 5年*
上 記 以 外		10年

○業種毎の指定学科と対応する技術検定種目

業種毎の指定学科(学歴)	対応する技術検定種目
土木工学	土木施工管理、造園施工管理
建築学	建築施工管理
電気工学	電気工事施工管理
機械工学	管工事施工管理

*本来、技術検定により資格取得すべき指定建設業と電気通信工事業を除く

R6年度から技術検定受検資格も拡大予定(次ページ)

R6年度から新制度施行予定

○ 1 級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学（指定学科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高等学校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

（いずれも指導監督の実務経験1年を含む必要あり）

○ 2 級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学（指定学科）	17歳以上	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

（見直し）

第一次検定	第二次検定
19歳以上	1級技士補として 一定の工事の 実務経験 3年 ※1

※1 一定の工事経験を含む施工管理実務経験は3年。監理技術者補佐としての経験は1年。その他の経験については5年。

（見直し）

第一次検定	第二次検定
17歳以上	2級技士補としての 実務経験 3年 ※2

※2 1級技士補の場合は1年。

これまでの受検資格については一定期間の経過措置をとる。

施工管理技士と業種区分

監理技術者又は主任技術者となり得る
国家資格等+資格取得後の実務経験

◎監理技術者…1級技士

◎監理技術者…主任技術者+指導監督の実務経験2年

◎監理技術者…技士又は技士補+実務経験3年(1級)又は5年(2級)+指導監督の実務経験2年

○主任技術者…2級技士

○主任技術者…技士又は技士補+実務経験3年(1級)又は5年(2級)

 特定建設業指定7業種

資格区分			建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建設業法 (技術検定)	1級土木施工管理技士+実務経験3年		◎			○	◎	◎	○			○	◎	○	◎	◎			◎	○			○			○		◎		◎	(注1)	
	1級土木施工管理技士+実務経験3年+指導監督の実務経験2年		◎			○	◎	◎	◎			○	◎	◎	◎	◎			◎	◎			◎			◎		◎		◎	(注1)	
	2級土木施工管理技士+実務経験5年	種別	土木	○			○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			○			○		○		○	(注1)	
		種別	鋼構造物塗装				○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			○			○		○		○	(注1)	
		種別	薬液注入				○	○	○	○			○	○	○	○			○	○			○			○		○		○	(注1)	
	2級土木施工管理技士+実務経験5年+指導監督の実務経験2年	種別	土木	○			◎	◎	◎	◎			◎	○	◎	○	◎			◎	◎			◎			◎		◎		◎	(注1)
		種別	鋼構造物塗装				◎	◎	◎	◎			◎	○	◎	◎	◎			◎	◎			◎			◎		◎		◎	(注1)
		種別	薬液注入				◎	◎	◎	◎			◎	○	◎	◎	◎			◎	◎			◎			◎		◎		◎	(注1)
	1級建築施工管理技士+実務経験3年			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎			◎	○	○	○	◎	(注1)
	1級建築施工管理技士+実務経験3年+指導監督の実務経験2年			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	(注1)
2級建築施工管理技士+実務経験5年	種別	建築		◎	○	○	○	○	○			○	◎	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	(注1)	
	種別	躯体			○	○	○	○	○			○	◎	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	(注1)	
	種別	仕上げ			○	○	○	○	○			○	◎	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	(注1)	
2級建築施工管理技士+実務経験5年+指導監督の実務経験2年	種別	建築		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	(注1)	
	種別	躯体			◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	(注1)	
	種別	仕上げ			◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	(注1)	

R5年7月からの拡大

◎監理技術者・・・1級技士

◎監理技術者・・・主任技術者+指導監督の実務経験2年

◎監理技術者・・・技士又は技士補+実務経験3年(1級)又は5年(2級)+指導監督の実務経験2年

○主任技術者・・・2級技士

○主任技術者・・・技士又は技士補+実務経験3年(1級)又は5年(2級)

R5年7月からの拡大

特定建設業指定7業種

資格区分		建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建設業法 (技術検定)	1級電気工事施工管理技士+実務経験3年								◎													○							○			
	1級電気工事施工管理技士+実務経験3年 +指導監督の実務経験2年								◎														○							◎		
	2級電気工事施工管理技士+実務経験5年								○														○							○		
	2級電気工事施工管理技士+実務経験5年 +指導監督の実務経験2年								○														○							◎		
	1級管工事施工管理技士+実務経験3年									◎			○			○	○						○	○			○	○	○	○	○	○
	1級管工事施工管理技士+実務経験3年 +指導監督の実務経験2年									◎			○			◎	◎						○	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2級管工事施工管理技士+実務経験5年									○			○			○	○						○	○			○	○	○	○	○	
	2級管工事施工管理技士+実務経験5年 +指導監督の実務経験2年									○			○			◎	◎						○	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
	1級造園施工管理技士+実務経験3年					○	○	○	○			○			○								○			◎	○		○		○	○
	1級造園施工管理技士+実務経験3年 +指導監督の実務経験2年					◎	◎	◎	◎			◎			◎								◎			◎	◎		◎		◎	◎
	2級造園施工管理技士+実務経験5年					○	○	○	○			○			○								○			○	○		○		○	○
	2級造園施工管理技士+実務経験5年 +指導監督の実務経験2年					◎	◎	◎	◎			◎			◎								◎			◎	◎		◎		◎	◎

施工管理技士と業種区分

監理技術者又は主任技術者となり得る
国家資格等+資格取得後の実務経験

◎監理技術者・・・技士又は技士補+実務経験3年(1級)又は実務経験5年(2級)+指導監督的実務経験2年

○主任技術者・・・技士又は技士補+実務経験3年(1級)又は実務経験5年(2級)

特定建設業指定7業種


資格区分			建設業の種類																																
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解				
建設業法 (技術検定(第一次 検定)合格)	1級土木施工管理技士補+実務経験3年					○	○	○	○									○	○							○		○		○	○	○	○		
	1級土木施工管理技士補+実務経験3年 +指導監督的実務経験2年					◎	◎	◎	◎										◎	◎						◎		◎		◎		◎	◎		
	2級土木施工管理技士補 +実務経験5年	種別	土木				○	○	○	○									○	○							○		○		○	○	○		
			鋼構造物塗装				○	○	○	○											○	○						○		○		○	○	○	
			薬液注入				○	○	○	○											○	○						○		○		○	○	○	
	2級土木施工管理技士補 +実務経験5年 +指導監督的実務経験2年	種別	土木				◎	◎	◎	◎										◎	◎						◎		◎		◎		◎	◎	
			鋼構造物塗装				◎	◎	◎	◎											◎	◎						◎		◎		◎		◎	◎
			薬液注入				◎	◎	◎	◎											◎	◎						◎		◎		◎		◎	◎
	1級建築施工管理技士補+実務経験3年					○	○	○	○	○									○	○	○	○	○	○				○		○		○	○		
	1級建築施工管理技士補+実務経験3年 +指導監督的実務経験2年					◎	◎	◎	◎	◎										◎	◎	◎	◎	◎				◎		◎		◎		◎	◎
	2級建築施工管理技士補+実務経験5年					○	○	○	○	○										○	○	○	○	○				○		○		○	○	○	
	2級建築施工管理技士補+実務経験5年 +指導監督的実務経験2年					◎	◎	◎	◎	◎										◎	◎	◎	◎	◎				◎		◎		◎		◎	◎

R5年7月からの拡大

施工管理技士と業種区分

監理技術者又は主任技術者となり得る
国家資格等＋資格取得後の実務経験

- ◎監理技術者・・・技士又は技士補＋実務経験3年(1級)又は実務経験5年(2級)＋指導監督の実務経験2年
- 主任技術者・・・技士又は技士補＋実務経験3年(1級)又は実務経験5年(2級)

 特定建設業指定7業種

資格区分		建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
建設業法 (技術検定(第一次 検定)合格)	1級電気工事施工管理技士補＋実務経験3年																				○							○			
	1級電気工事施工管理技士補＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年																					◎							◎		
	2級電気工事施工管理技士補＋実務経験5年																					○							○		
	2級電気工事施工管理技士補＋実務経験5年 ＋指導監督の実務経験2年																					◎							◎		
	1級管工事施工管理技士補＋実務経験3年													○		○	○					○	○			○	○	○	○	○	○
	1級管工事施工管理技士補＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年													◎		◎	◎					◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
	2級管工事施工管理技士補＋実務経験5年													○		○	○					○	○			○	○	○	○	○	○
	2級管工事施工管理技士補＋実務経験5年 ＋指導監督の実務経験2年													◎		◎	◎					◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎
	1級造園施工管理技士補＋実務経験3年					○	○	○	○			○		○		○							○			○		○		○	◎ (注1)
	1級造園施工管理技士補＋実務経験3年 ＋指導監督の実務経験2年					◎	◎	◎	◎			◎		◎		◎							◎			◎		◎		◎	◎ (注1)
	2級造園施工管理技士補＋実務経験5年					○	○	○	○			○		○		○							○			○		○		○	◎ (注1)
	2級造園施工管理技士補＋実務経験5年 ＋指導監督の実務経験2年					◎	◎	◎	◎			◎		◎		◎							◎			◎		◎		◎	◎ (注1)

**R5年
7月
からの
拡大**

施工管理技士以外で主任技術者になりうる資格については「建設業法に基づく適正な施工体制Q & A」58～60ページ
参照 <http://www.cgr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/shidou/qa/kensetu.html>

●一括下請負について●

一括下請負（丸投げ）とは

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的な関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「**一括下請負**」と呼び、施工責任が曖昧になって、手抜き工事や労働条件の悪化、施工能力のないブローカー的不良業者の輩出を招くこと、また、発注者が寄せた信頼を裏切ることから原則として**禁止**しています。

公共工事 全面禁止

※公共工事とは・・・国、地方公共団体及び公共工事入札契約適正化法に規定する特殊法人等が発注する工事
 ※特殊法人等・・・公共工事入札契約適正化法施行令第1条に規定
 （沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会も含まれる）

民間工事 原則禁止（発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止）

※一定の民間工事（多数の者が利用する一定の重要な施設等＝共同住宅の新築工事）についても一括下請負は全面禁止

一括下請負にならないためにも

「実質的な関与」が必要。

実質的な関与

自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うこと

（参考）**監督処分件数**
 （全国・過去5年）

☆一括下請負違反
 ……32件
 （国土交通省ネガティブ情報等検索サイト R5.10現在）

※「親会社と子会社間」での下請負についても適用。

「一括下請負」には、重いペナルティ（営業停止処分）が待っています。



元請と下請が果たすべき役割について

元請が果たす役割 と 下請が果たす役割 比較

元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等、法令遵守※や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明

工事全体

下請（左記以外）が果たすべき役割

施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

請負った範囲

元請は、「**実質的な関与**」として、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を**全て**行うことが求められます。
特定建設業者たる元請は、下請に対して法令遵守の指導義務があります。（建設業法第24条の7）

（※建設工事の施工に関する法律、従事する労働者に関する法令等）・・・**特定・一般に関わらず、法令遵守全般に努めてください**

第4章 建設業における働き方改革について

1. 担い手3法・建設業の働き方改革関係（適正工期）
2. 建設業に関するデジタル社会形成推進

民間事業者・施主の皆様へ
 ～建設業の働き方が変わります～
 一般社団法人
 日本建設業連合会

民間事業者・施主の皆様へ
建設業の働き方が変わります

2024年4月1日から建設会社にも
 時間外労働の上限規制が適用されます。

2019年、労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律で規定されました。
 建設業についてはこの上限規制の適用が猶予されてきましたが、今後、原則として
 月45時間・年360時間を超える時間外労働ができなくなります。

以下の4つの点について、ご協力をいただきたくお願いいたします。

適正な工期の確保



「工期に関する基準」に基づき、「建設工事適正工期算定プログラム」(下記)等を適宜参考にしつつ、適正な工期の
 設定にご協力をお願いします。
 また、工事工程と連動したものの決めなどの合意形成ルール
 の円滑な運用により、資機材調達等の適正な期間の確保
 にご協力をお願いします。

4週8閉所



ワークライフバランスの実現に向け、週休2日を実現する
 前提となる4週8閉所を実現のため、現場閉所日の設定・
 時限等の設定について、ご理解をお願いします。

契約の見直しに関する協議



増設申請の遅れや発注遅延等のスケジュール変更、工
 程に影響する設計変更等により、当初契約時の工期では
 施工が難しくなる場合には、工期延長を含めた契約条件の
 見直しの柔軟な協議をお願いします。

柔軟な働き方の理解



働き方改革推進のため、技術者のローテーション出勤や
 リモート勤務の実践等について、ご理解をお願いいたし
 ます。

「建設工事適正工期算定プログラム」とは、適正工期での受注を推進し、完全週休2日制を実現して、建設業に
 従事する人々の生活の質を高め、将来に渡る担い手を確保することを目的として、日本建設業連合会が作成したプログラムです。
 日建設HP「建設工事適正工期算定プログラム」：<https://www.nikkenren.com/kenchiku/proper.html>

建設業の働き方改革を
 進めるための「工期に関する基準」をご確認ください。

2020年、建設業の長時間労働を是正し働き方改革を進めるため、建設工事において適正な工期を確保するための
 基準として、中央建設業審議会が「工期に関する基準」を作成・動告しました。このなかには、工期設定に
 関連する発注者の責務、適正な工期の確保、4週8閉所、契約に関する協議などについて記載されております。

国土交通省HP「工期に関する基準」 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html



- 労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
- 違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
⇒建設業は令和6年4月から適用

見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立)
罰則:使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金

原則

- (1) 1日8時間・1週間 40時間
- (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能
- (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)

36協定の
限度

- ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間)
 - ・特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定
 - ③ 年 720時間(月平均60時間)
 - 年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定
 - ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日労働を含む)
 - ④b. 単月 100時間未満(休日労働を含む)
 - ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限
- ※災害の復旧・復興の事業には、④a、bは適用されません。

☆適用猶予業種の時間外労働の上限規制 特設サイト「はたらきかたススメ」厚生労働省動画
https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/construction_company.html ※動画あり(約3分)

1-1.建設業における時間外労働規制の見直し②(新・担い手3法)

新・担い手3法(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一体的改正)

長時間労働の是正

→新・担い手3法※における**新たな課題**に位置づけ

中央建設業審議会が**工期に関する基準**を作成

注文者

通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
 ・違反した場合、**勧告**
 ・従わないときは、その旨を**公表**
 ※建設業者の場合は監督処分

実施を勧告

工期も含む見積書を交付

工事を施工しない日や時間帯の定めをするときは**契約書面に明記**

建設業者

工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積り

<参考>

建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、「**建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン**」を策定し、関係省庁に要請。

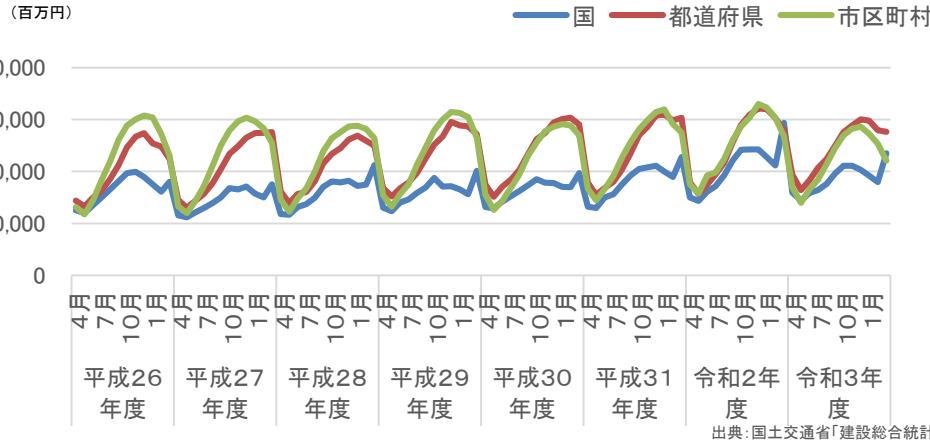


平準化

<入契法にて措置>

入札契約適正化指針に公共発注者が取り組むべき事項として、**工期の確保や施工時期の平準化を明記**(※)
 (※)公共団体等に対する努力義務。地方自治体への要請が可能となる。

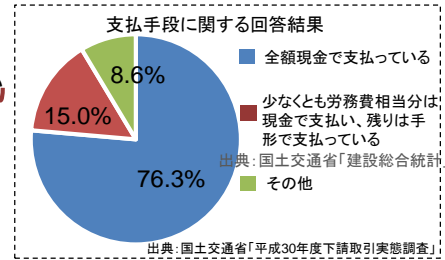
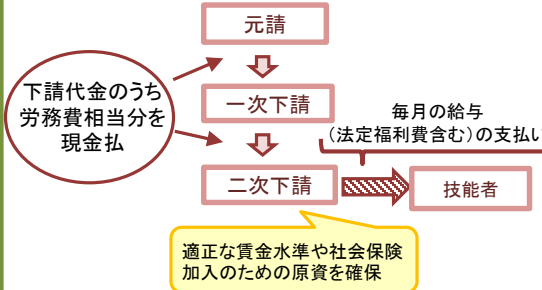
建設工事の月別推移



処遇改善

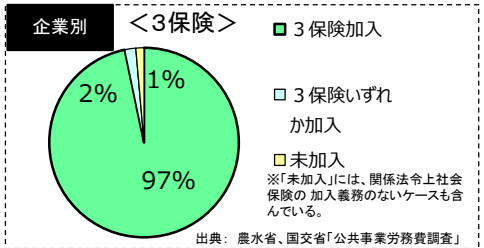
下請代金のうち**労務費相当分**について現金払

➔ **下請労働者の処遇改善**



下請の建設企業も含め**社会保険加入**を徹底するため、**社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めない**仕組みを構築

➔ **不良・不適格業者の排除や公正な競争を促進**



※省令事項として位置付け

本基準は、適正な工期の設定や見積りをするにあたり、発注者 及び 受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
 - (i) 多様な関係者の関与
 - (ii) 一品受注生産
 - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
 - (i) 公共・民間工事に共通する基本的な考え方
 - (ii) 公共工事における考え方
 - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因： 降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間： 改正労働基準法に基づく法定外労働時間
建設業の担い手一人ひとりの週休2日（4週8休）の確保
- (3) イベント： 年末年始、夏季休暇、GW、農業用水等の落水時期 等
- (4) 制約条件： 鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約
スクールゾーンにおける搬入出時間の制限 等
- (5) 契約方式： 設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、
分離発注 等
- (6) 関係者との調整： 工事施工前に実施する計画に関する地元説明会 等
- (7) 行政への申請： 新技術や特許工法を指定する場合、その許可がおりるまでに
要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生： 労働安全衛生法等の関係法令の遵守、
安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更： 当初契約時の工期での施工が困難な場合、工期の延長等を含め、
適切に契約条件の変更等について受発注者間で協議・合意
- (10) その他： 施工時期や施工時間、施工方法等の制限 等

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、
施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるもの
を優良事例として整理 ※詳細は「工期に関する基準」の別紙として整理

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
 - (i) 資機材調達・人材確保
 - (ii) 資機材の管理や周辺設備
 - (iii) その他
- (2) 施工
 - (i) 基礎工事
 - (ii) 土工事
 - (iii) 躯体工事
 - (iv) シールド工事
 - (v) 設備工事
 - (vi) 機器製作期間・搬入時期
 - (vii) 仕上工事
 - (viii) 前面及び周辺道路条件の影響
 - (ix) その他
- (3) 後片付け
 - (i) 完了検査
 - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
 - (iii) 原形復旧条件

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
駆け込みホットラインの活用
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
受発注者間及び元下間において、協議を行い、必要に応じて適切に契約変更
- (3) 基準の見直し
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を作成し、その実施を勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 中央建設業審議会は、建設工事の標準請負契約約款、入札の参加者の資格に関する基準、予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準並びに建設工事の工期に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

注文者

◆通常必要と認められる期間に比して、**著しく短い工期による請負契約の締結を禁止**

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

◆**工期に影響を及ぼす事象**で認識しているものについては、**契約締結までに通知**

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供)

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。

【建設業法施行規則】

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 法第二十条の二の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

◆**工事を施工しない日や時間帯の定め**をするときには**契約書面に明記**

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

建設業者

◆**工程の細目を明らかにし、** 工程ごとの作業及びその準備に 必要な日数を見積り

(建設工事の見積り等)

第二十条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。
2・3 (略)

(参考)

適正工期見積運動(全建)

<https://www.zenken-net.or.jp/news/230921/>

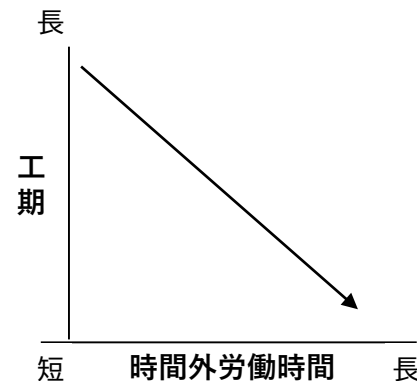
1-4.著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）①

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

短い工期と長時間労働の関係

- 建設工事の工期は、施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素の影響を受けるが、時間外労働時間との関係において、その他の要素を一定とすると、右の図のように短い工期と長時間労働には相関関係がある。
- 特に、令和6年4月からは、建設業についても、時間外労働時間の上限規制の適用を受けるため、当該**上限規制以上の時間外労働は、労働基準法違反**となる。

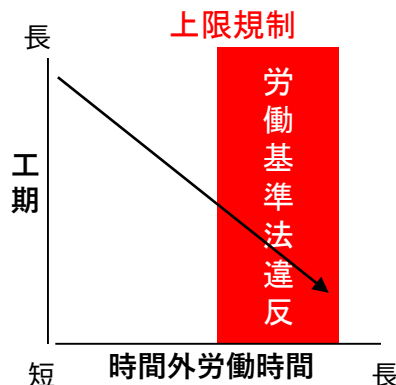
【工期と長時間労働の関係】



通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間

- 改正建設業法第19条の5の規定の主旨（建設業就業者の長時間労働の是正）を踏まえた適切な運用を確保するためには、「著しく短い工期」の判断に際しては、単に定量的な期間の短さに着目するのではなく、**「工期短縮が長時間労働などの不適正な状態を生じさせているか」**に着目することが必要。
- このため、「通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく、**「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月20日、中央建設業審議会 勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間**をいう。

【工期と長時間労働の関係】
（令和6年4月～）



著しく短い工期の判断材料

- 見積依頼の際に発注者が受注者に示した条件
- 締結された請負契約の内容
- 受注者が「著しく短い工期」と認識する考え方
- 過去の同種類似工事の実績
- 受注者が発注者に提出した見積りの内容
- 当該工期を前提として請負契約を締結した事情
- 当該工期に関する発注者の考え方
- 賃金台帳 等

著しく短い工期の判断の視点

- ① 契約締結された工期が、「**工期基準**」で示された内容を踏まえていないために短くなり、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ② 契約締結された工期が、**過去の同種類似工事の工期と比較して短くなること**によって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。
- ③ 契約締結された工期が、**受注者が見積書で示した工期と比較して短い場合**、それによって、受注者が違法な長時間労働などの不適正な状態で当該建設工事を施工することになっていないか。

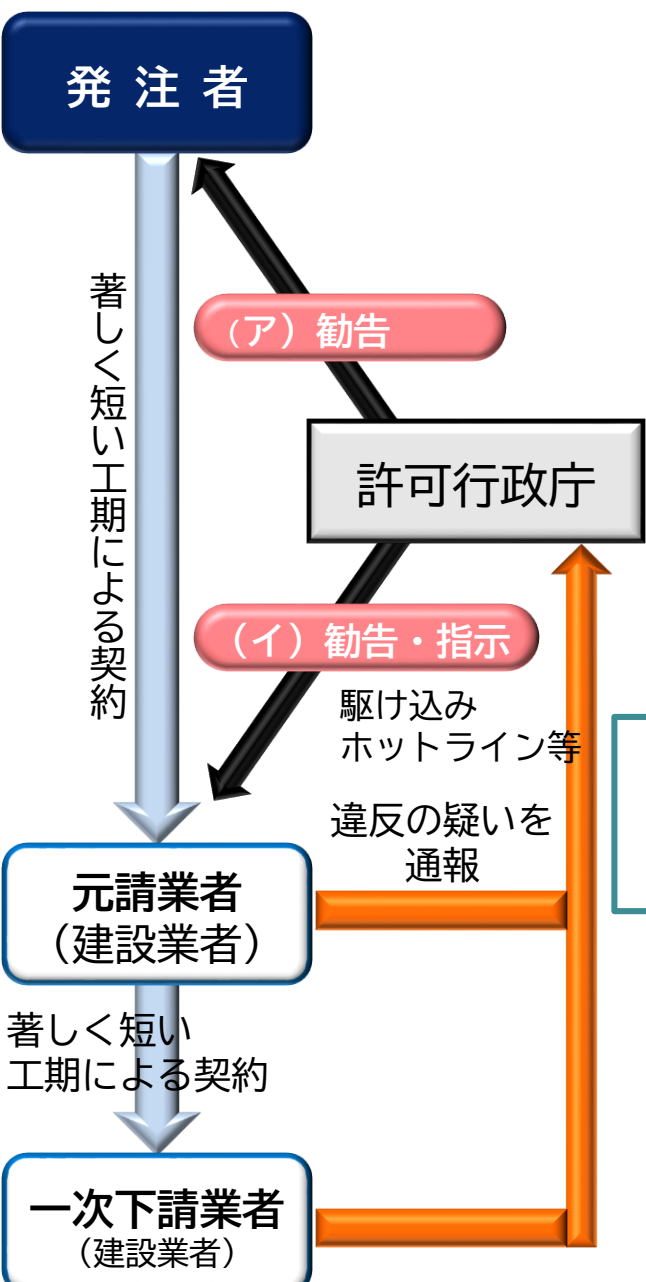
時間外労働時間の罰則付き上限規制の適用（令和6年4月1日～）

- 第196回国会（常会）で成立した「働き方改革関連法」による改正労働基準法に基づき、令和6年4月1日から、建設業者に関しても、災害時の復旧・復興事業を除き、時間外労働時間の罰則付き上限規制の一般則が適用される。このことを踏まえ、当該**上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、発注者と受注者との間で合意されている場合であっても、「著しく短い工期」と判断される。**

工期の変更が必要となる場合にも適用

- 「著しく短い工期」の禁止は、当初の契約締結後、当初の契約どおり工事が進行しなかったり、工事内容に変更が生じた際、**工期を変更するために変更契約を締結する場合についても適用**される。
- 工期の変更時には紛争が生じやすいため、紛争の未然防止を図る観点から、当初の契約の際、公共工事標準請負契約約款第21条、民間工事標準請負契約約款（甲）第29条、または民間工事標準請負契約約款（乙）第19条（それぞれ「著しく短い工期の禁止」の規定）を明記しておくことが必要である。

1-6.著しく短い工期の禁止に違反した場合の措置



(ア) 国土交通大臣等は、著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合は、その旨を公表**することができる。
 ※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

★勧告・公表に至った事例はR5.10現在まだ存在しない
 ☆「注意喚起」事例についてはP.47参照

○建設業法(抄)
 第十九条の六 (略)
 2 建設業者と請負契約(請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。
 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の勧告を受けた発注者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の勧告を行うため必要があると認めるときは、当該発注者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(イ) 建設工事の**注文者が建設業者である場合**、国土交通大臣等は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や、同法第28条を根拠とする**指示処分**を行う。
 ※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

発注者・元請への啓発

- 「モニタリング調査」
 元請を直接訪問して実施するヒアリングとして、**適正工期の確保に特化した調査**を各地方整備局が実施。労働局担当者が同行し、下請へのしわ寄せ状況などに目配りする。
- 「建設業関係労働時間削減推進協議会」
 都道府県別に労働局が主催する。従来の地方整備局や建設業団体に、地元の経済団体など**民間発注者団体**を加え、**地域の建設関係者全体で意思疎通**する。

■元請が下請に対して「著しく短い工期」による施工を強いたことが疑われる事例

★違反事案

(実例に基づき要注意点を整理する等、構成)

- ・民間発注の新築工事(工期12ヶ月、請負金額20億円程度)を受注した元請が、
「著しく短い工期の禁止」に違反する恐れがあるとして注意喚起を受けた

★内容

- ・当初から余裕のない工期で契約され、着工後も雨天中断など、当初予定どおりとならなかった
- ・当初工期内での竣工が困難だったにもかかわらず、元請は発注者との協議を行わず、日曜・祝日も現場を稼働し、一部の下請に残業を要請した

★背景

- ・見積書提出から契約まで、資材価格高騰のため契約金額を変更する交渉に数ヶ月を費やした
- ・発注者から供用開始時期についての要望もあり、当初契約時点ですでに工期に余裕がなかった
- ・雨天、機械故障など工期中に不測の事態が発生
- ・元請の現場担当者は工期延長を主張したが、営業担当者の判断により、発注者に工期延伸の協議を行わなかった→その結果、工期終盤には4週0休+超過勤務の突貫工事となった

★元請への注意喚起内容

- ・契約当初から違反の可能性をはらんでいたとも考えられることから、工期の設定に際しては、契約当初から適正な工期の確保を意識し、都度の状況を踏まえ、受発注者間・元下間でしっかりと協議を行うよう努めること。

- ・無理な工期は、施工品質に悪影響を及ぼし、結局は発注者へ損害を発生させ、元請は信用を失い利益を逸する
- ・民間発注者は決算期や固定資産税、施設稼働(開店)を、公共発注者は年度末(繰越困難等)あるいは供用開始(開通式典)を意識して工期に無理を強いる場合がある
- ・その一方で民間企業は「レピテーションリスク」と言われる信用失墜を恐れるようになってきている。
著しく短い工期を強いると、発注者への勧告・氏名公表というリスクもありうることを考慮すべき

■発注者による「著しく短い工期」の強要が疑われる事例

【事例】 (実例に基づき要注意点を整理する等、構成) ★違反事案 ☆改善案

★予算が繰越困難であることを理由に通常より短い工期を強要

★発注者の条件提示に不備があり、実質的工期がさらに短くなり、悪条件下での施工が強いられた

☆「著しく短い工期」は、発注者に対しても是正勧告、氏名公表などの措置が及ぶことを説明し、注意喚起。

☆受注者も「何とかなる」と考えず、工事品質の観点からも無理な工期は避けるべき。

※一部の自治体においては、繰越を回避するために「完成検査の偽装」を行う事案も発生している

※そのような状況では、元請は発注者との契約がない＝支払保証や労災保険が適用できない状態で下請に
施工を継続させなければならなくなり、たいへん危険である

※また、発注担当者は虚偽公文書等作成罪に問われる可能性もある

■元請負人が工期・費用に影響する情報について下請負人に提供を怠る

【事例1】

★地下埋設物による**土壤汚染がある事を知りながら**、下請負人にその情報提供を行わず、そのまま見積を行わせ、契約した結果、想定外の工期・費用が必要となった

☆埋設物、土壤状況についても知り得る限りの情報提供を行う

【事例2】

★施行場所に**障害物があることを把握しながら情報提供を行わず**、除去のため追加工事が必要となった

☆詳細図面、現場状況写真、現地立会等の情報提供に加え、協議、質疑応答機会を設ける

【事例3】

★施行場所に**都市計画施設の整備予定があることを把握しておらず**、受注後に計画変更が必要となった

☆公知の事実について確認し共有する手順を必ず踏む

※「そのくらいは図面から読み取れるだろう」「現場を見ればわかるはず」といった安易な考えはしない！

1-8. 罰則付き時間外労働規制に対する国交省の取組

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者等への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

- ① 週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大
- ② 月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進
 - ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
 - ・工期設定の指針等を見直し
 - ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
 - ・新たな経費補正措置の立案を検討
 - ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（管轄工事、港湾空港除く）
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において 各地方公共団体に対して直接働きかけ
- ・ 市町村議会に対する働きかけ

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・ 適正な工期設定について経済団体本部(経団連等)での講演等による周知
- ・ 地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ

<会議体や説明会を通じた周知>【厚労省と連携】

- ・ 都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・ 労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

<モニタリング調査による周知・注意喚起>厚労省と連携】

- ・ 調査対象：発注者・元請業者

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・ 労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・ 週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

一般国民 周知活動による働きかけ

【厚労省と連携】
PR動画のWebCMでの放送のほか、
特設サイトや広報ポスターによる周知

【動画掲載先】

- はたらきかたスメ特設サイト
 URL: <https://hatarakikatassusume.mhlw.go.jp/>
- 厚生労働省YouTube
 URL (30秒) : <https://www.youtube.com/watch?v=IVzm-abWkZY>
 URL (3分20秒) : https://www.youtube.com/watch?v=H_7_PLvJuNU

働き方改革推進に係る広報ポスター→



1-9.直轄土木工事における週休2日の「質の向上」に向けた施策パッケージ

(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労働基準法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。【休日の量の確保】

(これから)



現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、
月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。【休日の質の向上】

施策パッケージ

- ① **週休2日を標準とした取組への移行【令和5年度から適用】**
共通仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を標準とした内容に改正
- ② **工期設定のさらなる適正化【令和5年度から適用】**
天候等による作業不能日や猛暑日等を適正に工期に見込めるよう、工期設定指針等を改正
- ③ **柔軟な休日の設定【令和5年度に一部工事で試行】**
出水期前や供用前など閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討
- ④ **経費補正の修正【令和5年度に検討】**
月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、現行に代わる新たな補正措置を立案できないか検討（令和5年度は現行の補正係数を継続）
- ⑤ **他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大【令和5年度から実施】**

1-10.令和5年度の直轄土木工事の発注方針

- 令和5年度は、全ての工事を発注者指定で週休2日工事(閉所型・交替制のいずれか)を実施(月単位の週休2日への移行期間)
週休2日モデル工事の補正係数は、移行期間として令和5年度までは継続
- 令和6年度以降、月単位での週休2日の実現を目指す
柔軟な休日の設定や経費補正の修正を令和5年度に検討

週休2日工事の発注方針



発注者が活用する工期設定指針及び工期設定支援システムを、以下の通り改定

- i) 雨休率算出の際に「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう明確化
- ii) 工期設定で猛暑日（WBGT値31以上の時間から日数を算定）を考慮
- iii) 準備・片付け期間に、必要に応じて、重機組立・解体や検査データの作成日数を考慮するよう明確化
- iv) 地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮できるよう例示を追加

＜工期への反映イメージ＞

工種	単位	数量	施工計画										
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	...	
準備	式	1	■		■	■	■			■			
道路土工	m ²	10,000		■	■	■	■			■			
排水構造物工	m	500			■	■	■	■	■				
舗装工	m ²	5,000			■	■	■			■			
付帯施設工	式	1								■	■	■	
区画線工	式	1									■	■	
後片付け	式	1										■	

「休日」と「天候等による作業不能日」等が重複しないよう設定

猛暑日を考慮

地域の実情に応じて作業制限や制約を考慮

天候等による作業不能日頻発

猛暑日頻発

地域の祭りによる通行規制

必要に応じて重機解体や検査データの作成日数を考慮

＜試算例(福岡県内の道路改良工事の場合)＞

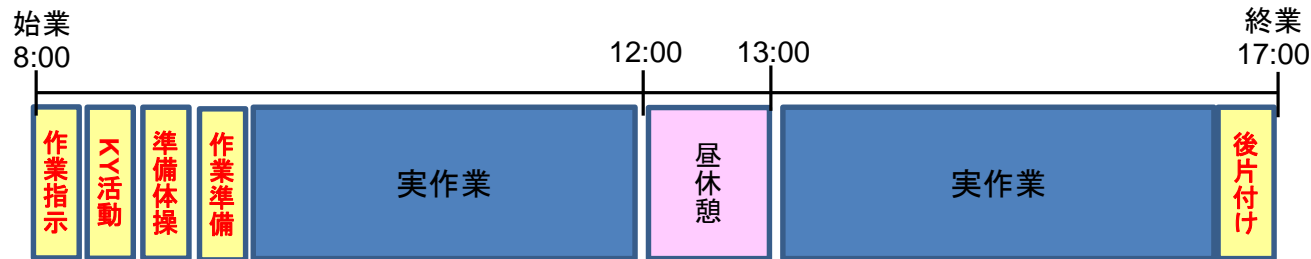
・旧指針での工期：365日 ⇒ 新指針での工期：384日 + α (19日 + α 増加※)

※上述 i) で7日分、ii) で12日分反映。 + α は必要に応じて iii)、iv) を考慮。雨休率: 78% → 89%

1-12.時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化

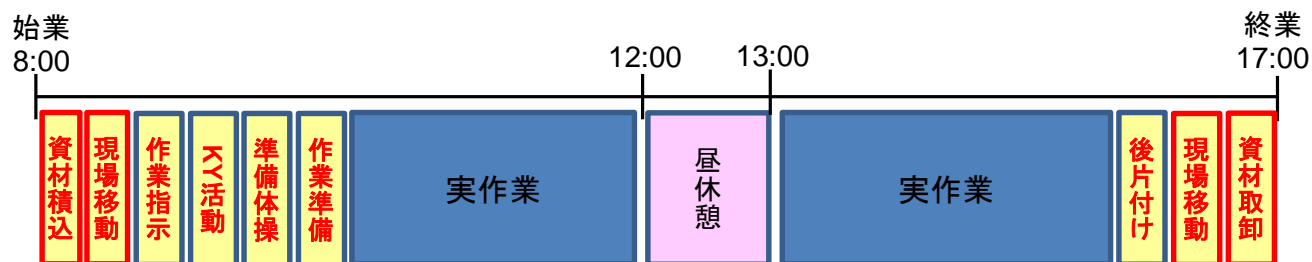
- 朝礼や準備体操、後片付け等は、一日の就業時間に含まれるものであり標準歩掛に適切に反映されるべきもの。
⇒ 適正なデータで標準的な時間を分析する等により、標準歩掛等に反映。
- 路上工事などで常設の作業帯が現場に設けられない工事では、資材基地からの移動時間を考慮した積算にする必要。
⇒ 施工の実態調査の結果を基に、今後、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

■朝礼や準備体操、後片付け等を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度の施工の実態調査において、朝礼や準備体操、後片付け等の実態を把握。
⇒ 適正なデータで分析する等により、標準歩掛等に反映。
⇒ 令和5年度以降も、施工の実態調査の結果を基に、順次、実態を標準歩掛に適切に反映していく予定。

■資材基地からの移動時間を含めた就業時間（イメージ）



- 令和4年度は移動時間の実態を把握するため、大都市圏の路上工事を中心に、施工の実態調査を重点的に実施。
⇒ 令和5年度は、施工の実態調査の結果を基に、移動時間を考慮した積算にするための方法を多角的に検討。

調査概要及び主な調査結果

国土交通省では、建設業の働き方改革を推進するにあたって、特に民間工事における取組を強化していくこととしており、工期設定等の実態について調査を行う「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査（令和4年度）」を実施した。

調査対象：＜建設企業＞建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体（116団体）の各団体会員企業

：＜発注者＞電気・鉄道・住宅・不動産業界の大手企業42社

調査時点：令和5年1月19日現在（令和4年1月以降に請け負った工事）

調査項目：主に民間工事について、工期設定にあたっての受発注者間の協議の有無／工期の適正性／工期変更の理由／工期変更に伴い増加した工事費の負担／休日の取得状況／働き方改革・生産性向上に向けた取組

回答企業数：＜建設企業＞2,182社　＜発注者＞42社

〔主な調査結果〕

○注文者から提案された工期について、「妥当な工期の工事が多かった」と回答した建設企業が59%と最も多かったものの、「妥当な工期」における実際の現場閉所率は、「4週4閉所」や「4週6閉所」が多く、**「4週8閉所以上」は19%にとどまった。**

○最終的な工期の設定では、**「注文者の意向を優先することとし、協議は依頼しないことが多い」の回答が22%**を占めており、請負階層別に見ると、下請企業で特にその割合が高い傾向にあった。また、「注文者と協議を行うが、**受注者の要望は受け入れられないことが多い**」と回答した建設企業のうち、「**4週4閉所（未満）**」が56%を占めた。

○建設工事従事者の残業時間については、技術者の場合は13%、技能者の場合は5%の建設業者が月当たり平均残業時間45時間超となった。特に**完成工事高が50億円以上の建設企業においては、技術者の平均残業時間45時間超との回答が35%**を占めている。

※調査結果の詳細は以下のページ

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00050.html

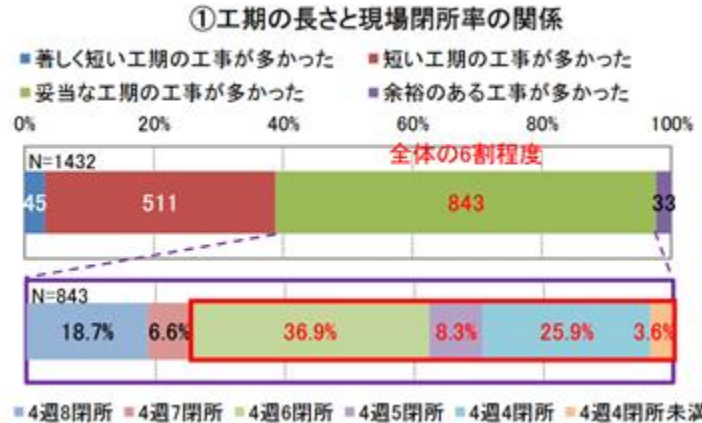
調査結果から導かれるポイント(1/2)

■発注者から「適切な工期」の提示は多いが、「4週8閉所」は少ない

発注者から提示された工期について、「適切な工期」の回答が最も多く占めました。

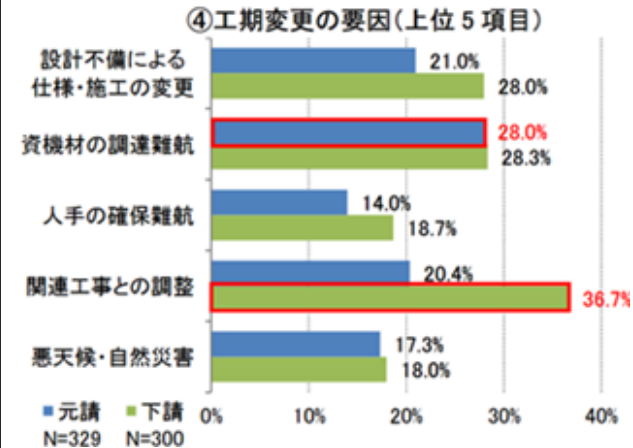
しかし、「適切な工期」のうち、37%が「4週6閉所」、26%が「4週4閉所」と、4週6閉所以下の回答が4分の3程度を占めました。

「4週8閉所」相当を確保することを目標とし、適正な工期設定を引き続きお願いします。



■工期の変更要因として「関連工事との調整」及び「資機材の調達難航」が多い
実際に工期の変更があった要因について、元請企業は「資機材の調達難航」の回答が、また下請企業の場合には「関連工事との調整」の回答が最も多い結果となりました。

このような工期変更を未然に防ぎ、当初発注時から適正な工期を確保するためには、下請企業を含めた工事全体の工程管理を適切に行うとともに、近年の資機材の納入遅れ等を考慮した工期設定が重要です。

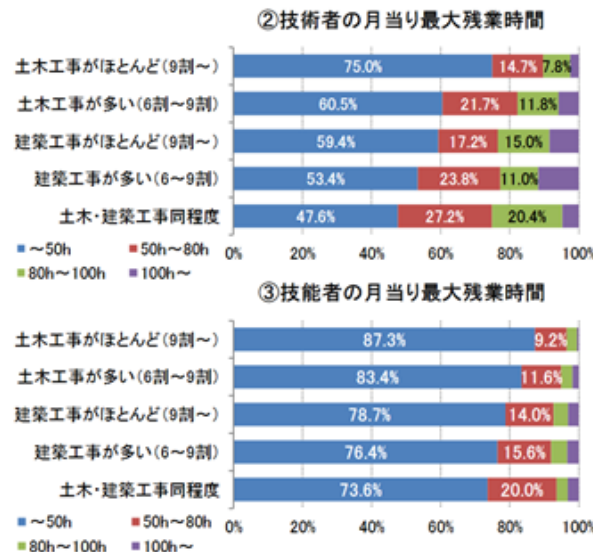


■技術者・技能者とも月当たり最大残業時間が100時間超も見られる

技術者・技能者の月当たり最大残業時間について、「0～50時間」が最も多いものの、月当たり最大残業時間が100時間超の回答も見られました。

技能者に比べて、技術者の残業時間が長い傾向にあり、また建築工事が主である建設企業では、土木工事が主の建設企業に比べて「0～50時間」の割合が少なく、「50～80時間」および「80時間～」の割合が多くなっています。

令和6年4月の罰則付き時間外労働上限規制の適用に向け、働き方改革の更なる普及・促進が必要です。



* 下請工事及び資機材調達等、全体を見渡した工期設定が必要

調査結果から導かれるポイント(2/2)

■「注文者－受注者間の協議」が適正な工期設定に繋がる

工期設定の際に、受発注者間で協議を行い、受注者の要望が受け入れられた場合には「妥当な工期」の割合が82%でした。

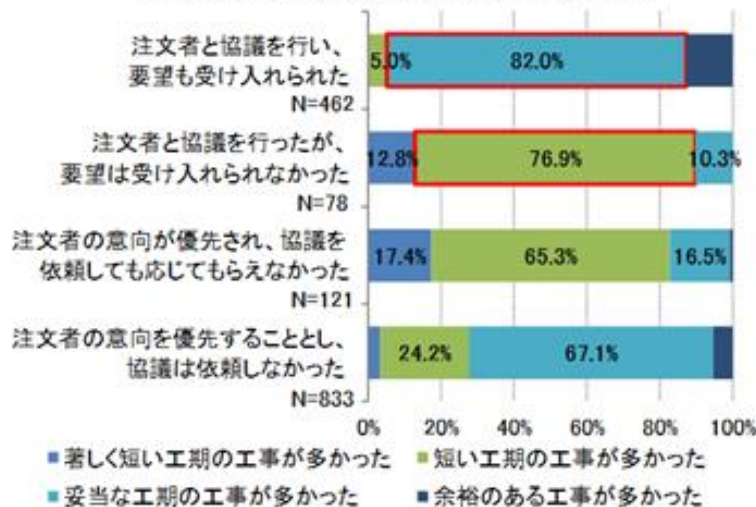
しかし要望が受け入れられなかった場合には、「短い工期」の割合が77%を占めました。

受注者側の事情等への理解を含め、受発注者間でしっかりと協議を行うことで、適正な工期の設定に一歩近づきます。

また発注者(施主)においても、適正な工期設定に必要な取組として、「受注者が、発注者に対して適正な工期を説明すること」を挙げられています。

受発注者間で積極的に協議を実施し、協働して適正な工期設定を推進していきましょう。

⑤ 工期設定における協議状況と工期の関係



■資材価格等の高騰による影響がある場合には契約変更の検討を行う

近年の資材・原油価格の高騰等による影響を受けた工事は全体の76%を占めています。

このうち、下請企業(一次、二次以降)はそれぞれ54%、58%が「注文者(元請)へ契約変更協議を申し出」しているものの、実際の契約変更については「行われなかった」との回答が34%、33%と多くなっています。また「全て契約変更」が行われたのは、14%、10%に留まっています。

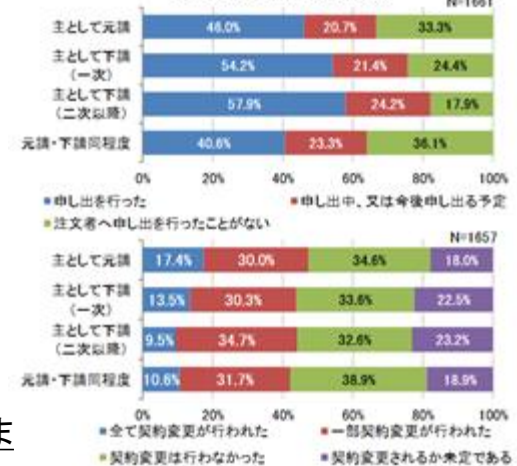
資機材の価格変動が激しく、受注者にとって大きな負担になることが想定されます。

契約後の状況に応じて、受発注者間で適切に協議を行い、必要な契約変更を実施しましょう。

⑥ 資材・原油価格等の高騰の影響



⑦ 契約変更協議の実施状況



- * 受発注者間の積極的な協議で適正工期確保を！
- * 契約後に資材価格高騰の影響を受けた場合も速やかな協議を！

<建設業における働き方改革推進のための事例集>

1. 建設現場における生産性向上に向けた取組

- 新技術を活用した生産性向上の取組が進められている
 - ・ BIM/CIM
 - ・ MR(複合現実) ゴーグルを通じて現実空間にデジタル映像を重ねて施工イメージを共有
 - ・ 施工監理アプリにより書類授受を省力化
 - ・ ICT建機の活用による省力化

2. 経営効率化に向けた取組

- 事務作業の効率化(経費精算システム、電子契約、専門的事務の外部委託、経理システム導入等)
 - ・ 経費精算システム導入により現場入力により精算を迅速化
 - ・ 電子契約は契約に要する時間やコストも削減できるとともに契約のデータベース化にも寄与

3. 長時間労働の是正に向けた取組

- 長時間労働の原因を解消していく取組
 - ・ 綿密な工程計画によるリスク回避
 - ・ 勤怠管理の電子化、独自休暇等の導入
 - ・ 建設ディレクター導入により書類作成を内業事務員が分担(建設ディレクターについては次ページ参照)

- 時間外労働規制によるプラス面にも着目すべき
 - ・ **若者が魅力を感じられる建設業へと業界環境を改善する**
 - ・ 時間外労働の是正によって作業員の**良好な健康状態を維持し、労働災害の防止**につなげる

1-14.現場技術者の書類作成等の負担を軽減する「建設ディレクター」

国土交通省 (一社)建設ディレクター協会の許諾をいただき作成



現場とオフィスをつなぐ、

既存社員 **or** 新規採用

「建設ディレクター」を御社で育成しませんか



建設ディレクター育成講座申し込み受付中

2024年4月残業規制適用迫る!

01 技術者の残業が削減

建設ディレクターはリクルートに強い!

02 若手人材の採用

脱雇人化の働き方へ

03 チームで働く組織へ



ITとコミュニケーションで現場を支える!



一般社団法人 建設ディレクター協会

「建設ディレクター」どのように導入されましたか?

現場で働く建設ディレクターの声

A 社の場合 職務転換パターン

既存の職員を社内で配置換え

社内業務を効率化するため、従来は営業事務を行っていた社員を建設ディレクターとして、現場監督の書類業務及び現場業務をサポートに配置転換。建設ディレクターの業務をこなしながら、現場間から吸い上げた課題のキャッチアップなど社内間に散乱する問題を可視化の役割も担っている。



建設ディレクターが仲介のような立場で現場に出入りして、私たちが女性ならではのやり方で、挨拶やちょっとした声掛けをするだけで、建設現場の方々とコミュニケーションが円滑になると感じます。それに、他の建設現場のアイデアや、ICTなどの先端技術を利用する場面を目にする機会も増えたので、社内では、こういったアイデアも共有して、仕事の効率化に役立っています。



新潟県 Sさん



長野県 Kさん

受講前はデスク上での数値処理が中心でしたが、受講後もっと詳しくなりたいたいと思い現場見学に行ったりと、外からは見えない建設業の底力に圧倒され「私も現場の役に立ちたい」という気持ちが強くなりました。

B 社の場合 新規採用パターン

新しく書類業務専任として配置

かねてよりの課題であった技術者負担の書類業務のみを取り扱う事務として建設ディレクターの導入を決定。事務志望の豊富な人材から採用を決定。技術者から業務書類を移行中。また業界未経験者の為、先入観なく前職の経験から俯瞰的な意見を述べてくれることが多く皆の視野が広がっていくを感じる。



建設ディレクター部に所属し、橋梁耐震や河川復旧工事の現場所長に就いて、コンクリートの管理や注文書の作成、施工体制や品質管理に関する書類作成、過積載対策の写真撮影や出来形管理などをしています。最近は所長と部長から勉強のためと勧めもらったので、規模は小さいですが施工計画書作成にもチャレンジしています。仕様書をしっかりと読み込まなきゃいけないことを痛感していますが、とっても楽しいです。



広島県 Tさん



滋賀県 Kさん

今後 ICT の建設機械導入やドローンの活用が進んでいく中で、土木に関する知識だけではなく情報通信関係の知識も必要になり、現場担当者とのコミュニケーション能力がより重要になるかと思っています。多様な人材が必要になっていくこれからの建設業界において、社内に適材適所で活躍できる場を設け、社内の人間がやりがいを感じる環境づくりを行っていきたいと考えています。

C 社の場合 職域拡大パターン

一般事務員に業務を追加

一般事務の業務内容に整備の余地があるのではと思い、業務洗い出しを行ったところ通常業務時間が削減できた。その捻出された時間を建設ディレクターとして現場支援業務を充当した。一般事務の事務処理能力の活用ができています。



Q. 講習内容のわかりやすさは?



Q. 講習内容が業務に役立ったと感じたか?



▲受講生アンケートより

建設ディレクターは協会は建設業界の人材育成と雇用創出をミッションとしています。書類業務の社内アウトソースだけでなく常に改善の余地がない現場間に入り込み課題をキャッチアップするような講習も設けております。法規制、社会の需要と共に変化していく最新情報の発信や定期的な勉強会、経営者交流会など受講企業や会員自身がアップデートできるように受講後もKDC(建設コミュニケーションセンター)でサポートしています。

☆書類作成やデータ整理に関する生産性向上方策の一例

「建設ディレクター」(技術者の業務をワークシェアリングし、書類作成やデータ整理、ICT業務を担う人材)を育成することで、技術者とともに技術・知識の向上や業務効率化、生産性向上に資する取組 (一社)建設ディレクター協会資料から抄出 <https://kensetsudirector.com/>

2.建設業に関するデジタル社会形成推進(デジタルサイネージ等の活用)

デジタルサイネージ等ICT機器を活用した掲示についても、以下の①～③の要件を満たす場合には、可能とされた

- ①公衆が必要なときに標識を確認可能
- ②標識を確認することができる旨の表示が常時わかりやすい形でなされていること(画面の内外は問わない。)
- ③施工時間外においても公衆が標識を確認することができるよう、人感センサーや画面に触れる等により画面表示ができること。

※公共工事は施工体系図も標識同様に公衆が閲覧可能な場所への掲示が必要

なお、工事現場が住宅地に位置する等周辺環境への配慮が必要であり、施工時間外のうち一定の時間画面の消灯が必要な場合においては、当該デジタルサイネージ等による掲示に代わり、インターネット上で標識を閲覧する措置を講じることができる。

(令和4年1月27日付国不建第445号国土交通省不動産・建設経済局建設業課長「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」より)

施工体制台帳作成工事であることの周知もデジタルサイネージ等で可能に 建設業法施行規則第14条の3改正(令和4年3月31日)

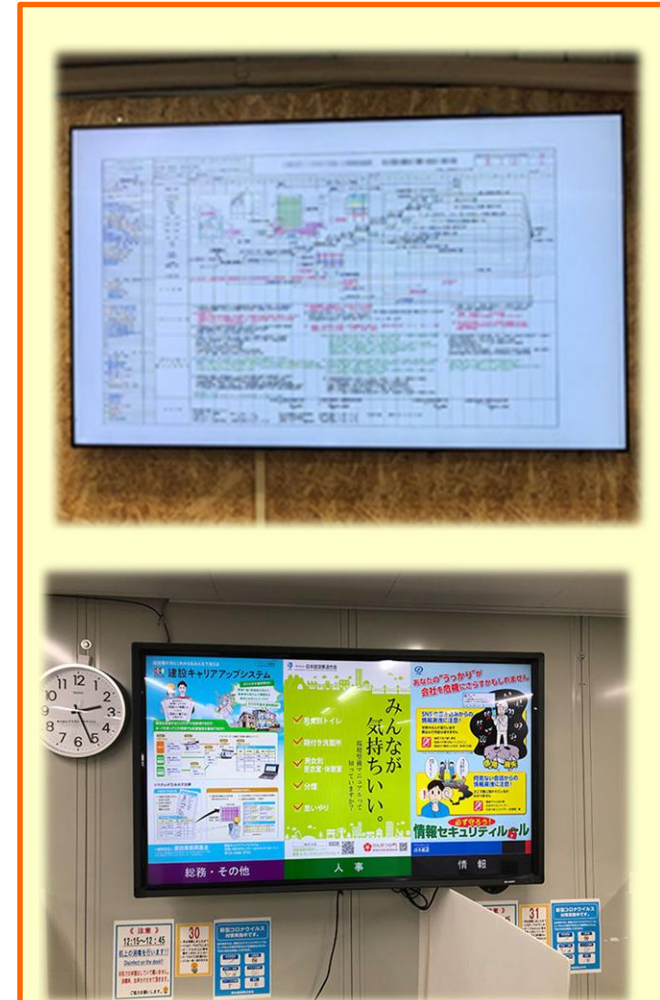
現場への掲示文(例)

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。
一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設(株)

元請から下請に対しての「施工体制台帳作成工事であるため再下請負通知の提出義務があること及び提出場所等」について周知する際にも、書面による掲示に限らず、デジタルサイネージを含むICT機器を活用し、画面上に表示することが可能になった

○施工体制台帳の電磁的方法による作成
施工体制台帳及びその添付書類の記載事項が電磁的方法により作成されていて、**工事現場において出力装置の映像面に表示可能であるときは、紙面への表示は求めない**(令和5年5月12日告示建設業法施行規則改正)



施工現場におけるデジタルサイネージ活用事例

(清水建設2021.03.08ニュースリリースより許可を得て引用)

第5章 適正な取引について

～ みんなで守る適正取引 ～

請負代金や工期設定は適切ですか？



通常よりもかなり短い工期で契約していませんか？



担い手確保には、適正な請負代金・工期・価格転嫁が必要です。



令和5年度 10・11・12月

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間 検索

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

適正取引が行われないことで起きる危険事象に注目

発注者・元請の不適正な取引

⇒ ダumping等の不適正な取引による
元請企業の利益率低下又は赤字受注

下請への厳しい見積条件

⇒ 厳しすぎる査定、指値発注による
下請企業の利益率低下又は赤字受注
⇒ 直用技能者(職人)の切り離し

技能者(職人)の賃金低下

↓ 技能者(職人)の生活の不安定化
⇒ 優秀な職人の離職増加と入職者の減少
職人の年齢ギャップの拡大 → 技能継承の懸念

施工での手抜き &
技能不足の技能者による施工

⇒ 悪意の手抜き工事(安いなら安いりの施工)
⇒ 言われたままに作業する職人
・自分の仕事が終わっていない
・不具合があっても分からない
⇒ 建設業のレベル低下

建設生産物の品質の低下

⇒ 品質低下が躯体など重要部分に及べば、将来
国民生活の安全・安心を脅かす要因となる

下請契約締結に至るまでのフロー

見積依頼業者の選定

見積依頼で
示す14項目

見積期間

見積依頼

現場説明・図面渡

内訳が明
らかな
見積書

質疑応答

書面で！

見積書提出

金額折衝

対等な
立場で

契約書で
示す15項目

契約の締結

元請負人は…

- 専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書を提出するように下請負人に働きかけ、提出された見積書を尊重し請負契約を締結すること。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
(平成27年7月通知・令和2年9月最終改訂) より

下請負人は…

- 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、標準見積書の活用等により法定福利費相当額を内訳明示した見積書を注文者に提出し、雇用する建設労働者が社会保険に加入するために必要な法定福利費を確保すること。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン
(平成27年7月通知・令和2年9月最終改訂) より

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。このためにも、適正な手続が必要です。

見積依頼時は 14項目の提示

見積依頼は書面で！下請契約の具体的内容を提示！

以下の 14項目が記載された書面で行いましょう。

① 工事内容

② 工事着手・工事完成の時期

③ 支払い時期、方法

④ 工事を施行しない日又は時間帯

⑤ 工期、代金の変更、損害の負担、それらの額の算定方法

⑥ 天災等の不可抗力による工期変更
損害負担、額の算定方法

⑦ 価格等の変動・変更に基づく代金・
工事内容の変更

⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた
場合の賠償金の負担に関する定め

⑨ 資材提供、機械貸与の内容

⑩ 検査の時期、方法、引渡の時期

⑪ 工事完成後の支払い時期、方法

⑫ 瑕疵担保責任、保証保険契約の内容

⑬ 債務不履行の場合の損害金

⑭ 契約に関する紛争の解決方法

※ 契約締結時は上記に請負代金を加えた 15項目を提示し、書面で契約を締結しましょう

標準的な見積費目

- ・見積書は、「工事の種別ごとの経費の内訳」
「工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数」が明らかとなったもの
- ・建設副産物（建設発生土等の再生資源及び産業廃棄物）の運搬及び処理に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項や、適正な法定福利費等についても、表示を行う。

直接工事費

+

共通仮設費

+

現場管理費

+

諸経費

見積期間

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、

下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。

下請工事の予定価格の金額	見積期間
① 500万円に満たない工事	中 1 日以上
② 500万円以上5,000万円に満たない工事	中 10 日以上
③ 5,000万円以上の工事	中 15 日以上

注) 予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間をそれぞれ、5日以内

その他

- ◆見積条件の明確化
- ◆見積費目の提示・確認
- ◆図面・仕様書の提示・確認
- ◆質問内容の明確化・迅速な質問
- ◆職務上権限を有する者同士の対応
- に心がけましょう。

工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供

工期や請負代金の額に影響を及ぼす以下の事象が発生する恐れがある場合には、**契約の締結までに**、建設業者に対して、その旨及び状況把握のため**必要な情報を提供しなければなりません。** →P.43 参照

対等な立場で

建設工事の請負契約の**当事者**は、各々の**対等**な立場における合意に基づいて**公正な契約を締結しなければなりません。**また、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません。

見積書の電子化について明確化 (R3.9.1)

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和3年9月1日施行)により、見積書を電磁的方法により提供することが可能な旨が建設業法において明確化されました。

(建設業法第20条第3項改正内容) 建設業者は、前項の規定による見積書の交付に代えて、政令で定めるところにより、建設工事の注文者の承諾を得て、当該見積書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することができる。(電磁的方法を用いた請負契約の手続きについては、従前から建設業法に規定あり)

特定専門工事に係る元下間の合意をするための書面(建設業法第26条の3第3項)

公共工事の前払金保証事業に関する法律 保証金の請求に係る書面(同法第13条第2項)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象建設工事の届出に係る事項の説明のための書面(法第12条第1項)

<参考> **営業所ごとに備える必要がある帳簿**(建設業法第40条の3)の**電子化**

紙の帳簿に替え電磁的方法により保存された情報を映像表示することで可(令和5年5月12日告示建設業法施行規則改正)

契約のパターン

建設業法では**15項目**を記載した請負契約を**書面**により、**工事着手前**に締結し、**相互交付**することを求めています。元請下請間等の紛争を防ぐことが目的。

※請負規約の**15項目**とは63ページで示した見積依頼時の**14項目**に「**請負代金**」を加えたもの**書面**により契約書を作成する方法以外にも、

一定の要件を満たせば、注文書・請書を相互に交付する方法も可能。

公共工事
民間工事
とも**1～3の**
いずれかの
書面で
作成必要

1

契 約 書

2

注文書・請書

+

基本契約書

3

注文書・請書

+

基本契約約款

※**3**の場合は『注文書』・『請書』それぞれに同じ内容の基本契約約款が添付（割印付き）又は印刷されたものが必要

【参考】電子契約の技術的基準

電子契約を行う場合は、建設業法施行規則第13条の4第2項各号の技術的基準に適合するものである必要があります。**PDF化した契約書をメール送信することは電子契約とは言えません！**

- 一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
- 二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
- 三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

各項目におけるポイント

★細かい！と思われるかもしれませんが・・・
後々のトラブルを防ぐためには重要なことです

1 見積条件の提示

- 見積条件の提示に当たっては下請契約の**具体的内容**を提示。
- 望ましくは、下請契約の内容は**書面**で提示すること、更に作業内容を明確に。
- 予定価格の額に応じて一定の**見積期間**を設けること。

2 書面による契約締結

- 契約は下請工事の“**着工前**”に“**書面**”により行う。**追加工事、工期変更も同様。**
- 契約書面には建設業法で定める**一定の事項を記載。**
- 注文書・請書による契約は、**一定の要件**を満たすこと。
- 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約が基本。
- 片務的な内容による契約は、建設業法上不適当。
- 追加工事等の内容が**直ちに確定できない場合**は、
 - ・ 追加工事の具体的な内容
 - ・ 契約変更の対象となること
 - ・ 契約変更の時期
 - ・ 追加工事等に係る契約単価の額を**書面**で取り交わし、**全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。**
- 下請負人の**責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期変更**になり、これに起因して下請工事の**費用が増加したにもかかわらず、契約変更に応じないことは、建設業法に違反。**

各項目における主要なポイント

3 工期

- 工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に**変更契約**を締結すること。
- 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず**工期が変更**になり、これに起因する下請工事の**費用が増加**した場合は、**元請負人がその費用を負担**することが必要。

4 不当に低い請負代金

著しく短い工期は禁止！

→第6章 P.44～参照

- 注文者は、自己の取引上の**地位を不当に利用**して、その注文した建設工事を施工するために **通常必要と認められる原価に満たない金額**を請負代金の額とする請負契約を請負人と締結することが禁止されている。
- 「自己の取引上の地位の不当利用」とは、**取引上優越的な地位にある元請負人**が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること。

⇒下請代金の額の決定に当たり**下請負人と十分な協議が行われたかどうか**といった対価の決方法により判断される。

※下請中小企業振興法に基づく振興基準(令和4年7月29日)において、見積及び発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、期中に原材料費等のコストが上昇した場合に下請事業者から申出があった場合は、親事業者は価格変更にできる限り柔軟に応じるものとされていることにも留意すること。

5 指値発注

- **指値発注**は建設業法に違反するおそれ。
- 元請負人は、指値発注により下請契約を締結することがないよう、**自らが提示した額の積算根拠を明らかにして下請負人と十分に協議**を行うなど、留意することが必要。

★**指値発注**：元請負人が下請負人との請負契約を交わす際、下請負人と十分な協議をせず又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示（指値）し、その額で下請負人に契約を締結させること

各項目における主要なポイント

6 不当な使用資材等の購入強制

- 建設業法第19条の4で禁止される「不当な使用資材等の購入強制」とは、**請負契約の締結後**に注文者が、自己の取引上の**地位を不当に利用**し、請負人に**使用資材等を指定**し、これら請負人に購入させてその利益を害すること。
- 元請負人が**使用資材等の指定を行う場合には、見積条件として提示**することが必要。

7 やり直し工事

- やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事が**下請負人の責めに帰すべき場合を除き、その費用は元請負人が負担することが必要**。
- 下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、**契約変更**が必要。

8 赤伝処理

- 赤伝処理を行う場合は、**元請負人と下請負人双方の協議・合意**が必要。
- 赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に**明示**することが必要。
- 赤伝処理は下請負人との合意のもとで行い、差引額についても**下請負人の過剰負担となることがないよう十分に配慮**することが必要。

★赤伝処理：元請負人が

- ① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
- ② 下請代金の支払に関して発生する諸費用（下請代金の振り込み手数料等）
- ③ 下請工事の施工に伴い、下請工事の施工に伴い副次的に発生する**建設副産物の運搬処理費用**
- ④ 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費、**CCUSに係るカードリーダー設置費用及び現場利用料等**）を下請代金の支払時に差引く（相殺する）こと

※③で建設副産物の発生がないのに一律差し引く行為も該当する

各項目における主要なポイント

9 下請代金の支払

- **正当な理由がない長期支払保留**は建設業法に違反。
- 元請負人は、**前払金を受けたときは、下請負人に対して**資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう**配慮**しなければならない
- 望ましくは**下請代金をできるだけ早期に支払うこと。**
- 下請代金の支払いは**できる限り現金。少なくとも労務費相当額は現金**で支払うよう配慮。

10 長期手形

- 割引を受けることが困難な**長期手形の交付**は建設業法に違反。
⇒手形期間は120日以内に、**できるだけ短い期間**。(P.82参照)
- 現金化にかかる割引料のコストは**下請負人の負担とならないよう**十分協議。

11 不利益取扱いの禁止

- 不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払保留などの違反行為を、下請負人が国土交通大臣等や公正取引委員会又は中小企業庁に**通報したことにより不利益な取扱いをすることは禁止。**

各項目における主要なポイント

12 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

- 営業所ごとに、帳簿を備え、5年間保存すること。
- 帳簿には契約書などを添付することが必要。
- 発注者から直接建設工事を請け負った場合は、10年間保存する図書がある。

<参考> 帳簿の電子化

紙の帳簿に替え電磁的方法により保存された情報を映像表示することで可(令和5年5月12日告示建設業法施行規則改正)

13 関係法令（独占禁止法、社会保険・労働保険、労働災害防止対策、下請代金の支払手段）

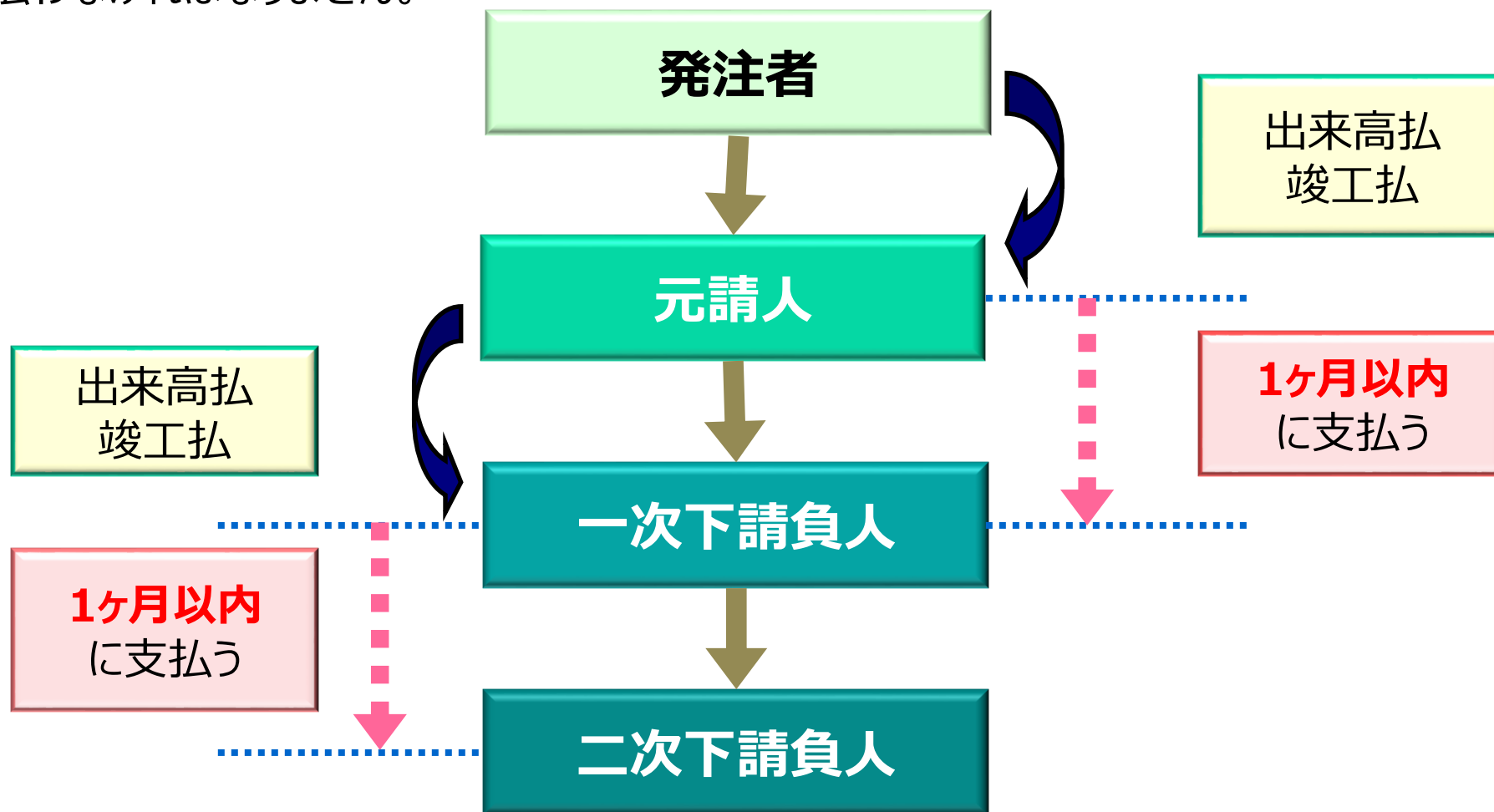
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第19条の3外の規定に違反している事実があり、その事実が独占禁止法第19条の規定（「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」）に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対して措置請求を行うことができる。
- **法定福利費や労働災害防止対策に要する経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる。**

労働災害防止対策に要する経費については、リーフレット「足場からの墜落防止措置が強化されます」をご覧ください

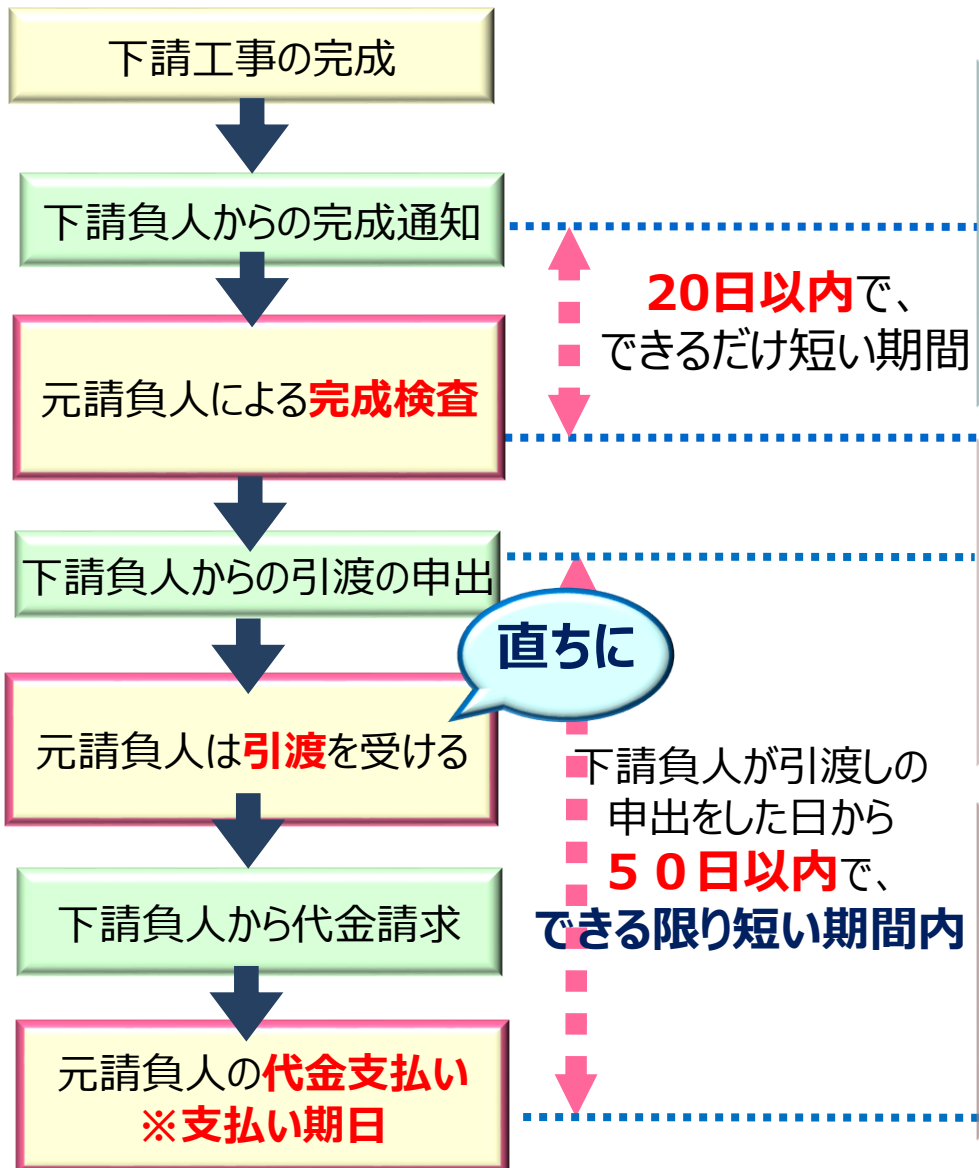
- 法定福利費は、建設業法第20条第1項において、建設工事の経費の内訳を明らかにして見積りを行うよう努めなければならない。
- 施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要。
- 元請負人は、下請負人から提出された法定福利費や労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しなければならない。

上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら・・・

元請負人は、注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を『**1ヵ月以内**』に支払わなければなりません。



下請工事の完成後 ・ 特定建設業者の下請代金払い



元請負人は、
下請工事の完成を確認するための検査を
工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

特定建設業者は、
下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して『**50日以内**』に下請代金を支払わなければなりません。

直ちに

つまり
特定建設業者は・・・

特定建設業者は
①出来高払いや竣工払いを受けた日から『**1ヵ月以内**』
②引渡しの申出から『**50日以内**』の支払期日のいずれか**早い方が実際の支払日**です。

20日以内で、
できるだけ短い期間

50日以内で、
できる限り短い期間内

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議における国土交通大臣発言（概要）

（令和3年12月27日 岸田総理、斉藤国交大臣等 → 経団連会長など経済団体5団体トップ、日建連会長など事業者団体22団体トップ）

- 業界団体では、ダンピング受注の排除や適正な請負代金での下請契約締結の周知などに取組んで頂きました。
- 国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い致します。

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について

（令和4年4月26日 国不建第52号～第55号 国土交通省 不動産・建設経済局長 → 建設業者団体、公共発注者、民間発注者）

- ◆ 取引価格を反映した適正な請負代金の設定や、納期の実態を踏まえた適正な工期の確保に加え、本年実施したモニタリング調査の結果も踏まえ、スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施について要請

＜契約締結時＞

公共・民間それぞれの標準約款に記載されている請負代金や工期の変更に関する規定（スライド条項等）を適切に設定すること

＜契約締結後＞

それらの規定を適切に運用すること

受注者や下請企業から協議の申出があった場合は、適切に応じる等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図ること

- ◆ 各関係者における取組の推進に向け、通知先に応じてそれぞれ以下を周知

建設業者
団体

- 下請企業等との取引において円滑な価格転嫁を進めるため、発注者との契約においても適切な対応を図ること
- 資材業者等に対しても同様の配慮を行うこと

公共
発注者

- 資材単価の改定を月ごとなど適時に行うこと、状況等を踏まえて単価設定のための調査の時期の前倒し・頻度の増加等の対応をとること、可能な限り最新の時点の単価を用いて積算すること等により、原材料費の最新の取引価格を請負代金へ適切に反映すること

民間
発注者

- 建設工事の受注者は、発注者が事業を推進する上での重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元下間、資材業者等への転嫁に当たっても重要となることから、適切な対応を図るべきこと

- ◆ 価格転嫁に関する相談等を「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けている旨周知

→ 適切な価格転嫁、取引の適正化に向けて、官民協働で取組を推進

建設工事を発注する民間事業者・施主の皆様に対するお願い (2023年9月版)



一昨年来、世界的な原材料の品薄・高騰の影響により、建設業においても幅広い資材において、かつて経験のない価格高騰・納期遅れが発生しています。また、政府は、企業収益の上昇→労働者に果実分配→消費拡大→更なる経済成長の好循環を実現する「新しい資本主義」のため、物価上昇を超える賃上げが必要としています。こうした問題について、当会は、政府から適正な価格転嫁・賃金行渡りの御指導をいただいています。もとより建設会社は経営努力を最大限に行うとともに、生産性向上等にも取り組んでおりますが、現下の資材高騰・品不足及び建設技能者等の賃上げにつき、建設会社のみで吸収することは困難であることから、適正な価格・適正な工期での建設工事の実施につき、以下について御理解・御協力をお願いいたします。

1. 直近の資材価格や調達状況、協力会社の労働者も含めた賃上げを適切に反映した価格・工期での契約締結

現在の急激な原油や原材料価格の上昇や世界的な物流の停滞、物価上昇を超える賃上げに關し、政府では適正な価格転嫁、工期の確保の促進に係る以下のような取組を進めており、当会に対しても国土交通省から通知が発出されています。

【政府における原材料費高騰・賃上げに係る対策（建設関係）】（2023年3月現在）

- 閣僚懇談会における内閣総理大臣指示（2022.3.4）
・企業が賃上げに積極的に取り組むことができるよう円滑な価格転嫁を進めることが重要
- パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議における齊藤国土交通大臣発言（2021.12.27）
・国土交通省としては、特に民間工事における取引適正化が重要と考えており、各団体の皆様には、適正な請負代金の設定や支払条件の改善、適正な工期の確保にご協力をお願い
- 国土交通省建設業課長通知（2021.12.1）
・発注者と元請負人の関係においても、材料費や燃料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願い
- 「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（閣議決定）（2022.10.28）
・中小企業等^{※1}が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコスト上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備を進める
- 国土交通省建設業課長通知（2023.3.8）
・円滑な価格転嫁の推進については、今般の公正取引委員会による調査結果^{※2}の内容も踏まえた適切な対応を図るよう改めて周知方お願い
- 国土交通省建設業課長通知（2023.3.30）
・様々な課題があるものの、本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進める・・・技能労働者の賃金上昇や建設業の働き方改革に向けた取組をそれぞれ進めるとともに、傘下の建設業者等に周知方お願い



※1「中小企業等」には日建連会員のような大規模事業者も含まれる
※2「発注者からはコスト上昇が生じても価格転嫁を言い出さず状況にあることを踏まえ、積極的に発注者からそのような意図の場を設けることが円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であること」が含まれる

今後、当会会員企業は、

- (1) 直近の資材価格及び労務費並びに資材調達状況（納期遅れ等）を反映した見積の提出
- (2) 見積提出後、契約前までに資材高騰等が生じた場合、契約額や工期への適切な反映等のお願いをさせていただきますので、御理解をいただきますよう、お願いいたします。

3. 既に締結された契約における資材高騰・賃金上昇に伴う個別協議

既に締結された契約における調達価格高騰・賃金上昇への対応につきましては、民間事業主の皆様と建設会社との個別協議により決められるべきものではありませんが、個別協議の際に、①短期間に多くの資材価格等が上昇することは工事請負契約締結時には予測できなかったこと、②契約法においてはいわゆる「事情変更の原則[※]」が認められていること、を十分に御勘案いただき、請負価格の変更や設計の変更等に係る協議等に御対応いただきますようお願いいたします。

※契約締結の際に前提とされていた事情が、事後的に当事者の予想し得た範囲を超えて著しく変化し、当初の契約内容を形式的に維持すると当事者の一方にとって極めて不公平な結果をもたらすような場合に、契約内容を新しい事情に適合するように改訂すること等を認める原則。

- 国土交通省不動産・建設経済局長通知（2022.4.26）
・既に締結された契約についても、現下の原材料費等の高騰・品薄の状況を踏まえ、請負代金や工期につき適切な対応に努めていただくようお願い

2. 民間建設工事標準請負契約約款等を活用した契約締結

長期の工事については、建設会社からの見積提出時・契約締結時に、将来の資材等調達価格を適切に予測することが極めて困難な場合があり、工期中に資材価格や調達の状況が大きく変わることもあります。こうした事態に対応するため、国土交通省中央建設業審議会が決定した民間建設工事標準請負契約約款では、所要の条項が整備されています。（民間（七会）連合協定工事請負契約約款にも同様の条項があります。）

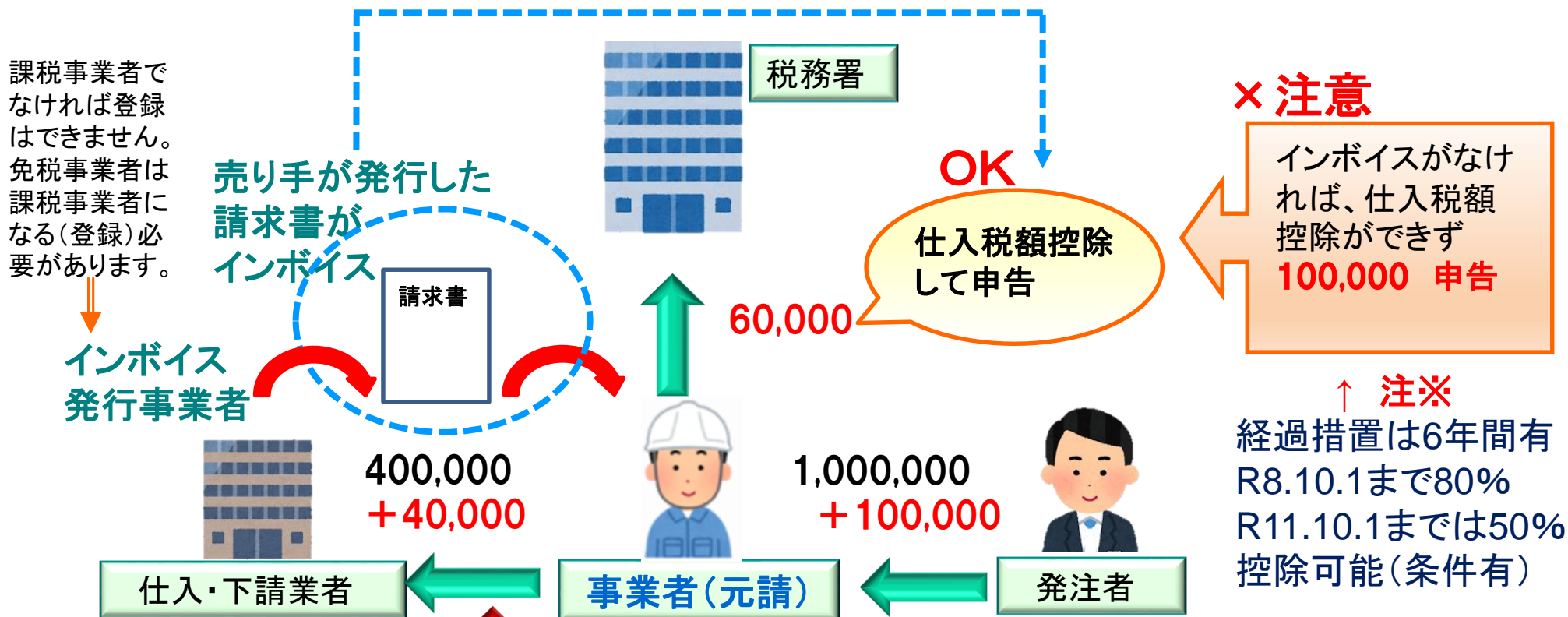
今後、民間建設工事標準請負契約約款等を活用した契約締結につき、御理解・御協力をお願いいたします。

- 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（抄）
（工事又は工期の変更等）
第30条
5 受注者は、・・・正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。
（請負代金額の変更）
第31条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、・・・その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。
五 契約期間内に・・・経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
六 長期にわたる契約で、・・・物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき。
- 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（国土交通省課長通知（2021.12.11））
・当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応していただきますようお願い
- 「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について」（国土交通省局長通知（2022.4.26））
・請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款（甲）・・・を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切な対応を図るようお願い

また、契約条項に基づき建設会社が請負代金金額や工期等の変更をお願いした場合には、資材高騰分や賃金上昇分の請負代金変更、納期遅れ分の工期延伸等につき、御理解・御協力をお願いいたします。

インボイス制度開始について(情報提供・留意事項)

消費税の適格請求書等保存方式=いわゆる「インボイス制度」が始まりました



この間の取引注意・適正な取引を

※制度の詳細は国税局・税務署にお問い合わせください。

(参考)
※免税事業者が課税事業者になるかどうかは選択自由(基準期間の課税売上高1000万以下)
※簡易課税制度有(基準期間の課税売上高5000万以下)

【参考】国税庁 インボイス制度特設サイト
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請負人が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わないことにした。



> それ、建設業法違反です！

元請負人（下請契約の注文者）が、**自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人**に対して、**一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない（減額する）行為**により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「**不当に低い請負代金の禁止**」の規定に違反する**行為として問題**となります。

★参考1★ 公正取引委員会による注意事項

経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝えるなど一方的に通告を行った。

○注意対象者 造園工事業者（植木師・庭師との取引）

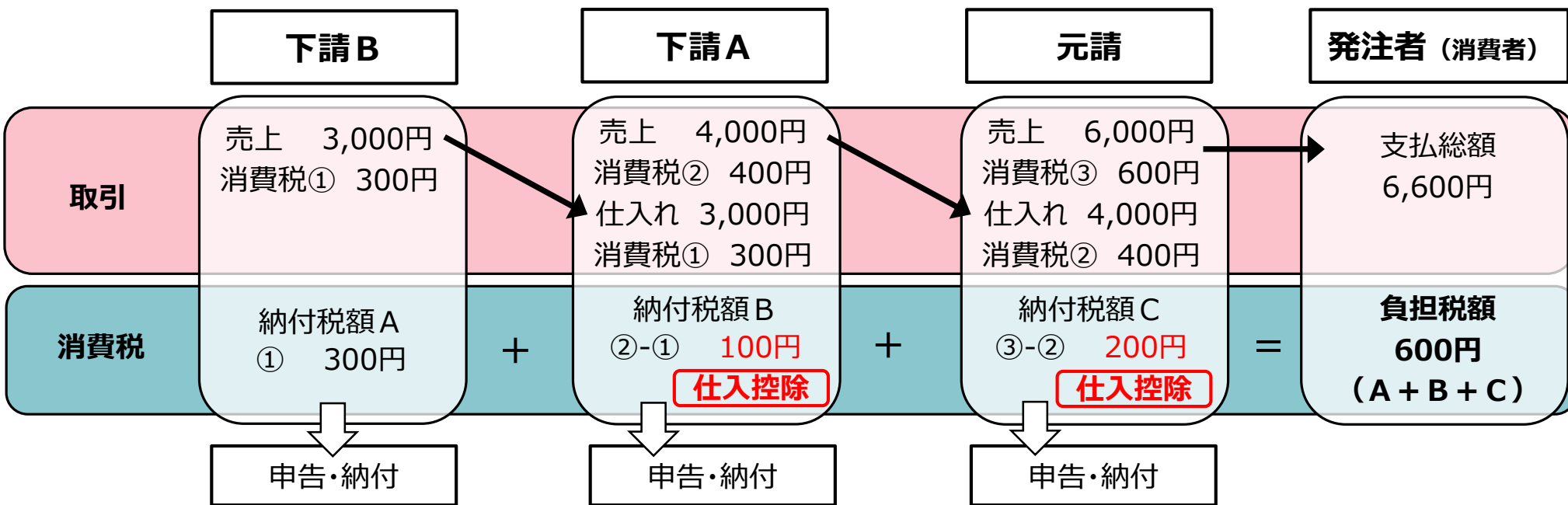
★参考2★ 住宅生産団体連合会（住団連）「インボイス制度に関する住団連の取り組み指針」

- ①インボイス発行事業者登録に関しては協力の依頼のみとし、登録するかしないかは取引先の判断に任せ、強要はしない
- ②登録を行わないことを理由に、発注者としての優越的立場を利用し取引先と交渉・相談することなく、消費税相当額の一部または全部を支払わない行為、または発注取りやめをしない
- ③取引先からの登録に関する相談には真摯（しんし）に対応し、必要に応じて専門家を紹介するなどサポートを行う

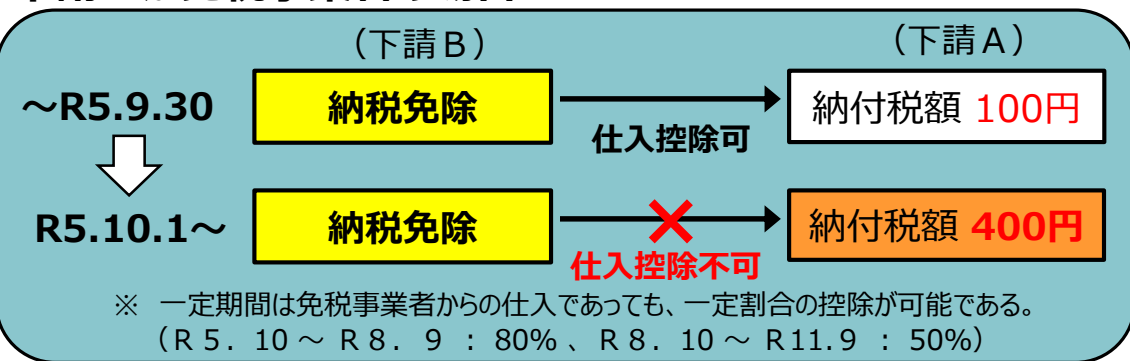


適格請求書等保存方式（インボイス制度）とは

- 適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税率等を伝えるもの。
- 売手は買手の求めに応じてインボイスを交付して、その写しを保存する必要がある。一方で、買手は交付されたインボイスを保存することで、仕入税額控除を受けることができる。
- インボイスを交付するためには、消費税を納める義務のある事業者（課税事業者）となる必要がある。



下請Bが免税事業者の場合



【参考】簡易課税制度

課税売上高が5,000万円以下の中小事業者については、売上税額に一定率をかけることで仕入税額の計算が可能。
 <仕入控除税額の計算のイメージ>

売上に係る消費税額 × **みなし仕入率** ※建設業は70%

※ 簡易課税制度を利用している事業者は、インボイスの保存がなくても、みなし仕入率により仕入税額控除が可能であるため、仕入先が免税事業者であっても影響がない。

1. 策定の趣旨

R5.6 最終改訂は、法律上問題となり得る取引価格の据え置きに関する考え方を明示。

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、**どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示す**ことにより、**法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現**を図ることを目的として策定。

2. 本ガイドラインの内容

ガイドライン本文に関しては右URLを参照ください <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001493756.pdf>

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示、契約締結といった以下の13項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等 (建設業法第20条第4項、第20条の2)
2. 書面による契約締結 (1) 当初契約 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第1項)
(2) 追加工事等に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
3. 工期 (1) 著しく短い工期の禁止 (建設業法第19条の5)
(2) 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
(3) 工期変更に伴う増加費用 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
4. 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3)
5. **原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保**
(建設業法第19条第2項、第19条の3、第19条の5)
6. 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第4項)
7. 不当な使用資材等の購入強制 (建設業法第19条の4)
8. やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
9. 赤伝処理 (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項)
10. 下請代金の支払 (1) 支払保留・支払遅延 (建設業法第24条の3、第24条の6)
(2) 下請代金の支払手段 (建設業法第24条の3第2項)
11. 長期手形 (建設業法第24条の6第3項)
12. 不利益取扱いの禁止 (建設業法第24条の5)
13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存 (建設業法第40条の3)

※ガイドラインとは・・・
当該施策における目安・指標
(違反とされないための留意点の例示等)

(2) 関連法令の解説として以下の内容を掲載

- 14-1 独占禁止法との関係について (建設業の下請取引に関する建設業法との関係)
- 14-2 社会保険・労働保険等について (法定福利費の確保)
- 14-3 労働災害防止対策について (実施者と経費の負担の明確化)
- 14-4 建設工事で発生する建設副産物について
- 14-5 **下請中小企業振興法・振興基準との関係について**

<元下間の契約書交付段階の事例>

■着手までに契約書面を相互に交付せず

「口頭了解は信頼の証」ではない！
書面を交わすことこそ信頼関係！

【事例1】

- ★元請負人からの指示に従って下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、工事の施工途中または工事終了後に契約書面を相互に交付した
- ☆契約書の書面による交付は「権利義務関係の明確化のため必須」との理解を元下で共有する

【事例2】

- ★追加工事が発生したが、元請負人が書面による変更契約を行わなかった
- ☆追加工事の内容や工期が明確化されていないことが支払トラブルにもつながるため、書面契約を徹底する

【事例3】

- ★元下間の取引慣行として施工完了後に注文書・請書・納品書・請求書を一括交付
- ☆優位な者が取引内容を自らに有利なよう決定してしまう恐れがあるため、着工前の書面契約を徹底する

■契約書面は交わしているが内容が不十分

【事例(書面パターンごとに掲出)】

- ★元請が注文書を発行せず、下請が意思表示として請書を提出したが元請が受理しなかった
- ★元請は注文書を発行したが、下請が口頭で了解し請書を提出しなかった
- ☆元請・下請とも、注文書・請書の一方だけでは「書面による契約成立」にならないことを理解する
- ★基本契約書は取り交わしているが、少額の工事については注文書・請書の取り交わしを省略
- ☆少額の契約であっても書面を省略してよい理由とはならない。急を要する復旧対応等においても、注文書・請書を速やかに交わす等、事務的な方法を工夫して対応すべき。
- ★基本契約書を取り交わさない、あるいは契約約款を添付せずに注文書と請書のみ(またはいずれか一方のみ)
- ☆基本契約書又は契約約款が欠けると、双方の権利義務関係が不明確なままであることを理解する

<元下間の不適切な契約内容に関する事例>

■ 指値発注により当事者の対立・不払いに至った例

【事例1】

★一次下請は二次下請に請負額を指定して発注したが、実際には**原価割れ**する金額であった

☆指値発注、**原価割れの契約は建設業法違反**であり、結局は信用も取引機会も喪失しかねない危険性を理解する

【事例2】

★一次下請が二次下請に請負額を指定したが、二次下請はその金額が妥当であるかどうか**判断する能力がなかった**

☆下請側も積算能力を向上させ、**適切な請負額を自ら判断するよう心がける**
(下請に対して見積書作成スキル向上の指導を行っている元請もある)

※事例1, 2ともに請負金額を巡り当事者が対立し、不払いに至った

<建設業許可を必要としない軽微な工事に関する事例>

■ 「建設業許可を必要とする工事」に関する誤解

【事例1】

★元請が下請に材料を支給していた工事において、**当該材料の価格を考慮せず**、建設業許可を持たない業者と契約していた

☆建設業許可を必要としない軽微な工事価格(**建築一式1500万未満、それ以外で500万未満**)については請負額(**税込み**)であるとともに、**別に支給する材料の価格を含む**ことに留意する

【事例2】

★下請が「更新申請中」と主張し許可証写しを提出しなかったが、実態は**無許可業者であった**

☆建設業者・宅建業者等企業情報検索システムや許可行政庁への照会等により**確実にチェックする**

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/>

約束手形は廃止の方向！ 使う場合はできるだけ手形期間を短く！

下請代金の支払いは、できるだけ現金によるものとし、**少なくとも労務費相当分は現金**で支払うよう配慮しなければなりません。手形で支払う場合においても、**手形期間は120日以内で、できるだけ短い期間**に！

元請負人は、前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。



できるだけ**現金**で！



手形期間は、**120日以内で、できるだけ短く**

【建設業法第24条の6第3項】

特定建設業者が注文者となった下請契約(当該下請契約の下請負人が資本金4000万円未満の一般建設業者であるものに限る。)に係る下請代金の支払については、一般の金融機関による「**割引を受けることが困難であると認められる手形**」を交付してはならない。

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

特定建設業者である元請負人が、**手形期間が120日を超える手形により**下請代金の支払を行った場合
(建設業法令遵守ガイドライン(第9版)より)

● おおむね令和6年までに、60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請代金支払遅延等防止法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、同法の運用見直しの検討を行うこととしている。

(「手形等のサイトの短縮について」(令和4年2月16日 20211206中庁第1号・公取企第131号))

● 令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する

(「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ」(令和4年6月7日閣議決定))

留意点

- 「**割引困難な手形**」等になるおそれのある期間を**60日以内とすることが検討**されていることを踏まえ、手形期間については、**120日以内で、かつ、できる限り短い期間**となるよう留意。
- **令和8年の約束手形の利用の廃止に向け、現金払い化を促進**するよう留意。

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

下請企業の役割と責任

法定福利費は工事原価です

従業員の社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

一人親方について

R4.4.1改訂箇所

○働き方自己診断チェックリストの活用

- ・ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・ 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

○事業者としての立場

- ・ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない

第6章 建設業法に関する法令の直近の改正及び最新の動向

1. 建設業の賃上げに向けて
2. 建設業における労働災害防止に向けて
3. 建設発生土の搬出先の明確化等
4. 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 提言概要
5. 監督処分基準による主な営業停止事案と営業停止期間
6. 中国地整建政部ホームページでの情報提供



一般社団法人全国建設業協会
／47都道府県建設業協会

1-1. 建設業の賃上げに向けて

開催概要

日 時：令和5年3月29日 17:15～18:15
出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、
全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会
テーマ：建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進 等

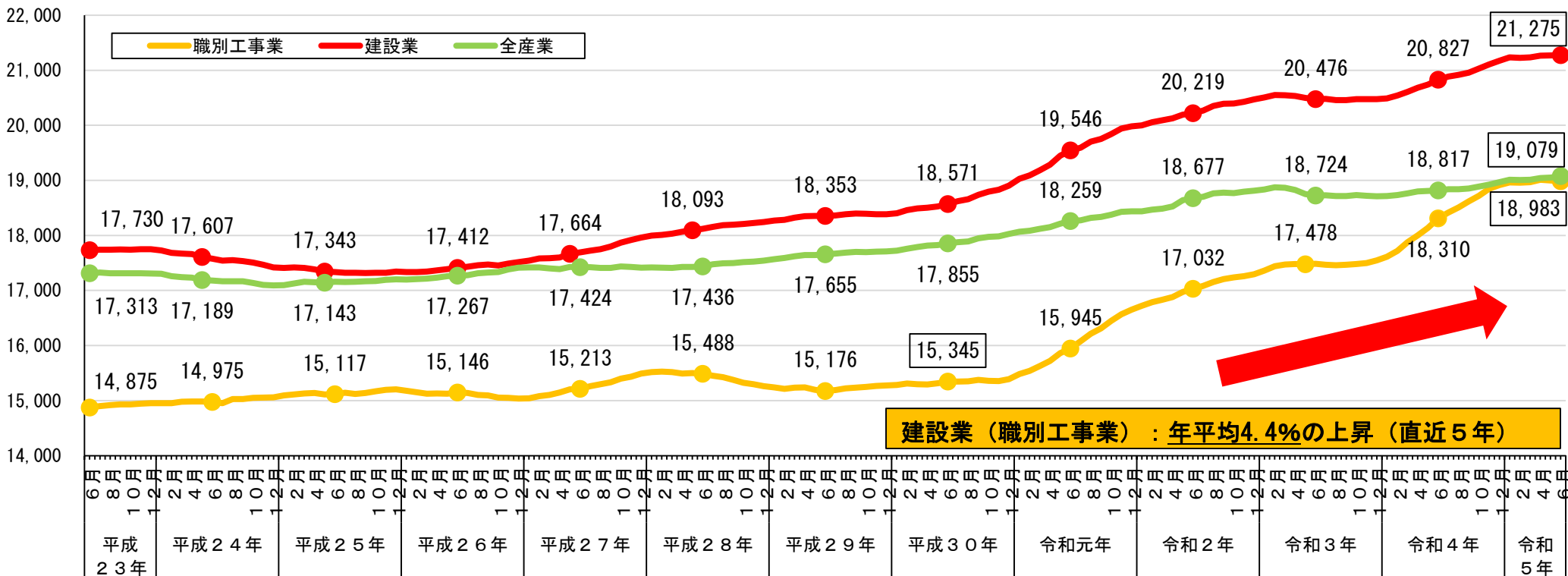
本意見交換会において、以下のことについて申し合わせを行った。

- 様々な課題があるものの、
本年は技能労働者の賃金が概ね5%上昇することを目指して、全ての関係者が可能な取組を進めること
- 建設業の働き方改革に向けて、
全ての関係者が週休2日（4週8閉所等）の確保などにより工期の適正化に取り組むこと



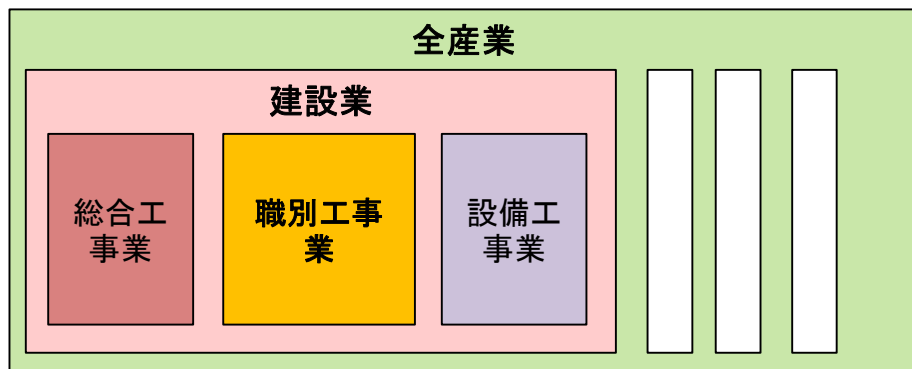
意見交換会の様子

1-2. 建設業の賃上げに向けて



※所定内給与及び特別に支払われた給与の和を所定労働時間8時間あたりに換算 ※ボーナスを含み、超過勤務手当を含まない

（産業分類のイメージ）

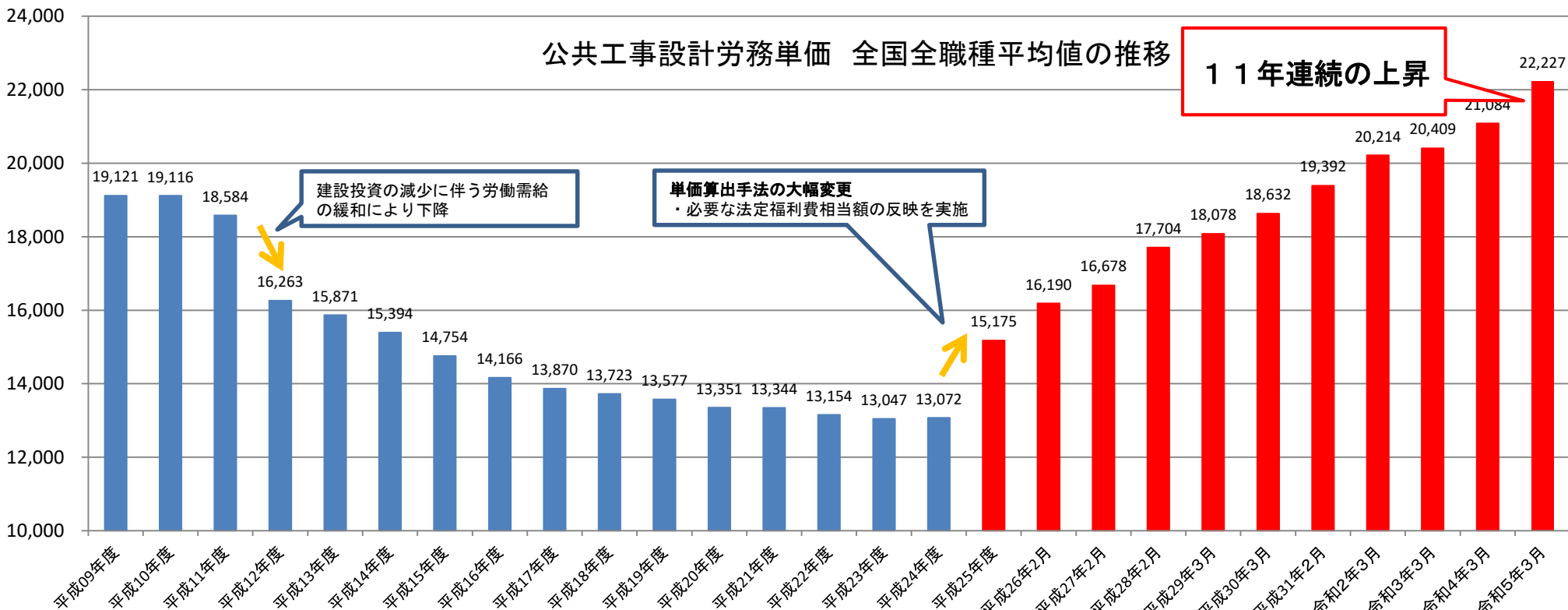


（定義）

- 建設業**
主として注文又は自己建設によって**建設工事を施工する事業所**が分類される
（ただし、主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所及び建設工事の企画、調査、測量、設計、監督等を行う事業所は含まれない）
- 職別工事業**
主として**下請として**工事現場において建築物又は土木施設などの工事目的物の一部を構成するための**建設工を行う事業所**が分類される
（ただし、設備工事をを行う事業所は設備業に分類される）

1-3. 建設業の賃上げに向けて

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+65.5%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

- 公共工事に従事する者の賃金引上げに向けた環境整備が図られるよう、地方公共団体に対して、
 - ① 安定的・持続的な公共投資の確保、② 適正な予定価格の設定、③ ダンピング対策の更なる徹底 等を繰り返し通知・要請
- さらに、都道府県公契連等の会議の場を通じて市町村を含む全ての地方公共団体に対して、直接働きかけを実施

安定的・持続的な公共投資の確保等

建設企業が将来の見通しをもちながら、技能労働者等の安定的な雇用等を図るため、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保、施工時期の平準化が必要

《特に強化すべき取組》

- 安定的・持続的な公共投資の確保
- 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表
- 技能者の処遇改善に資する施工時期の平準化推進（年間を通じた工事量の安定）

適正な予定価格の設定等

工事の円滑な施工確保や賃金引き上げの原資となる労務費の適正確保を図るため、適正な予定価格の設定に向けた取組の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 最新の設計労務単価の早期適用等を含む労務費の最新の実勢価格反映
- 資材単価について最新の実勢価格を適切に予定価格に反映すること
- 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上
- 設計変更・契約変更等の適切な実施

ダンピング対策の更なる徹底

賃金等の労働条件の悪化を防止し、工事の品質確保や、担い手の育成・確保に必要な適正利潤の確保を図るため、ダンピング対策の更なる強化が必要

《特に強化すべき取組》

- 低入札価格調査制度等の適切な活用の徹底によるダンピング受注の排除
- 調査基準価格等の水準の見直し
- 調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底

2. 建設業における労働災害防止に向けて

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、**墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約 400 人もの尊い命が亡くなっています。**

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●

厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、**足場からの墜落防止措置を強化**しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

建設工事従事者の安全及び健康の確保のために安全衛生経費の適切な支払いが必要です

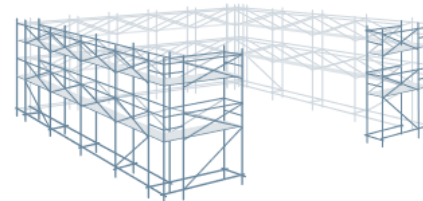
労働安全衛生法は**元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけ**ており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。**建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要**です。

（厚生労働省パンフレット「足場からの墜落防止措置が強化されます」より）

詳細はリーフレット「足場からの墜落防止措置が強化されます」をご覧ください

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

- ① 一側足場の使用範囲が明確化されます
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります
事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

3-1.建設発生土の搬出先の明確化等

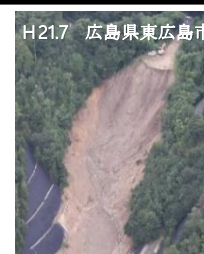
盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



R3.7 静岡県熱海市

死者・行方不明者27名、家屋被害128棟



H21.7 広島県東広島市

 廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
家屋被害1棟


R3.6 千葉県多古町

 廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

盛土による災害の防止に関する検討会 提言（令和3年12月24日） <抜粋>

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的考え方】

- 危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度※）を創設し、規制を強化していくべき。
- 新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要。
- 発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、**地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。**

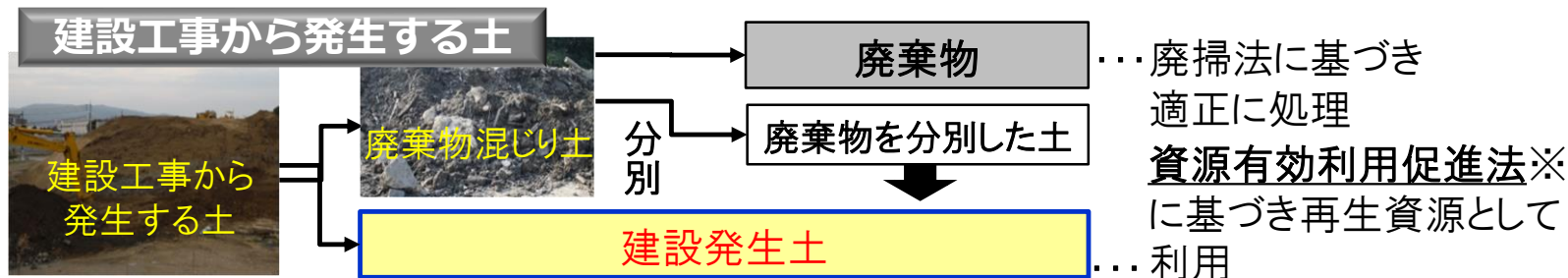
指定利用等の徹底による搬出先の明確化等

- 建設発生土について、**全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施**を要請
※工事の発注段階で搬出先を指定する等
- 発注者に対し、**契約締結時における適切な処理費用負担**や、予期せぬ費用増が生じた場合には**追加負担について受注者と適切に協議**することを要請
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者**については、**指定利用等の実施**や、それが困難な場合でも**元請業者により適正処理が行われることを確認**するよう求める

※「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（**盛土規制法**、令和4年5月27日交付・令和5年5月26日施行）

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000076.html

3-2.建設発生土の搬出先の明確化等



※写真はイメージ

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

指定利用等の徹底

盛土による災害の防止に関する検討会 提言（令和3年12月24日）

【指定利用等の取組状況】

- 全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請 ⇒ 処分費の積算への計上を徹底
- 継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者には、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

国	: 99%
都道府県	: 88%
政令市	: 77%
市区町村(政令市除く)	: 69%

建設発生土の計画制度の強化

資源有効利用促進法 ★政令改正 ●省令改正
 (いずれも令和4年9月2日改正・令和5年1月1日施行)

【再生資源利用促進計画書】
 (イメージ)

【現行制度】

資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

★ 事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大

(事業年度施工金額50億円以上→25億円以上)し、チェック機能を強化

● 計画書の作成対象工事の拡大 (現行: 土砂1,000m³→500m³)、

保存期間の延長 (現行: 1年→5年)、発注者への報告と建設現場への掲示を義務化

※盛土規制法の施行(令和5年春)に併せ、搬出先の盛土規制法の許可の事前確認及び搬出後の土砂受領書等の確認を義務化等、更なる省令改正

計画書	
請負会社	: ●●株式会社
工事所在地	: ●●市●●町●●
建設発生土	: ●●●● m ³
搬出先	: ●●工事 ●●●● m ³
	: ●●処分場 ●●●● m ³

盛土規制法第13条「宅地造成等に関する工事の技術的基準等」

盛土規制法第31条「特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の技術的基準等」は元請たる特定建設事業者が、**下請に遵守を指導すべき規定**です(建設業法第24条の7、建設業法施行令第7条の3)

新たな法制度及び既存法による指導監督

- 厳格な盛土許可制
 - 不法盛土の監視強化 (許可地一覧の公表・現地掲示)
 - 盛土許可違反の建設業者やトラック運送事業者等への処分 (建設業法・貨物自動車運送事業法・道路運送車両法)
- 盛土規制法

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する**判断の基準**を定め、**基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令**を行うことが可能。

⇒ **主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、新設するストックヤード運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化**

◇ 適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正（第2弾）】

(1)(2)を盛土規制法の施行に合わせ令和5年5月26日施行



(1) 適正な搬出先への確実な搬出

- ・元請業者は事前に当該工事の搬出先が**盛土規制法の許可地であるか等を確認**し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料（確認結果票）として**現場掲示**
- ・元請業者は搬出先に**受領書の交付を求め**搬出先を確認、**受領書の写しを5年間保存**
- ・元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、上記と同様に**最終搬出先まで確認した書面を作成し、5年間保存**
 - ①国又は地方公共団体が管理する場所
 - ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
 - ③ストックヤードのうち**国土交通大臣の登録**を受けた場所



※

(2) 土壌汚染対策法への対応

- ・元請業者は発注者の**土壌汚染対策法等の**手続状況を確認
- ・確認結果を（1）と同様に**現場掲示**

ただし、(※)については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け**令和6年6月1日から施行**

ストックヤード[※]運営事業者の登録制度について

中国地方における登録状況 登録事業者数 14 登録箇所数 21
(令和5年9月1日現在)

●資源有効利用促進法省令改正（第2弾）と連携し、**ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設**

①ストックヤード運営事業者の登録制度創設の目的

※登録の事務は、各地方整備局建政部建設産業課等が担当

ストックヤードに搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進する。

②登録の拒否要件

- ・破産者、禁固刑を終え5年以内の者、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者、暴力団等の関与がある者 など
- ・登録取消し後5年以内の者や盛土規制法などの法令による是正命令等を受けている者 など

③登録した業者の業務

- ・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出後に搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認

※ 上記の搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成

- ①国又は地方公共団体が管理する場所
- ②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
- ③登録ストックヤード

※ 本項目は令和6年6月1日から施行

- ・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告 など
- ・ストックヤードに土砂が搬入された場合、搬入元に受領書を交付

④登録した事業者に対する国の対応等

国は、ストックヤード運営事業の適正な運営を確保するため登録業者に対して以下の対応を実施

- ①業務に関する報告又は資料提出の請求
- ②業務に関する不正・不誠実行為等に対する勧告等
- ③不正登録や虚偽報告、上記勧告等の無視、盛土規制法などの法令による勧告や改善命令を受けた場合等における登録取消し

⑤発生土のリサイクルの促進

- ・国はストックヤード運営事業者のリストを公表。その際、搬入・搬出する土の種類、連絡先等を掲載

国土交通省直轄工事における取組

- 建設発生土の搬出先の明確化のため、発注者（国土交通省）が各契約の特記仕様書において**搬出先の指定**を行うとともに、工事着手時に、資源有効利用促進法に基づき受注者が作成する**再生資源利用促進計画※**等の提出を求めている。

※建設副産物情報交換システムで出力可能

- 工事完了後には、実際にあらかじめ指定された搬出先に搬出されたことを確認するため、**再生資源利用促進実施書**等の提出を求めている。

■国土交通省直轄工事の設計図書（特記仕様書）における建設発生土の搬出先指定の例

（建設発生土の搬入）

本工事の残土は、〇〇〇〇の建設発生土受入地に運搬するものとし受入条件は、下記の通りとする。これにより難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

（1）受入場所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（施設名称を記入す）

なお、工事の夜間作業の建設発生土及び場所打ち杭建設発生土は、〇〇〇予定地の〇〇市〇〇〇地先、〇〇附近に一時仮置き 〇〇の上、建設発生土受入地に運搬するものとする。

（2）受入不適なもの

（例）発生土利用基準による第4種の発生土及び泥土、直径30cm以上の岩、廃棄物処理法により決められている廃棄物

（3）受入期間

（例）午前7時～午後7時まで

ただし、毎月の第1及び第3日曜日、正月等の休業日は受入を中止する。

（4）運搬距離

受入地までの運搬距離は、 $L = 〇〇 \text{ km}$ とする。

標準約款における対応

⇒全ての公共工事発注者に指定利用等の原則実施を要請することにあわせて、**公共工事標準請負契約約款**において、契約書の添付書類である**仕様書に建設発生土の「搬出先」を定める**ことを標準化。※令和4年6月21日改正

⇒継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者が使用する**民間建設工事標準請負契約約款（甲）**においても、**仕様書に建設発生土の「搬出先」を定めることが望ましく、それが困難な場合でも、受注者による適正処理の確認が求められることを明確化。**※令和4年6月21日改正

⇒再生資源利用促進計画制度の強化とあわせて、**公共約款・民間約款（甲）※**において、**再生資源利用促進計画及び実施書の発注者への説明・報告が必要であることを明確化。**※令和4年9月2日改正・令和5年1月1日施行

「第9回持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」の資料より抜粋

- ✓ 請負契約の透明性を高めることでコミュニケーションを促し、発注者を含む建設生産プロセス全体での信頼関係とパートナーシップを構築することで、適切なリスクの分担と価格変動への対応を目指す。
- ✓ 労務費を原資とする低価格競争や著しく短い工期による請負契約を制限することで、価格や工期を競う環境から、施工の品質などで競う新たな競争環境を確保し、建設業全体の更なる持続的発展を目指す。

協議プロセス確保による価格変動への対応

➤ 請負代金変更ルールの明確化

価格変動時における受発注者間での協議を規定する民間約款の利用を基本とし、当該条項が請負契約において確保されるよう法定契約記載事項を明確化。

➤ 見積り時や契約締結前の、受注者から注文者に対する情報提供を義務化

請負契約の透明性を高めることで民間工事における価格変動時の協議を円滑化するため、建設業者から注文者に対し、建築資材の調達先、建設資材の価格動向などに関する情報提供を義務化。

➤ 透明性の高い新たな契約手法

契約の透明性を高めるため、請負代金の内訳としての予備的経費やリスクプレミアムを明示するとともに、オープンブック・コストプラスフィー方式による標準約款を制定することで請負契約締結の際の選択肢の1つとする。

賃金行き渡り・働き方改革への対応

➤ 労務費を原資とする低価格競争を防止するため、受注者による廉売行為を制限

中央建設業審議会が「標準労務費」を勧告し、適切な労務費水準を明示。受注者となる建設業者がこれを下回る労務費による請負契約を締結しないよう制限。

➤ 下請による賃金支払いのコミットメント(表明保証)

請負契約において、受注者が「標準労務費」を基に適正賃金の支払いを誓約する表明保証を行うよう制度化。

➤ CCUSレベル別年収の明示

技能労働者自身が技能に応じた適切な賃金を把握することで適切な処遇の確保が進むよう、CCUSレベル別年収を明示。

➤ 受注者による、著しく短い工期となる請負契約の制限

時間外労働や休日にしわ寄せが及ばないようにするため、受注者に著しく短い工期による請負契約を制限。

実効性の確保に向けた対応

➤ ICTを活用した施工管理による施工体制の「見える化」

国がICTを活用した施工管理の指針を策定し、特定建設業者による施工体制の適時適切な把握を可能とすると共に、許可行政庁においても必要に応じて賃金支払いの実態について確認することができる仕組みを構築。

➤ 許可行政庁による指導監督の強化

建設業法第19条の3（不当に低い請負代金）違反への勧告対象を民間事業者に拡大するとともに、勧告に至らなくとも不適当な事案について「警告」「注意」を実施し、必要な情報の公表ができるよう、組織体制の整備を含めて措置。

5. 監督処分基準による主な営業停止事案と営業停止期間

談合・贈賄等

- 刑法違反（公契約関係競売等妨害罪、談合罪、贈賄罪、詐欺罪）、補助金等適正化法違反、独占禁止法違反
 - ・代表権のある役員 **1年**
 - ・代表権のない役員等及び令3条の使用人 **120日以上**
 - ・その他職員 **60日以上**
 - ・独禁法に基づく排除措置命令 又は
課徴金納付命令 **30日以上**

事故

- 公衆危害
公衆に死亡者 又は 負傷者3名以上の事故で
役職員が業務上過失致死傷罪 **7日以上**
- 工事関係者事故
工事関係者に死亡者又は負傷者3名以上の事故で
業務上過失致死傷罪 **3日以上**

請負契約に関する不誠実行為

- 競争参加資格確認申請書等の虚偽記載 **15日以上**
- 虚偽申請による経審結果の発注者への提出 **30日以上**
- 監査加点、かつ、監査書類等への虚偽記載 **45日以上**
- 一括下請負 **15日以上**
- 主任技術者・監理技術者の不設置 **15日以上**
- 不正受検による資格取得者の現場配置 **30日以上**
- 手抜き・粗雑工事による重大な瑕疵 **15日以上**
- 施工体制台帳等の不作成又は虚偽作成 **7日以上**
- 無許可業者との請負契約 **7日以上**

他法令違反等

- 建設工事の施工等に関する他法令違反
（建築基準法、労働基準法、特定商取引法、
賃貸管理適正化法） **3日以上 又は 7日以上**
（宅地造成及び特定盛土等規制法、廃棄物処理法）
7日以上 又は 15日以上
- 役員等による信用失墜行為等
（法人税法、消費税法等の税法違反、暴力団対策法、
健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法違反）
3日以上 又は 7日以上
- 履行確保法違反 **7日以上 又は 15日以上**

監督処分履歴は「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」で検索・閲覧可能

<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/> 最近5年分の監督処分事例を検索可能（R5.10現在、全国で約2000件が検索可能）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000179.html 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準
 （国土交通省）

6. 中国地整備政部ホームページでの情報提供

中国地方整備局ホームページからも、次のような参考資料が入手できます。是非、ご覧下さい。



〔中国地方整備局建設部HP〕のホーム画面の「建設業・建設関連業」をクリック。

「法令遵守及び指導・監督（法令遵守情報サイト）」をクリック。



建設業法令遵守ガイドライン（第8版）

— 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 —

このガイドラインの概要は、本日の資料に含まれています。

元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか等が具体的に示されています。

法令遵守及び指導・監督（法令遵守情報サイト）

計画・建設産業課 調査指導係

国土交通大臣や都道府県知事は、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するため、建設業者に対して必要な指導、助言、勧告及び監督処分（営業の停止など）を行っています。

法令遵守及び建設業法令遵守推進本部

- 建設業法令遵守ガイドライン（国土交通省ホームページ）
 - 建設業法に基づく施工体制について（Q&A）（令和5年4月改訂）
 - 施工体制台帳の作成等について（令和3年3月2日改訂）
- ※【参考】施工体制台帳・施工体系関係作成例

【建設業法令遵守推進本部の取り組み】
中国地方整備局では、平成19年4月より、建設業法令遵守推進本部を設置し、建設業者の法令違反情報等の収集や建設業者への指導・監督を行っています。

令和4年度活動方針

関係通知

- 建設業関係の各種通知

【参考資料・パンフレット】

- 建設業のための適正取引ハンドブック



施工体制だけでなく、建設業における適正な契約等についても、簡潔に解説しています。施工体制台帳、再下請負通知書の記載例も掲載しています。



建設業法違反となる取引上の行為や注意点と、目指すべき取引のあり方等を簡潔に解説しています。

第7章 建設キャリアアップシステムについて

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要

事前登録

元請・下請事業者は事業者登録、
技能者は技能者登録

事業者登録

商号、所在地、建設業許可、
社会保険、建退共加入状況 等

技能者登録

本人情報、所属事業者名、
社会保険、建退共加入状況、
保有資格 等

元請による現場登録とカードリーダー設置等

◎元請と各下請が、現場ごとに、**施工体制情報**や**施工体制技能者情報**を登録し、元請がカードリーダーの設置等を行う



パソコンとカードリーダーの設置



iPhoneとカードリーダーの設置

技能者がカードタッチ等で就業履歴を登録



職長・班長としての経験日数

+

現場で従事した就業履歴

技能者の能力評価

経験や資格により、技能レベルに応じた4段階の技能レベルを表示

保有資格

就業年数

マネジメント経験



技能者の技能・経験が客観的に評価

技能者の賃金や処遇の向上

現場管理での活用や働き方改革

技能者の社会保険加入等の確認

施工体制台帳などとのデータ連携

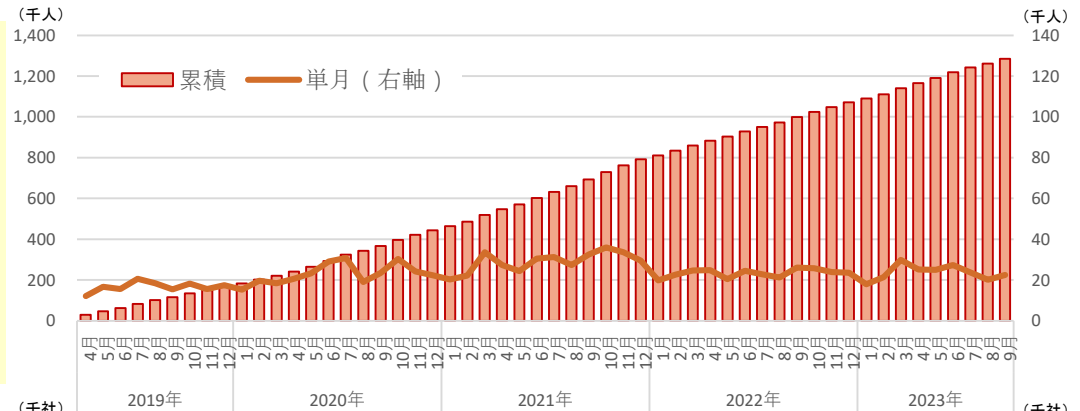
週休2日確認や退職金制度(建退共)との連携

※技能者の意思によらずに個人情報(システム外部)に公表されない
(元請企業は、他の現場のゼネコン等の下に入っている下請企業等の情報は閲覧できない)

技能者の登録数

128.4万人が登録

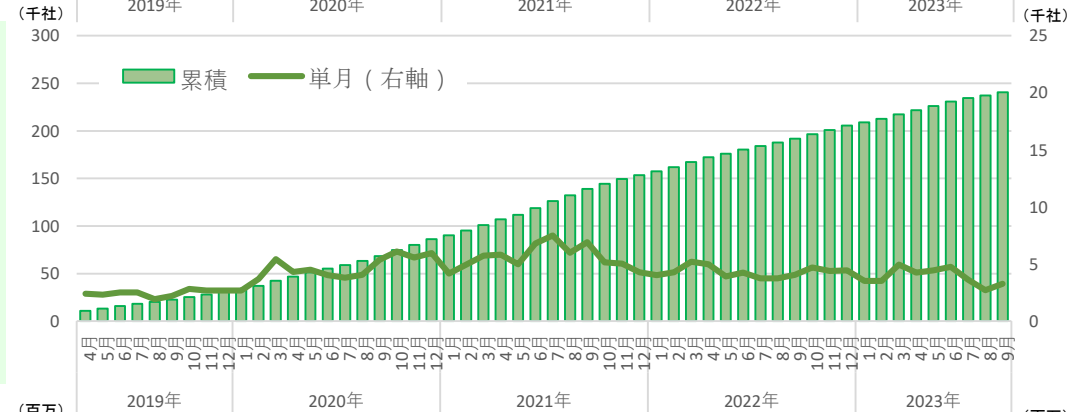
※労働力調査(R4)における建設業技能者数:302万人



事業者の登録数

24万社が登録

※うち一人親方は7.9万社

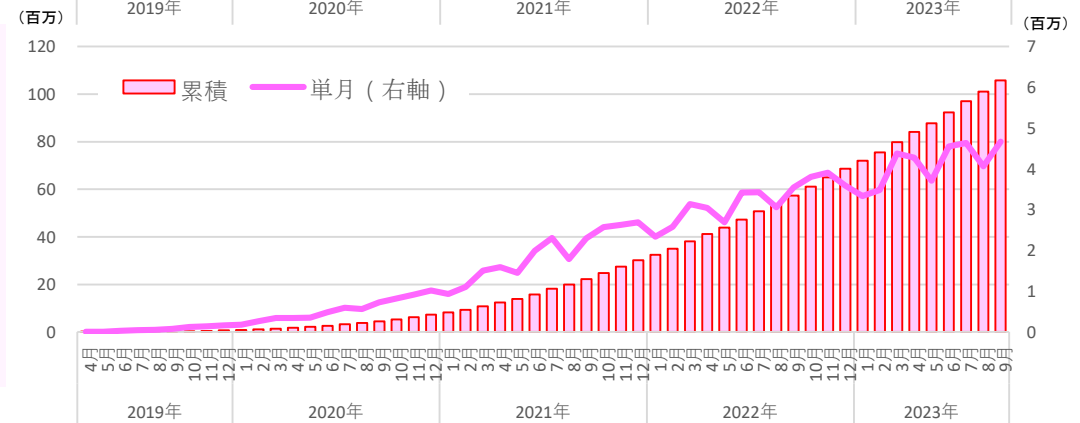


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

累積就業履歴数 10,000万突破

※9月は467万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

職種別技能者のCCUS登録状況(2023年9月末)

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
01	特殊作業員	64,146
02	普通作業員	153,145
03	軽作業員	4,818
04	造園工	10,380
05	法面工	6,733
06	とび工	116,995
07	石工	3,181
08	ブロック工	1,428
09	電工	111,649
10	鉄筋工	43,297
11	鉄骨工	13,699
12	塗装工	27,845
13	溶接工	14,663
14	運転手(特殊)	52,570
15	運転手(一般)	15,775
16	潜かん工	402
17	潜かん工世話役	59
18	さく岩工	86
19	トンネル特殊工	3,192
20	トンネル作業員	4,575
21	トンネル世話役	729
22	橋りょう特殊工	3,656
23	橋りょう塗装工	1,146
24	橋りょう世話役	1,767
25	土木一般世話役	24,575
26	高級船員	1,479
27	普通船員	2,229

※赤字は上位10職種

CCUSに登録される職種 (大分類)		技能者数
28	潜水士	2,026
29	潜水連絡員	119
30	潜水送気員	414
31	山林砂防工	35
32	軌道工	3,727
33	型わく工	57,439
34	大工	17,321
35	左官	21,313
36	配管工	67,412
37	はつり工	6,523
38	防水工	26,000
39	板金工	18,397
40	タイル工	5,239
41	サッシ工	4,766
42	屋根ふき工	1,978
43	内装工	60,937
44	ガラス工	5,258
45	建具工	11,918
46	ダクト工	13,007
47	保温工	13,701
48	建築ブロック工	5,258
49	設備機械工	19,793
50	交通誘導警備員A	1,145
51	交通誘導警備員B	2,077
52~	その他計	234,445
技能者総数		1,284,467

(参考) 国勢調査における技能者数

職業小分類	建設技能者*
土木従事者	356,920
電気工事従事者	265,200
配管従事者	120,990
大工	101,850
とび職	78,900
画工、塗装・看板制作従事者	59,630
建設・さく井機械運転従事者	58,980
自動車運転従事者	30,220
型枠大工	28,300
左官	25,370
鉄筋作業従事者	19,720
機械組立従事者	14,890
クレーン・ウインチ運転従事者	13,370
運搬従事者	12,060
清掃従事者	11,850
植木職、造園師	11,090
鉄道線路工事従事者	9,950
ブロック積・タイル張従事者	9,880
屋根ふき従事者	6,820
その他の定置・建設機械運転従事者	6,460
警備員	1,420
畳職	240

*建設技能者該当職業小分類の者について、大分類建設業を選択

したものを。

出典：建設業振興基金(2023年9月末技能者登録数)

令和2(2020)年度国勢調査より

○建設市場全体でみると、元請完工高の約7割を担う元請企業がCCUSに登録済み。
 ○特に、元請建設業団体会員企業では、市場規模の86%を担う元請事業者が事業者登録済み。
 今後は、登録の増加と併せて、CCUSの現場利用の促進に一層力を入れていくことが必要。

元請建設業団体会員企業**

(日建連・全建・全中建) 完工高計 27.6兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 14.6兆円
企業数 99社
登録済 95社

登録率
99%



元請完工高
10億～300億未満

完工高計 9.2兆円
企業数 2,767社
登録済 2,046社

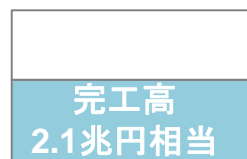
登録率
78%



元請完工高
10億未満

完工高計 3.8兆円
企業数 14,827社
登録済 6,085社

登録率
55%



設備・ハウスメーカー等**

(経審受審企業) 完工高計 32.3兆円

元請完工高
300億以上

完工高計 11.4兆円
企業数 112社
登録済 89社

登録率
81%



元請完工高
10億～300億未満

完工高計 11.0兆円
企業数 3,025社
登録済 1,550社

登録率
54%



元請完工高
10億未満

完工高計 9.9兆円
企業数 115,845社
登録済 32,486社

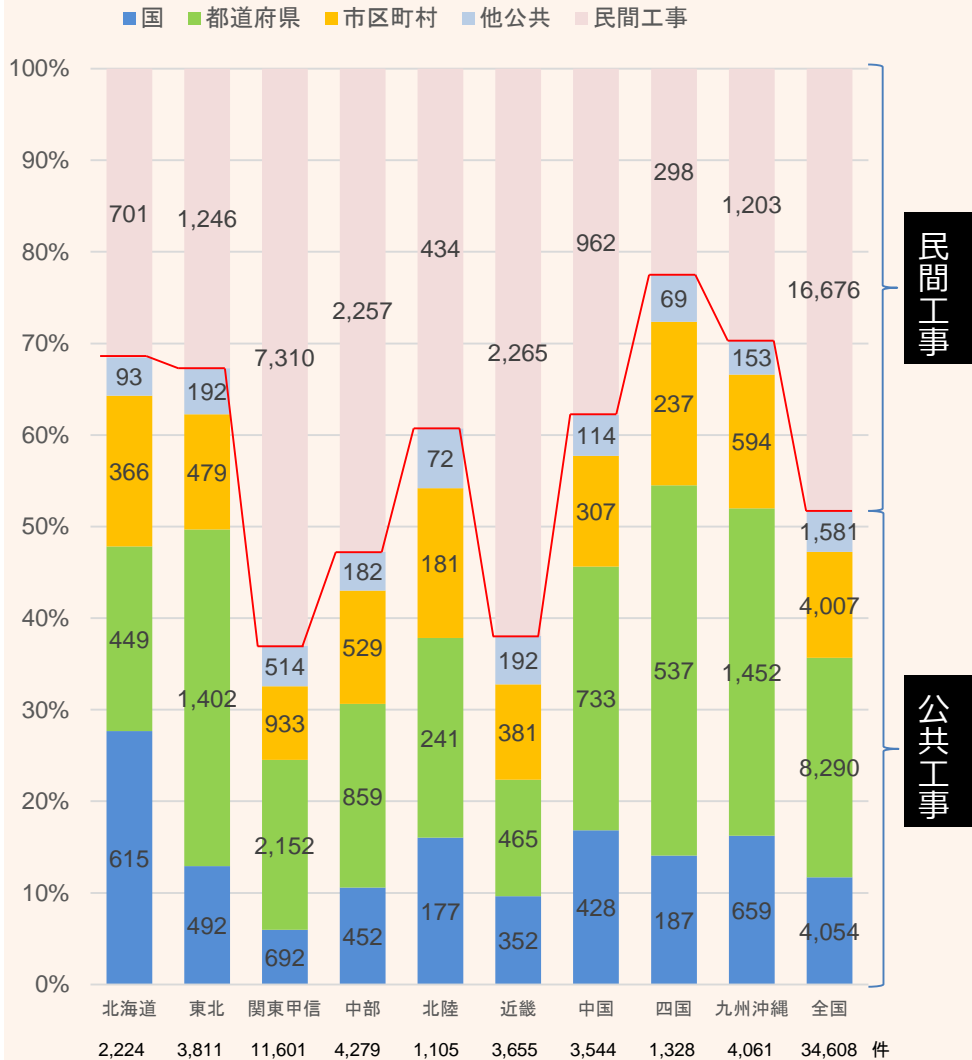
登録率
36%



*経審受審企業の完工高を集計。元請建設業団体会員企業には全中建の会員を含まない。なお、同団体会員企業の登録率は23.4% (R3.9公表アンケート、調査時期R2.12、回答母集団661社)。**全建加盟企業のうち、一部企業についてハウスメーカー等として分類。

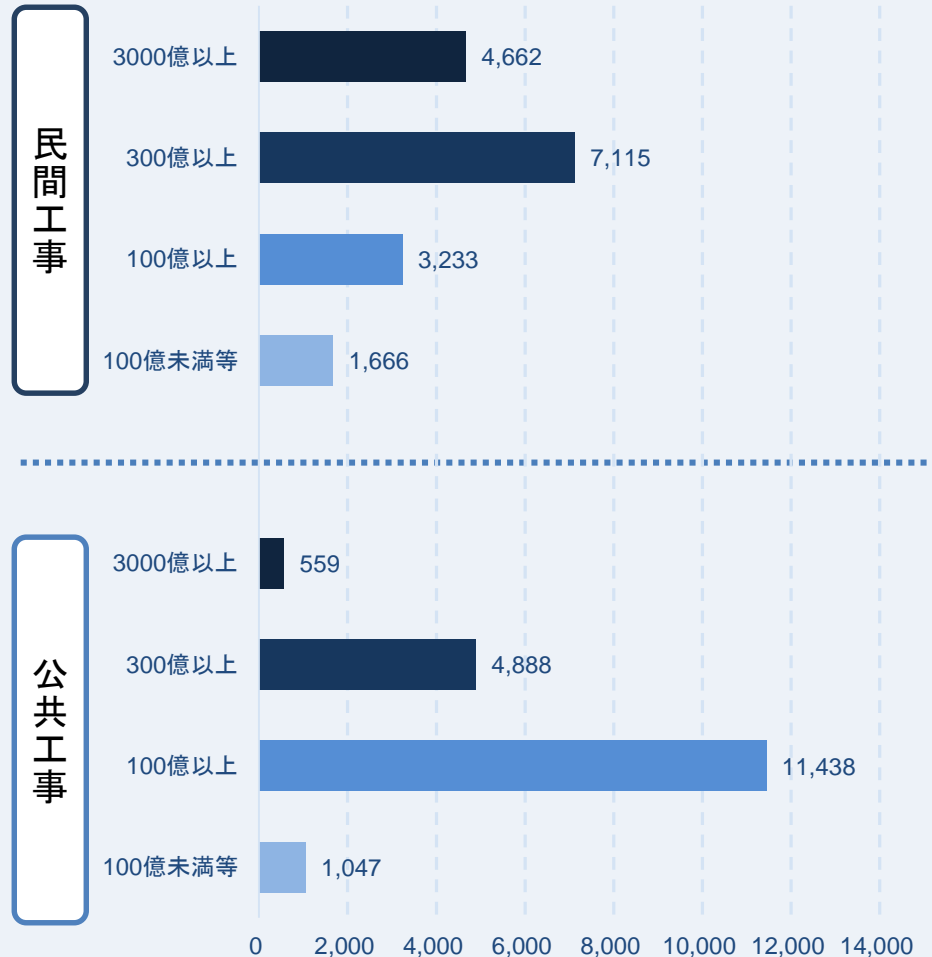
経審データは2023年3月末有効先、CCUS登録データは2023年6月末の数値。

発注者別の年度登録現場数（ブロック別）



事業者元請完工高規模別の年度登録現場数

(参考) 建設投資額見直し 公共：22.53兆円 民間：44.46兆円
国土交通省「令和4年度建設投資見直し」



- ※ 上記のほか、戸建住宅メーカー等数社により、11,000現場弱が登録
- ※ CCUS上で現場登録が完了しており、就業履歴登録を行うことができる工事現場数について、（2022年度登録分）を集計
- ※ 100億未満「等」には、CCUSの現場情報と経審情報を連携させられない先（=完工高不明先）も含まれている
- ※ 地方区分は地方整備局等(沖縄は九州に包含)に準じた

建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善

～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

STEP 1

システムへの登録促進
元請・専門工事企業の登録を促進
CCUSの登録や現場運用の周知・理解促進

STEP 2

現場での利用の促進
元請による現場カードリーダー等の設置促進
技能者による就業履歴の蓄積の促進

STEP 3

技能者の処遇等への反映
技能者の能力評価の普及と処遇への反映を推進

新3Kの実現
(給料・休日・希望)

技能者の技能・経験の評価

技能者の入職・定着促進

STEP1 システムへの登録促進

- ◎ 登録等のサポート体制
 - ・CCUSサテライト説明会
 - ・CCUS認定アドバイザー等
- ◎ 機器設置等に対する助成制度

STEP2 現場での利用の促進

- ◎ 経営事項審査における加点評価
- ◎ 公共工事における企業評価
 - ・総合評価やモデル工事での加点
- ◎ 社保加入の確認など、現場管理での活用

STEP3 技能者の処遇等への反映

- ◎ 週休2日の推進への活用
 - ・公共発注者による利活用
- ◎ 退職金(建退共)制度との連携
- ◎ 技能者のCCUSレベルに応じた手当支給の促進
- ◎ 技能者の技能・経験に応じた賃金
 - ・労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験別の賃金実態を調査し、レベル別の賃金目安を示すなど、労務費と能力評価を連携
- ◎ 施工能力等の見える化評価

※ 建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会のもと官民一体で推進

元請による現場利用の促進 (元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 企業評価は都道府県では、42道府県が導入、政令指定都市は17市が導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(令和5年1月)現場利用をさらに促進

技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

【カードリーダー等の購入等に係る経費の助成】 CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対してカードリーダーの購入等に係る経費を助成(厚労省)
(人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステム等普及促進コース)

労務費や処遇改善への展開

公共発注者による週休2日工事での活用

- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用(公共発注者による閲覧機能を内製化)
※令和4年12月から供用開始

技能レベルを反映した手当て支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開(現在、50社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。) → P.110参照

- 建設キャリアアップシステム(CCUS)の普及・活用により、技能者の処遇改善等を図るため、技能者側のメリット向上(建退共との連携等)に加え、公共工事発注者によるモデル工事等によりCCUSの利用を促進
- 国の直轄モデル工事のほか、都道府県や独法・特殊会社でモデル工事等の導入が広がってきており、今後、さらに地方公共団体等を中心として取組を加速化

国直轄工事

R2年度より、モデル工事を試行
 (事業者登録率・技能者登録率・就業履歴蓄積率(カードタッチ率)を確認の上、達成状況により工事成績評定で加点)

【土木工事】(R4年度実績・予定(R5.2末現在)、青字はR4.7より)

- CCUS義務化・活用推奨モデル工事
 (義務化: 76件、WTO対象工事)
 (活用推奨: 94件、Bランク以上)

- 一般土木工事の本官発注分※について、原則モデル工事を実施
※ 北海道開発局においては、そのうち予定価格が2.5億円以上の工事が対象
- これ以外の工事(分任官発注分を含む)については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、モデル工事を実施
- カードリーダー設置費用、現場利用料(カードタッチ費用)について、実績に基づき、発注者が負担(すべてのモデル工事で実施)

- 地元業界の理解がある44都道府県において、直轄Cランク工事でもモデル工事を試行
 (活用推奨: 214件、Cランク工事)

- 農水省もR5.1以降入札公告分から試行

【営繕工事】(R4年度契約)

- CCUS活用推奨モデル営繕工事
 (全国で42件)

【港湾・空港工事】(R4年度契約)

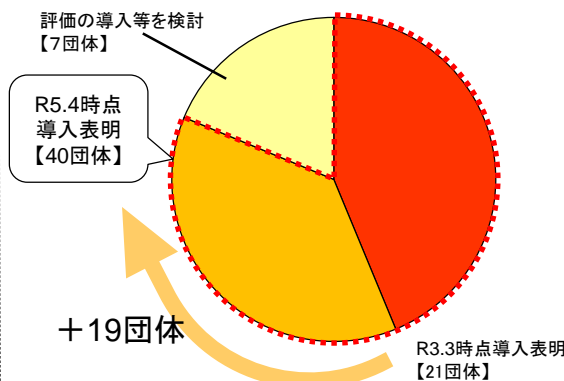
- CCUS活用モデル工事
 (全国で119件)

地方公共団体

国土交通省より、直轄事業でのモデル工事や先行する県による総合評価での加点等を踏まえた取組を要請(R2年4月)

- 40道府県が企業評価の導入等を表明、他の全ての都道府県も検討を表明

【都道府県の導入・検討状況】



※ 市町村に対しても要請し、都道府県公契連での周知に加え、人口10万以上の全ての市区に対して国から直接ヒアリング等を実施

(令和5年6月9日現在 国土交通省調べ)

独法・特殊会社

国土交通省より、独立行政法人等に対してCCUS活用を周知(R2年4月)

- UR都市機構においてR3年度から原則全ての新規建設工事で推奨モデル工事を実施(R3年度:20件で適用)
- 水資源機構においてR3年度に義務化モデル工事を1件実施。その他の本社契約の土木一式工事は推奨モデル工事として原則実施
- R3年度より、NEXCO西日本、東日本において義務化モデル工事開始
 また、阪神高速道路において活用推奨モデル工事を実施(R3年度:38件)
- 鉄道・運輸機構においてR3年度から義務化モデル工事及び推奨モデル工事を実施
- 国立大学法人でも実績(京教大等)

都道府県・指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

- 直轄Cランク工事でのモデル工事について、地元建設業協会の理解が得られた**45都道府県**で実施予定
- 都道府県発注工事：**42団体**が**企業評価の導入等を表明**
- 指定都市発注工事：**17団体**で**企業評価の導入等を表明**

都道府県におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における				都道府県名	国直轄Cランク工事	都道府県発注工事における			
		工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助			工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
北海道	●	●			●	滋賀県	●		●		
青森県						京都府	●	●	●		
岩手県	●	●			●	大阪府	●		●		
宮城県	●	●	●		●	兵庫県	●		●	●	
秋田県	●		●	●		奈良県	●		●		
山形県						和歌山県	●			●	
福島県	●	●	●			鳥取県	●		●		●
茨城県	●	●				島根県	●		●		
栃木県	●	●	●			岡山県	●	●			
群馬県	●	●	●	●	●	広島県	●	●	●		
埼玉県	●	●		●	●	山口県	●	●			
千葉県	●					徳島県	●			●	
東京都	●					香川県	●		●		●
神奈川県	●		●		●	愛媛県	●	●			●
新潟県	●			●		高知県	●			●	
富山県	●					福岡県	●			●	●
石川県	●			●		佐賀県	●				●
福井県	●	●		●		長崎県	●		●		
山梨県	●		●			熊本県	●	●			●
長野県	●		●	●		大分県	●				●
岐阜県	●	●		●	●	宮崎県	●	●	●	●	●
静岡県	●	●	●	●		鹿児島県	●	●	●		
愛知県	●	●		●	●	沖縄県	●	●			
三重県	●	●			●						

指定都市におけるCCUSに係るモデル工事等の状況

指定都市名	工事成績評定での加点	総合評価における加点	入札参加資格での加点	カードリーダー等費用補助
札幌市				
仙台市		●		
さいたま市	●	●		●
千葉市	●		●	●
横浜市	●	●		
川崎市	●		●	
相模原市			●	
新潟市				
静岡市	●			
浜松市		●		
名古屋市	●			
京都市		●		
大阪市		●		
堺市		●		
神戸市		●		
岡山市	●	●		
広島市		●		
北九州市		●		
福岡市				
熊本市		●		

<直轄Cランク工事>
 ● 都道府県建設業協会が賛同
 ○ 協会において検討中
 ※北海道は0.5億～2.5億円
 国土交通省調べ 等

<都道府県・指定都市工事での企業評価等>
 ● 導入済
 ○ 導入予定

 令和5年4月以降実施・同意

令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用

- 建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であり、経営事項審査においても、CCUSの活用状況を加点対象とする。

加点要件	評点
審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

審査対象工事①～③を除く審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
〔 工事一件の請負代金の額が500万円(建築一式工事の場合は1,500万円)に満たない工事 建築一式工事のうち面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事 〕
- ③ 災害応急工事
〔 防災協定に基づく契約又は発注者の指示により実施された工事 〕

該当措置 ①～③のすべてを実施している場合に加点

- ① CCUS上での「現場・契約情報」*の登録
 - ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法*でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
 - ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出
- * 現場・契約情報:現場名、住所、連絡先、現場管理者等
** 直接入力によらない方法:就業履歴データ登録標準API連携認定システム
(<https://www.auth.ccus.jp/p/certified> 参照、2023年2月現在、建レコほか13システムを認定により、当該現場において就業履歴を蓄積できる措置を実施していること)

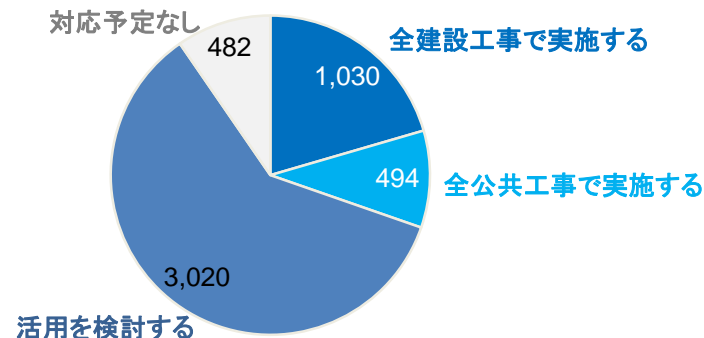
※ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点しない

【CCUS登録済企業の対応見通し】

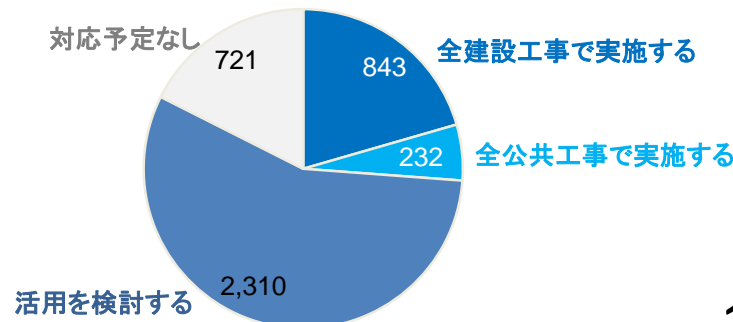
○来年1月の施行を控え、CCUS事業者登録済みの経審受審企業に対して、現時点での対応見通しをアンケート調査 (R4年8月)

※有効回答企業数 9,585社
(回答総合工事業者の元請完工高:16.7兆円(申告ベース))

【元請総合工事業者】 回答企業数 5,026 社



【設備・専門工事業者】 回答企業数 4,106 社



- 能力評価等を独自の手当にて反映する取組を、50社超の元請が実施・検討。優良事例について水平展開を継続。
- 技能者への手当は、下請企業から支払われるもの、元請企業から直接支払われるものいずれも労務単価に反映。

西松建設	CCUSレベル別の優良技能者制度(協会対象)を実施。青:500円、銀:1,000円、金:2,000円、(うち特に模範となる方:3,000円/日)。
富士ピー・エス	FPSマイスター制度(協会等対象)にCCUSレベルを反映。銀:1万円/月、金:1.5万円/月(うちPC工事基幹技能者他要件充足:2万円/月)。
村本建設	評価制度をCCUSのレベル基準へと転換。青以下:2,000円(R4.11から)、銀:3,000円、金:3,500円/日。R5.6より推薦要件化も検討。
奥村組	現場・エリアマイスターはカード保有者、スーパーマイスターは銀以上を条件に。手当額:現場1,000円、エリア2,000円、スーパー3,000円/日。
新谷建設	CCUSの金カード保有者に対し、手当日額200円を支給。カード色別手当の導入についても検討中。
青木あすなろ建設	R3.4より、マイスター制度においてCCUS登録を条件化し、報奨金2,000円/日を支給。今後能力種別による金額の差をつけることを検討する予定。
鴻池組	職長マスターの手当2,000円/日。金カード保有の職長マスターに対して、手当の増額を検討。
東急建設	CCUSを東急建設マイスター制度の認定要件に(認定一時金10万円、手当2,000円/日)。現時点では手当一律、レベル別手当は検討中。
東洋建設	CCUSランク、自社現場従事期間、保有資格を基準とした優良職長制度(3ランクを設定)の導入を検討中。
ヤマウラ	CCUSカード色別の昇給要件の導入を検討。
鹿島建設	職長制度・報奨金制度の前提。民間工事において半額負担としていた建退共掛金を、CCUS登録技能者については全額負担。
五洋建設	独自の労務費補正制度(休日取得目標を達成した場合、労務費を5~10%割増補正払い)の出勤確認にCCUS履歴を利用可能に。
清水建設	CCUSの金カード保有を優良技能者手当支給の要件に。CCUS登録技能者の民間工事を含めた建退共掛金を全額負担。
竹中工務店	CCUSカードの保有を優良技能者の条件に。民間工事においてCCUS登録を条件として建退共掛金を全額負担。
三井住友建設	コンストラクション・マイスター制度の認定条件にCCUS登録を追加。CCUS登録技能者について、民間工事含め建退共掛金の全額負担を予定。
矢作建設工業	民間の鉄道軌道工事に従事する協力会社を対象に、CCUS登録技能者については、建退共掛金の全額負担を予定。

【各社優良職長制度における要件化】: 浅沼組、大林組、大林道路、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛鳥建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷エコーポレーション、フジタ、馬淵建設 等

【活用検討中】: 安藤ハザマ、大林道路、オリエンタル白石、川田工業、公成建設、ショーボンド建設、大成ロテック、大豊建設、東鉄工業、南海辰村建設、NIPPO、ピーエス三菱、福田組、藤木工務店、不二建設、不動テトラ、前田建設工業、増岡組、松井建設、松尾工務店、宮坂建設工業、宮地エンジニアリング、森本組、守谷商会、山田組、りんかい日産建設 等

※ 特記なき手当は日額

CCUSレベル別年収の概要 国土交通省による試算

◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。

◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（全分野）(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件> ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
 ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
 ・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は中位程度、「下位」の値は上位85%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
 ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

- 来年4月から、原則としてCCUSに蓄積された就業履歴によらなければCCUSの能力評価の年数に加算されなくなることを踏まえ、**令和5年度を「CCUS能力評価躍進の年」**となるよう、業界と一体となって取組を加速化

※ CCUSの運営主体である建設業振興基金と能力評価の実施について円滑な連携が図られるよう、推進体制(CCUS能力評価推進協議会)についても整備

どんな現場でも、技能者が就業履歴を蓄積できる環境整備

就業履歴を蓄積できる環境の整備

- **市販の安価なカードリーダー**でも対応可能なシステムや**安価に電話で就業履歴が蓄積できる実験的取組**を本年中に提供開始
- **カードリーダーがなくても、iPhoneにより就業履歴が蓄積**できるよう、調査結果を踏まえ**来年度早期のシステム供用開始を目指す**
- CCUS新規登録事業者に**カードリーダーの無償貸与を実施**（建設業振興基金にて継続）

未設置現場向けのメールでの専用窓口の設置

- 「現場にカードリーダーがない」という場合に、技能者や下請からのメール専用窓口を振興基金に開設。
（相談内容に応じた元請向けの情報提供等のサポートの実施、上記のカードリーダーの無償貸与等を周知）

【その他の取組】

- カードリーダーの購入等に係る経費を助成する厚労省の助成金（2/3補助）の活用
- 元請業者に対しては、施工体制登録など現場の手間を削減するような支援

技能者の能力評価の促進

基準未策定となっている分野の評価基準の整備

- 能力評価**基準が策定されていない分野について**専門工事業団体による**基準作成等に対して支援**

申請数増加に向けた専門工事業団体への支援

- 評価申請を増進するため、専門工事業団体による**能力評価実施体制の整備や周知活動**に対して支援

技能者登録の際にワンストップでレベル評価

- 技能者登録と同時に能力評価に応じたカード発行を可能とするよう、「ワンストップ申請」を**来年4月目途に供用開始**

【その他の取組】

- 地域の公共土木で職種横断的に現場を担う技能者の評価の在り方について、基準の策定を視野に入れた実態把握・検討

- 元請会社には、**現場でのカードリーダー等の設置**を進めていただくよう、お願いします。
- 業界団体の皆様には、**技能者の能力評価**の周知・普及を進めていただくようお願いいたします。

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した41分野(※))に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

制度の概要

建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を登録

<技能者の保有資格のほか、カードタッチ等で就業履歴を登録>

技能者情報画面：サンプル

技能者情報(メニュー画面の「310_閲覧」から「10_技能者情報」)では、技能レベル(Lv1~Lv4の数値)のみを表示していましたが、2022年4月よりレベル判定を受けたLv2以上を対象として技能レベルに加えて分野(電気工事技能者、橋梁技能者等)を併せて表示します。

「技能者情報」画面のイメージ

初回登録日			
分野	レベル	レベル判定日	
001 鉄筋技能者	レベル2	2020/06/03	
005 土工技能者	レベル3	2021/09/15	

「技能レベル」欄に貼られたリンクから、ポップアップが表示され、レベル判定を受けた全ての分野ごとに技能レベルが表示

- 経験 (就業履歴)
- 知識・技能 (保有資格)
- マネジメント・警官 (登録基幹技能者講習・職長経験)

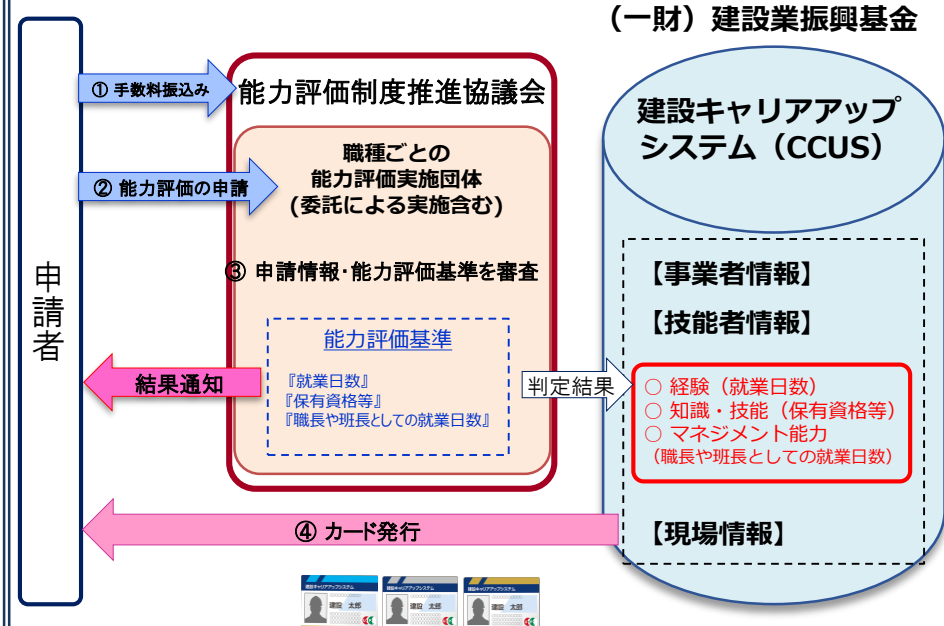
キャリアアップシステム
事業者情報
技能者情報
就業履歴情報

技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



技能者の能力評価手続の概要

- ① 事前に、能力評価制度推進協議会に評価手数料を振込(4,000円)
- ② 申請者は、能力評価実施団体に能力評価の申請を行う
- ③ 能力評価実施団体にて能力評価審査を実施
- ④ ②の評価を受けて、建設業振興基金が(能力評価を反映した)カードを発行



※ 『能力評価制度推進協議会』は、能力評価制度の推進等を図る協議会となる能力評価実施機関 39 分野 54 団体が構成員。

【能力評価対象分野はP. 1 1 4を参照

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した40分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

電気工事 (一社)日本電設工業協会	橋梁 (一社)日本橋梁建設協会	造園 (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	コンクリート圧送 (一社)全国コンクリート 圧送事業団体連合会	防水施工 (一社)全国防水工事業協会
トンネル (一社)日本トンネル 専門工事業協会	建設塗装 (一社)日本塗装工業会	左官 (一社)日本左官業組合連合会	機械土工 (一社)日本機械土工協会	海上起重 (一社)日本海上起重技術協会
プレストレストコンクリート (一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会	鉄筋 (公社)全国鉄筋工事業協会	圧接 全国圧接業協同組合連合会	型枠 (一社)日本型枠工事業協会	配管 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび (一社)日本建設躯体 工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	内装仕上 (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業 協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	サッシ・カーテンウォール (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	エクステリア (公社)日本エクステリア建設業協会
建築板金 (一社)日本建築板金協会	外壁仕上 日本外壁仕上業協同組合連合会	ダクト (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	保温保冷 (一社)日本保温保冷工業協会	グラウト (一社)日本グラウト協会
冷凍空調 (一社)日本冷凍空調 設備工業連合会	運動施設 (一社)日本運動施設建設業協会	基礎ぐい工事 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	タイル張り (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	道路標識・路面標示 (一社)全国道路標識標示業協会
消防施設 (一社)消防施設工事協会	建築大工 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業 地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	硝子工事 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	ALC (一社)ALC協会	土工 (一社)日本機械土工協会
ウレタン断熱 (一社)日本ウレタン断熱協会 ●令和4年4月1日より	発破・破砕 (一社)日本発破・破砕協会 ●令和4年4月1日より	建築測量 (一社)全国建築測量協会 ●令和4年6月1日より	圧入 (一社)全国圧入協会 ●令和5年3月1日より	さく井 (一社)全国さく井協会 ●令和5年5月1日より

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

能力評価分野	レベル2	レベル3	レベル4	小計
電気工事	1,154	2,919	5,124	9,197
橋梁	69	54	605	728
造園	224	266	872	1,362
コンクリート圧送	349	320	634	1,303
防水施工	523	693	1,182	2,398
トンネル	68	52	480	600
建設塗装	566	510	1,727	2,803
左官	272	330	1,396	1,998
機械土工	2,156	643	6,518	9,317
海上起重	218	75	771	1,064
プレストレスト・コンクリート	198	236	856	1,290
鉄筋	1,795	1,608	3,324	6,727
圧接	107	227	385	719
型枠	850	360	3,224	4,434
配管	852	618	2,884	4,354
とび	946	1,886	4,601	7,433
切断穿孔	14	44	372	430
内装仕上	1,124	902	3,081	5,107
サッシ・CW	181	235	757	1,173
エクステリア	20	31	82	133

能力評価分野	レベル2	レベル3	レベル4	小計
建築板金	184	63	725	972
外壁仕上	19	14	139	172
ダクト	204	108	946	1,258
保温保冷	75	87	735	897
グラウト	84	50	607	741
冷凍空調	188	81	543	812
運動施設	42	11	164	217
基礎ぐい工事	674	550	1,136	2,360
タイル張り	22	23	229	274
道路標識・路面標示	122	129	596	847
消防設備	78	115	316	509
建築大工	160	317	635	1,112
硝子工事	71	57	303	431
ALC	107	35	547	689
土工	3,324	3,202	2,980	9,506
ウレタン断熱	5	4	34	43
発破・破砕	96	55	63	214
建築測量	28	23	9	60
圧入	55	182	69	306
さく井	11	15	14	40
(参考)	レベル2	レベル3	レベル4	レベル1
レベル別技能者数	17,235	17,130	49,665	1,200,437

※複数の分野、複数回の判定を受けている技能者の存在により、レベル別技能者数と能力評価実施状況の数字は一致しない。

出典：建設業振興基金(2023年9月末データ)より、国土交通省調べ

○ CCUSへの技能者登録を行う際に、同時に、能力評価申請を行い、能力評価(レベル)を反映したカード発行を可能とする。(ワンストップ化) ※レベル判定は能力評価実施団体により実施 **【令和6年度目途に供用開始予定】**

事業者のみにおけるワンストップ化の手続きの流れ

① 技能者登録・能力評価の申請同時提出

- 【技能者による申請は不可であり、事業者のみによる代行申請^{注1}が可能】
- ・申請者は、CCUSへの登録申請と同時に、能力評価手続を申し込むことを認める^{注2}
 - ・「評価手数料」^{注3}を支払い、振込明細(建設技能者能力評価制度推進協議会あて振込時の領収書等)を添付
 - ・CCUS登録手数料を納付。

(注1) オンライン申請のみ可能、認定登録機関による申請は不可(P)
 (注2) 詳細型の申請であることが必要 (注3) 判定料の減額余地は要検証

② CCUSから各能力評価実施団体に判定依頼

- ・CCUSのシステムに申請者の技能者情報を登録して、各能力評価実施団体に能力判定を依頼

③ 能力評価実施団体による判定

- ・能力評価実施団体において、資格情報及び経歴証明書(就業日数・職長等の就業日数)を、能力評価基準で確認

④ 判定の終了後、CCUSに判定結果を通知

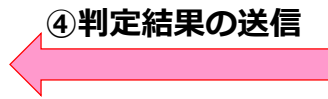
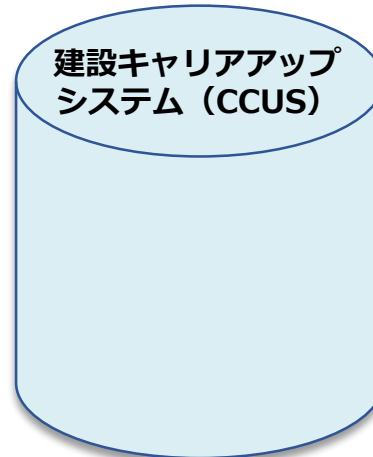
- ・能力評価判定終了後、判定結果をCCUSのシステムに通知(暫定運用スキームで整備する通知システムを使用)
- ※申請者本人に対して別途、判定結果通知書を発行

⑤ 登録の完了と、能力評価を反映したカード発行

- ・能力評価のレベルに応じた色カードを発行

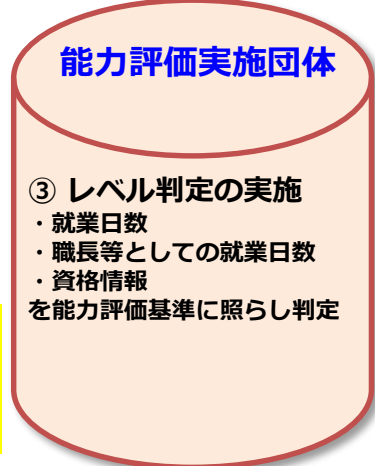
技能者登録・能力評価同時申請の概要

(一財) 建設業振興基金

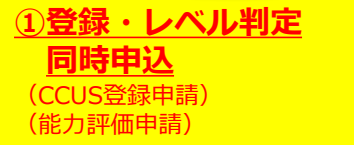


※CCUS登録とレベル判定申込みが同時にされる場合は、白カードは発行しない(登録を済ませてID作成のみ行う)

建設技能者能力評価制度推進協議会



- ### ③ レベル判定の実施
- ・就業日数
 - ・職長等としての就業日数
 - ・資格情報を能力評価基準に照らし判定



⑤ 登録完了、能力評価を反映したカード発行 (金・銀・青)



代行申請者※

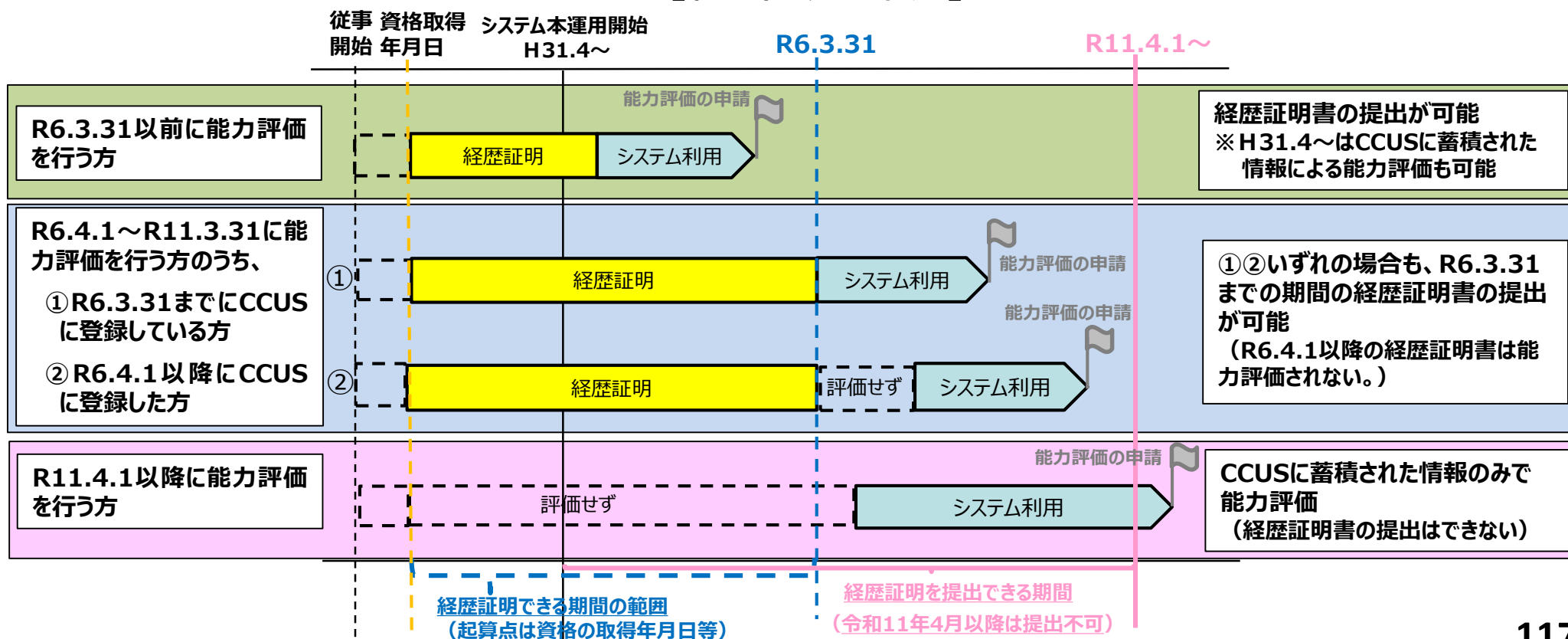
- 【CCUS登録申請用情報】
- 本人情報
 - 保有資格・講習受講記録
 - 社会保険加入状況 等

- 【能力評価申請用情報】
- ① 就業日数
 - (② 保有資格・講習受講記録)
 - ③ 職長・班長としての就業日数
 - ⇒①③は経歴証明書によることが前提

※経歴証明の提出は、真正性の担保として、事業者からの提出を原則としている。

- 建設技能者の能力評価制度においては、建設キャリアアップシステム(CCUS)により客観的に把握できる就業年数、保有資格、マネジメント経験(職長・班長としての経験年数)を評価することを原則とする。
- 一方で、CCUSに就業履歴を蓄積できる環境が整うまでの経過的な措置として、**令和11年3月31日まで**に能力評価の申請を行う場合には、**令和6年3月31日まで**の就業年数、マネジメント経験については、所属事業者等により作成された『経歴証明書』の提出を認めている。
(令和11年4月1日以降に能力評価の申請を行う場合には、CCUSにより客観的に把握できる情報のみを評価することとする。)
- なお、一定の客観性の確保の観点から、経歴証明の起算点は、建設業に関する資格の取得年月日等(CCUSに登録された情報)とする。(マネジメント経験については、起算点の確認は要さない(所属事業者等の経歴証明のみ))

【経歴証明の活用】

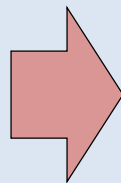


[施工能力等の見える化評価] 見える化評価制度の概要と拡大

- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、**専門工事企業の施工能力等を「見える化」**
- 技能者を雇用・育成する**専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる**

【見える化の項目と評価内容】・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等
施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等
コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



【評価結果】 評価を受けた職種について

☆～☆☆☆☆の4段階で評価

職種
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆



(見える化ロゴマーク・バナー)

基礎ぐい工事 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	機械土工 (一社)日本機械土工協会	建築大工(工務店) 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	鉄筋 (公社)全国鉄筋工事業協会
とび・土工 (一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本葺工業連合会	土工 (一社)日本機械土工協会	左官 (一社)日本左官業組合連合会	PC工事 (一社)プレストレスト・コンクリート工事業協会	コンクリート圧送 (一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会 ●令和5年3月認定

※専門工事業の施工能力の見える化評価は、国土交通大臣が認定した11職種において、それぞれの職種の専門工事業団体により実施。

エクステリア
 (公社)日本エクステリア建設業協会 ●令和5年3月認定

- 建退共の電子申請方式によって、従来の証紙貼付方式に比べて効率的に、直接、技能労働者に退職金の掛金を納付（元下間の証紙交付のやりとりを省略し、元請が直接、電子的に掛金納付するため、より確実）
- さらに、CCUSに蓄積したデータを建退共の就労実績報告作成ツールに取り込むことで、就労実績報告が正確かつ簡略化（元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することを可能とするシステムを供用開始済み）

※証紙貼付方式をはじめ、掛金納付等の適正履行を図るため、公共発注者による元請に対する履行確認を強化・徹底
 （令和3年3月通知「元請事業者による建退共制度の履行状況に関する発注機関の確認等について」）

建退共制度では、技能労働者の働いた日数に応じて退職金の掛金が納付



処遇改善のためには、**就労実績が正しく把握され、実績どおりに掛金が納付される**ことが重要

証紙貼付方式による掛金納付

○元下間での証紙交付のやりとりが生じるため、**掛金納付が不徹底になるおそれ**。どの技能労働者に貼付されたか確認が困難であり、就労の実績と納付の対応関係も不透明になりやすい



電子申請方式

○申請に基づいて**技能労働者に直接、退職金ポイントが付与**されるため、就労実績に基づき確実に掛金が納付
 ○**証紙の事前購入や交付が不要**

【重要】元請が電子申請方式を選択すれば、下請による電子申請方式の採用・不採用に関わらず、掛金を電子申請で納付できる
 （同一現場での証紙貼付方式と電子申請方式の混在は生じない）

建退共とCCUSのデータ連携

電子申請方式
（通常）



作業員名簿等の各種書類を参照して、**就労実績報告作成ツール**に、就労実績を手作業で入力する

（手作業での入力が不要で実績が正確）

CCUSに蓄積されたデータを取り込み、就労実績ファイルを作成

※元請や1次下請が直接にCCUSのデータを利用することが可能

CCUS連携方式



就労実績報告作成ツール



就労状況報告書
（4号 月別様式）

就労実績ファイル



建退共

電子申請専用サイト



退職金ポイント



技能労働者



119

技能労働者に対して、直接、退職金ポイントを付与

（証紙のような元請や下請間でのやりとりが不要）

認定登録機関・登録支援機関

認定登録機関

緑：開設済み 40都道府県 / 空白県：公募を予定

事業者登録・技能者登録の申請書類の受付から審査・登録まで**窓口で実施**
 (全国234箇所開設) (R4年8月1日現在)

※**書面による申請**、写真付きの**身分証がない申請**は、認定登録機関でのみ可能。技能者登録は、「**詳細型登録**」のみの受付



登録支援機関

会員企業等の**限定された申請者を対象に**、申請書類の受取りや記入補助、運営主体に代わって情報をシステムに登録 (全建傘下26協会等)

カードリーダー等の購入等に係る経費の助成

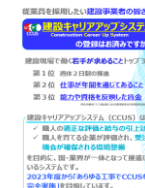
◎ CCUSを活用した雇用環境整備を実施する建設事業主団体に対してカードリーダーの購入等に係る経費を助成 【厚労省】

	事業内容	対象経費
就業履歴蓄積促進事業	建設事業主団体が、中小構成員等におけるカードリーダー等の各種機器等の導入を促進する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カードリーダーなどの各種機器の購入費・リース料、アプリなどソフトウェア等の導入に係る契約費用(初期費用、月額利用料等)、機器設置費用、説明会開催費用など ・上記費用について中小構成員等に対して助成した額

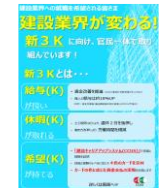
※このほか、建設事業主団体が、中小構成員等に対して事業者登録料や技能者登録料の全部または一部を補助する事業についても助成

求人・求職活動との連携

- ◎ ハローワークにおいて求職者に対してCCUS登録済み企業への応募を勧奨、技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主に対し、求人票の作成支援の取組を開始
- ◎ 『助太刀』『パワーワーク』といった民間マッチングサービスにおいてCCUS登録済み利用者にCCUSマークをバッジ表示する取組を開始 (試行)



建設事業主向けリーフレット



求職者向けリーフレット

現場利用等の疑問にきめ細かくサポートする体制づくり

FAQや問い合わせメールフォームで質問に対応

- ◎登録や現場利用等に係るサポートとして、建設業振興基金のホームページ上で「FAQ（よくあるご質問）」を掲載
- ◎建設業振興基金のHP上の「お問い合わせメールフォーム」を利用したメールでの問い合わせに対して、直接に回答してサポート

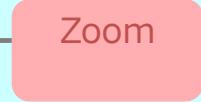
『CCUSサテライト説明会』の開催

- ◎2020年9月からZoomを活用したWeb説明会「サテライト説明会」を開催(約3,526件、参加者数延べ約7,633名)(7月末時点)
- ※建設業振興基金のホームページからフォームをダウンロードして申込みが可能

CCUS事業本部



サテライト会場



Web会議システムを活用することにより、多種多様な開催方法が可能です。

<p>ケース1～1つの会場と接続して開催</p> <p>1人1席の人数を超過しただけでなく、自治体の会議室などの会場も利用可能です。</p>	<p>ケース2～複数の会場と接続して開催</p> <p>複数の会議室などと接続して開催することも可能です。</p>
<p>ケース3～会場を自宅PCと接続して開催</p> <p>自宅での参加が難しい場合、会場PCからでも参加が可能です。</p>	<p>ケース4～複数の自宅PCと接続して開催</p> <p>会場が複数設置している場合、複数の自宅PCと接続して開催することも可能です。</p>

『CCUS認定アドバイザー』

- ◎CCUSの登録のほか、現場運用等に関する専門的知識を習得し、CCUS利用者に対する適切な助言等を行うことができる総合アドバイザー ※6月末現在322名を認定

『CCUSチャンネル』

- ◎ユーザーからニーズが高いCCUS概要説明や、現場運用に関する情報をはじめ、CCUSについてわかりやすく解説するコンテンツを配信



※建設キャリアアップシステムの登録・現場利用のサポートについて、令和4年5月31日に建設業団体へ周知

**本資料に関する問い合わせは
中国地方整備局建政部
計画・建設産業課まで**

**電話：082-221-9231(代表)
内線：6142 6148**

～ みんなで守る適正取引 ～

請負代金や工期設定は 適切ですか？



通常よりもかなり短い工期で契約していませんか？



担い手確保には、
適正な請負代金・工期・
価格転嫁が必要です。



令和5年度 10・11・12月は

建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構